

第 10 期

伊勢崎市高齢者保健福祉計画

【令和9（2027）～令和11（2029）年度】

（骨子案）

伊勢崎市老人福祉計画

伊勢崎市介護保険事業計画

伊勢崎市認知症施策推進計画

令和8（2026）年9月

伊 勢 崎 市

あいさつ文

目 次

第1章 計画の位置づけ	1
第1節 計画策定の背景及び目的	1
1-1 計画の背景	1
1-2 計画の目的	1
第2節 計画の法的位置づけ及び性格	2
2-1 計画の法的位置づけ	2
2-2 計画の性格	2
2-3 他の計画との整合性	3
2-4 本計画とSDGsの親和性	4
第3節 計画の期間及び見直しの時期	5
3-1 計画の期間	5
3-2 計画の見直し時期	5
第2章 高齢者の現状等	7
第1節 市全体の高齢者の人口等の推移・推計	7
1-1 総人口（3区分人口）及び高齢化率等の推移・推計	7
1-2 高齢者世帯の推移	9
1-3 日常生活圏域別の高齢者人口等	12
第2節 介護保険給付の実績把握と分析	13
2-1 介護保険被保険者の推移・推計	13
2-2 要支援・要介護認定者数の推移	14
2-3 介護保険給付の状況	16
第3節 第9期計画による計画値と実績値	19
3-1 総人口、被保険者等の計画値と実績値	19
3-2 介護給付サービスの計画値と実績値	20
3-3 予防給付サービスの計画値と実績値	21
第3章 アンケート等調査結果の概要	23
第1節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	23
1-1 生活状況について	23
1-2 日常生活におけるリスクの状況について	25
1-3 地域での活動について	27
1-4 たすけあいについて	28
1-5 健康について	31
1-6 認知症に関する相談窓口の認知度について	31
第2節 在宅介護実態調査	32
2-1 主な介護者の仕事と介護の両立の状況	32
2-2 介護者が不安に感じている介護内容	34
2-3 在宅生活の継続に必要な支援・サービス	35

2-4 訪問診療の利用状況	35
第3節 介護サービス事業所調査	36
3-1 介護サービスの充足度	36
3-2 事業所の運営について	37
3-3 看取りについて	40
3-4 在宅医療・介護の連携について	41
第4節 認知症アンケート調査	42
4-1 相談の相手	42
4-2 気持ちを伝えられる場所について	43
4-3 地域活動や交流について	44
第4章 計画策定に向けた課題	45
第1節 高齢者の現況からみた課題	45
1-1 高齢者人口の増加と現役世代人口の減少	45
1-2 高齢夫婦・ひとり暮らし高齢者世帯の増加	45
1-3 適切な介護サービスの提供体制	46
1-4 日常生活におけるリスク	46
1-5 日常生活圏域の特徴に応じた対応	46
1-6 在宅介護と就労の継続	47
1-7 認知症への対応	47
1-8 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進	47
第2節 第9期計画の主な取組と課題	48
2-1 介護サービス基盤の計画的な整備	48
2-2 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進	48
2-3 認知症施策の総合的な推進	48
2-4 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	49
2-5 保険者機能の強化	49
2-6 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上	50
2-7 高齢者の生活支援の充実	50
2-8 高齢者の活躍支援	51
第5章 計画の理念と方針	53
第1節 基本理念	53
第2節 基本方針	54
第3節 日常生活圏域の設定	57
3-1 日常生活圏域別の要支援・要介護認定者等状況	58
3-2 日常生活圏域別の認知症高齢者の状況	59
3-3 日常生活圏域別の障害高齢者の状況	60
第4節 施策体系	61
第6章 施策の展開	63
第1節 介護保険サービスの展開	63

1-1	居宅サービス	64
1-2	地域密着型サービス	72
1-3	施設サービス	76
第2節	地域支援事業の展開	78
2-1	介護予防・日常生活支援総合事業	80
2-2	包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）	85
2-3	包括的支援事業（社会保障充実分）	88
2-4	任意事業	91
2-5	認知症施策	93
第3節	高齢者一般施策と関連事業の展開	101
3-1	保険外サービスによる在宅生活支援の充実	101
3-2	高齢者福祉施設の整備（介護保険以外のサービス）	104
3-3	高齢者向け健康づくり事業等	105
3-4	見守りと高齢者虐待防止対策に係る施策	107
3-5	高齢者の生きがいと社会参加に係る施策	110
3-6	高齢者の住まいや移動手段等の確保に係る施策	114
3-7	災害及び感染症対策に係る施策	117
第7章	介護保険料	119
第1節	介護保険料算定の流れ	119
1-1	介護保険事業の財源	119
1-2	介護保険料の算出方法	120
第2節	介護保険サービス量の推計	121
2-1	介護給付サービス量の推計	121
2-2	介護予防サービス量の推計	121
第3節	介護保険サービス費の推計	122
3-1	介護給付サービス費の推計	122
3-2	予防給付サービス量の推計	123
3-3	総給付費の推計	123
3-4	標準給付費の推計	124
3-5	地域支援事業費の推計	124
第4節	介護保険料の算定	125
4-1	第1号被保険者介護保険料基準額の算定	125
4-2	第1号被保険者の所得段階別保険料	126
第8章	介護保険制度の円滑な運営等	127
第1節	介護給付適正化の推進	127
1-1	介護給付適正化の取組	127
1-2	制度の趣旨普及	128
1-3	指導監督との連携	128
第2節	介護サービスの質の向上	129

2-1 ケアマネジメントの質の向上	129
2-2 介護人材の確保、資質の向上	129
第3節 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進	131
第4節 介護サービス情報の公表	131
4-1 情報提供等	131
4-2 苦情・相談受付体制の充実	131
第5節 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	132
第6節 低所得者への配慮	132
6-1 低所得者への配慮	132
6-2 介護保険料の減免	132
第9章 計画の推進体制	133
第1節 連携体制	133
1-1 市民との連携	133
1-2 地域で支え合う体制づくりの推進	133
1-3 関係団体との連携	133
1-4 庁内組織体制の整備	133
1-5 近隣自治体との連携及び国、県との連携	133
第2節 進行管理	134
資料編	135
1 第10期計画における拡充または新規施策・事業	135
2 ストラクチャー指標	135
3 日常生活圏域別データ	135
4 その他のアンケート調査結果概要	135
5 伊勢崎市介護保険運営協議会名簿	135
6 設置要綱等	135
7 計画策定の経過	135
8 用語の解説	135

第1章 計画の位置づけ

第1節 計画策定の背景及び目的

1-1 計画の背景

伊勢崎市の高齢者数は、一貫して増加しており、令和7（2025）年10月1日現在における高齢化率は25.7%となっています。令和22（2040）年には「団塊ジュニア世代」が65歳以上になるなど、人口の高齢化はますます進行することが見込まれています。また、生産年齢人口の減少も加速する中で、社会経済活動における担い手不足が進行しています。

本市では、これまで、「団塊の世代」すべてが75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。こうした中、今後は地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備し、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、困窮分野も含めた、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を行っていくことが必要とされています。

また、第9期計画では、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、認知症施策を展開しているところです。今後は、令和6（2024）年に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という）を踏まえた「共生社会」の実現と「新しい認知症観[※]」に立った支援が求められます。そのため、これまで以上に本人や家族の声を広く聴き、今後の施策へ積極的に反映させることが重要となります。

こうした新たな需要や課題を踏まえ、介護保険制度の持続可能性を維持しながらも、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図るため、これまでの高齢者保健福祉計画（老人福祉計画及び介護保険事業計画）に加え、認知症施策推進計画を一体的なものとして策定し、地域で高齢者を含む住民が支え合いながら自分らしく活躍できる社会の構築を目指すものです。

1-2 計画の目的

第10期伊勢崎市高齢者保健福祉計画（以下「本計画」という）の策定にあたっては、前期（第9期）計画の理念を踏まえつつ、高齢者福祉を取り巻く近年の動向や、将来の展望等を勘案しながら、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進と、地域共生社会の実現を図ることを目的とします。

第2節 計画の法的位置づけ及び性格

2-1 計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法、介護保険法及び認知症基本法に基づき、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」及び「認知症施策推進計画」を一体として策定するものです。

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項（老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画）に基づき、介護保険サービスの提供のほか、介護保険の対象とならない生活支援サービスの提供体制の確保等、地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般にわたる施策などを定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画）に基づき、介護サービスの見込量や介護保険制度の円滑な実施を図るための施策などを定めるものです。

認知症施策推進計画は、「認知症基本法」第13条第1項に基づく市町村認知症施策推進計画として位置づけられる計画で、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

2-2 計画の性格

「老人福祉計画」は、すべての高齢者を対象とする健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般に関する計画です。

「介護保険事業計画」は、65歳以上（第1号被保険者※）と、40～64歳（第2号被保険者※）で老化が原因とされる特定疾病者の要支援・要介護認定者を対象としています。要支援・要介護状態となっても、適した介護サービスを活用することにより、できるだけ住み慣れた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、介護保険事業の適切で効率的な運営を推進するための計画です。介護保険事業計画は、計画期間の3年間における介護保険給付サービスについて、利用人数や回数、日数を推計し、それに基づき保険料を算定します。

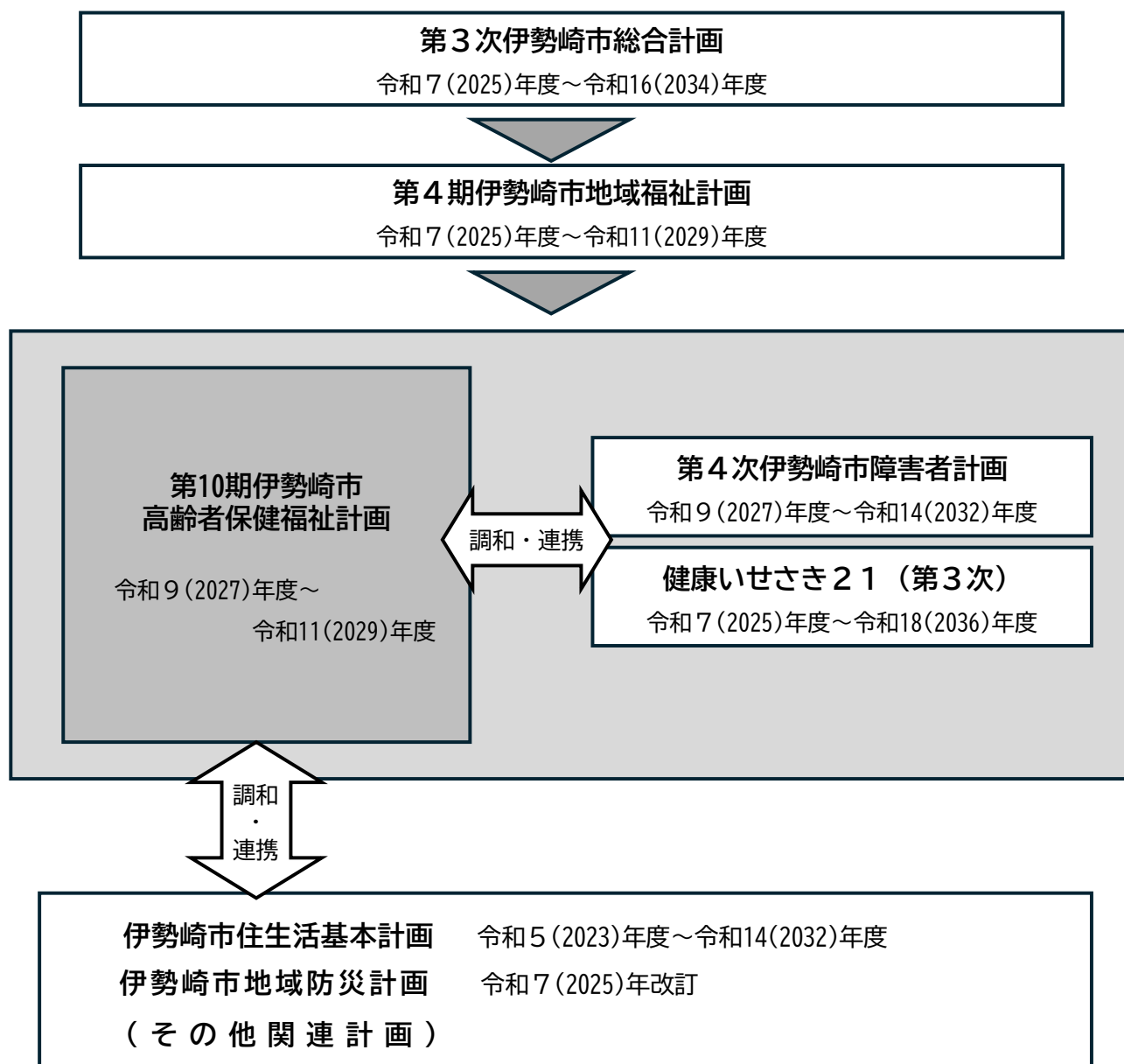
「認知症施策推進計画」は、前期（第9期）計画で認知症施策を展開しておりますが、認知症基本法の趣旨を踏まえ「共生社会」の実現に向けた取組を進めるにあたり、「新しい認知症観」に立ちながら、認知症の本人が希望をもって自分らしく暮らし続けることができる社会を目指すための計画です。

2-3 他の計画との整合性

本計画は、本市の最上位計画である「第3次伊勢崎市総合計画」と、「第4期伊勢崎市地域福祉計画」を上位計画とし、「第4次伊勢崎市障害者計画」や『健康いせさき21（第3次）』健康増進計画・食育推進計画」の地域における障害者、保険、医療、その他の福祉の各分野との調和・連携を図るとともに、高齢者施策を取り巻くその他の個別計画との整合性に留意した計画として策定します。

また、伊勢崎市総合計画や伊勢崎市地域福祉計画をはじめ、関連する計画との整合性を図りながら計画を遂行していきます。

◇ 計画の位置づけ（他の計画との関係）



2-4 本計画とSDGsの親和性

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略称で、2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたる17の目標が設定されています。

その理念は、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国も含め全ての国や関係者の役割を重視し、経済・社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和させる統合的な取組となっています。

本計画で、持続可能な高齢者福祉施策や介護保険事業を推進することは、SDGsの達成に向けた政策としての意義を持ち合わせることとなります。

◇ SDGsの17の目標のアイコン



資料：国際連合広報センター

第3節 計画の期間及び見直しの時期

3-1 計画の期間

本計画の計画期間は、令和9(2027)年度～令和11(2029)年度までの3年間とします。

また、本計画は、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すとともに、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えて、高齢者の介護予防・健康づくりの推進、認知症施策の総合的な推進、保険者機能の強化（地域保健としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）、持続可能な介護保険制度の構築・介護現場の革新及び災害や感染症にかかる体制の整備等の観点に基づき、引き続き、地域共生社会の実現に向けた取組を展開します。

3-2 計画の見直し時期

本計画の最終年度である令和11年度中に計画の見直しを行い、令和12(2030)年度～令和14(2032)年度までの3年間を計画期間とする次期（第11期）計画を策定します。

◇ 計画の見直し時期

年号	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030	令和13年度 2031	令和14年度 2032	令和15年度 2033	令和16年度 2034	令和17年度 2035	令和18年度 2036	令和19年度 2037	令和20年度 2038	令和21年度 2039	令和22年度 2040	令和23年度 2041
高齢者保健福祉計画	第10期			第11期			第12期			第13期			第14期		
見直し			◎			◎			◎			◎			◎

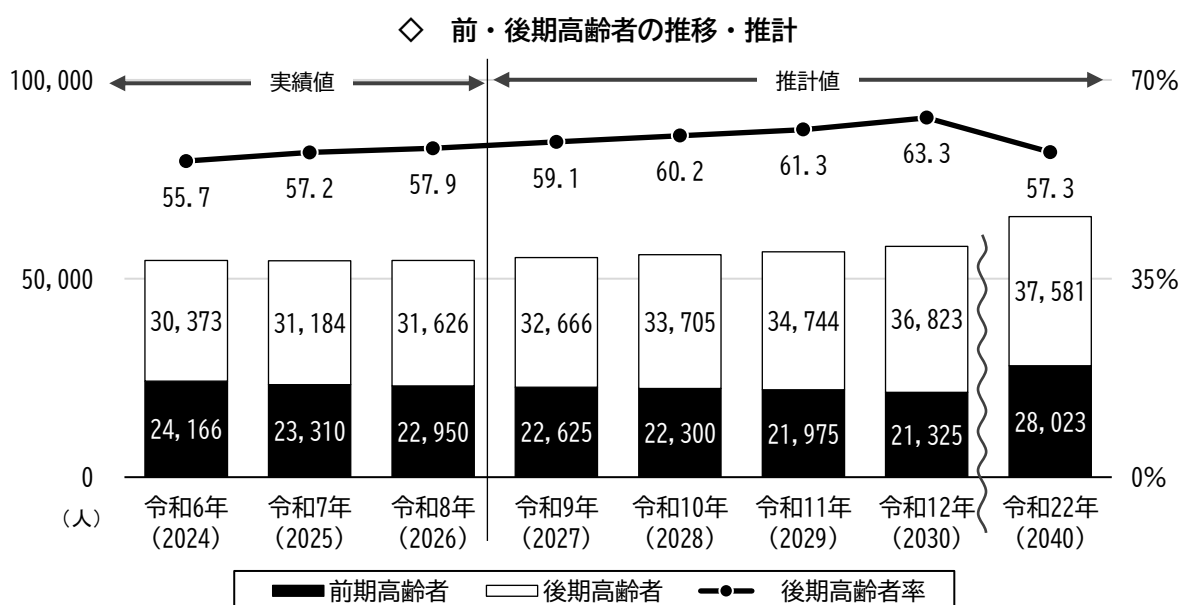
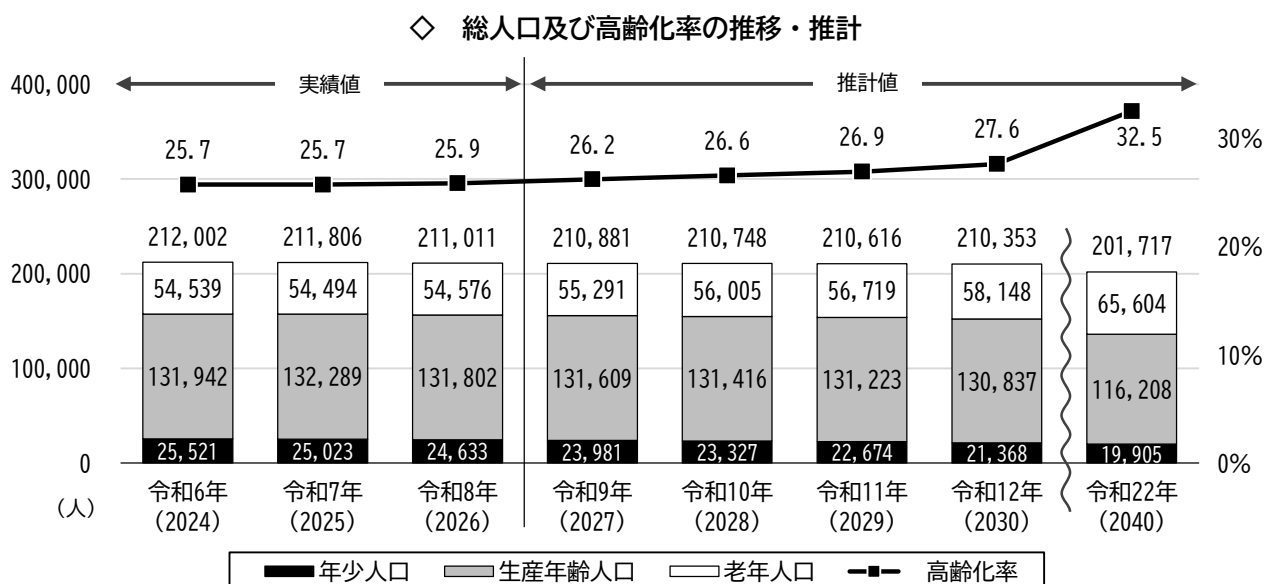
団塊ジュニアが
65歳以上に

第2章 高齢者の現状等

第1節 市全体の高齢者の人口等の推移・推計

1-1 総人口（3区分人口）及び高齢化率等の推移・推計

本市の総人口は令和8(2026)年4月1日現在で211,011人であり、そのうち65歳以上の高齢者が占める割合は25.9%となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年度推計を参考にした本市の将来人口は、団塊ジュニアが65歳以上となる令和22(2040)年で201,717人となり、高齢者人口が占める割合は、32.5%まで増加することが予測されています。さらに、高齢者人口について、前・後期高齢者の推移・推計をみると、令和6(2024)年以降、後期高齢者の占める割合が5割以上を占めており、令和12(2030)年では63.3%まで増加すると予測されています。



資料：実績値：住民基本台帳（各年10月1日、令和8年度は4月1日）
推計値：国立社会保障・人口問題研究所推計を基にした推計

令和 8 (2026) 年の 5 歳年齢別人口と令和 22(2040) 年の 5 歳年齢別推計人口を比べると、総人口では男女とも 4 ポイント程度減少しています。60 歳未満では 35～39 歳の男性を除き男女とも減少し、特に 15 歳～19 歳における男女計の減少割合が高くなっています。

一方 60 歳以上では 75～79 歳を除いて男女とも増加し、90 歳以上では男女計で 98 ポイントの増加となっています。

◇ 5 歳年齢別人口（令和 8 (2026) 年と令和 22(2040) 年の比較）

（単位：人、％）

総数	令和 8 (2026) 年			令和 22 (2040) 年			令和 22 年－令和 8 年		
	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女
	211,011	106,275	104,736	201,717	101,709	100,008	▲ 4.4	▲ 4.3	▲ 4.5
0～4 歳	6,993	3,660	3,333	6,183	3,223	2,960	▲ 11.6	▲ 11.9	▲ 11.2
5～9 歳	8,302	4,277	4,025	6,779	3,496	3,283	▲ 18.3	▲ 18.3	▲ 18.4
10～14 歳	9,338	4,661	4,677	6,943	3,557	3,386	▲ 25.6	▲ 23.7	▲ 27.6
15～19 歳	10,331	5,353	4,978	6,973	3,552	3,421	▲ 32.5	▲ 33.6	▲ 31.3
20～24 歳	11,389	6,203	5,186	8,770	4,626	4,144	▲ 23.0	▲ 25.4	▲ 20.1
25～29 歳	12,148	6,497	5,651	10,525	5,494	5,031	▲ 13.4	▲ 15.4	▲ 11.0
30～34 歳	12,376	6,666	5,710	11,768	6,363	5,405	▲ 4.9	▲ 4.5	▲ 5.3
35～39 歳	12,187	6,485	5,702	12,033	6,540	5,493	▲ 1.3	0.8	▲ 3.7
40～44 歳	13,153	6,836	6,317	11,808	6,438	5,370	▲ 10.2	▲ 5.8	▲ 15.0
45～49 歳	15,182	7,897	7,285	11,548	6,182	5,366	▲ 23.9	▲ 21.7	▲ 26.3
50～54 歳	17,253	8,932	8,321	13,205	6,997	6,208	▲ 23.5	▲ 21.7	▲ 25.4
55～59 歳	15,150	7,865	7,285	14,173	7,308	6,865	▲ 6.4	▲ 7.1	▲ 5.8
60～64 歳	12,633	6,546	6,087	15,405	7,928	7,477	21.9	21.1	22.8
65～69 歳	11,115	5,603	5,512	15,336	7,910	7,426	38.0	41.2	34.7
70～74 歳	11,835	5,669	6,166	12,687	6,272	6,415	7.2	10.6	4.0
75～79 歳	13,284	6,115	7,169	12,055	5,783	6,272	▲ 9.3	▲ 5.4	▲ 12.5
80～84 歳	8,679	3,734	4,945	9,727	4,471	5,256	12.1	19.7	6.3
85～89 歳	5,656	2,157	3,499	7,864	3,050	4,814	39.0	41.4	37.6
90 歳以上	4,007	1,119	2,888	7,935	2,519	5,416	98.0	125.1	87.5

資料：実績値：住民基本台帳（令和 8 年 4 月 1 日）

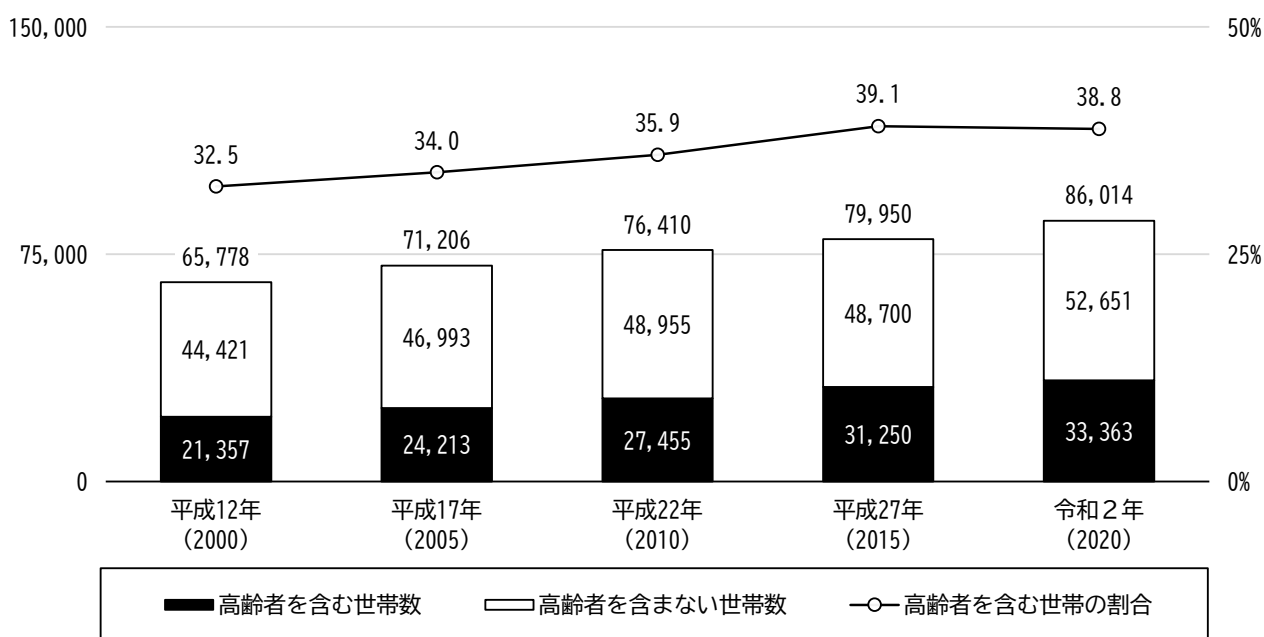
推計値：国立社会保障・人口問題研究所推計を基にした推計

1-2 高齢者世帯の推移

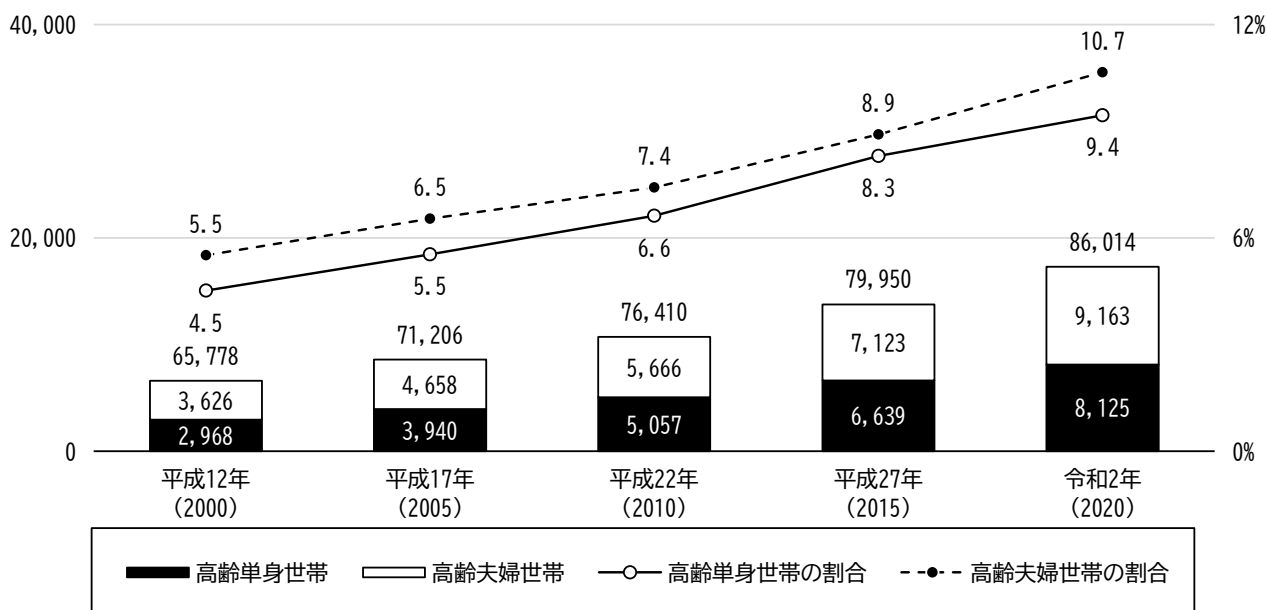
国勢調査によると、一般世帯のうち高齢者を含む世帯数は増加傾向にあり、令和2（2020）年時点で 33,363 世帯となっています。また、高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯も増加傾向にあり、令和2（2020）年時点で、それぞれ 9,163 世帯、8,125 世帯となっています。

群馬県や国と比較すると、一般世帯に占める高齢者を含む世帯、高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯の割合は、いずれも低い水準となっています。

◇ 高齢者世帯の推移



◇ 高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の推移



◇ 高齢者世帯数等の国・県との比較（令和2（2020）年時点）

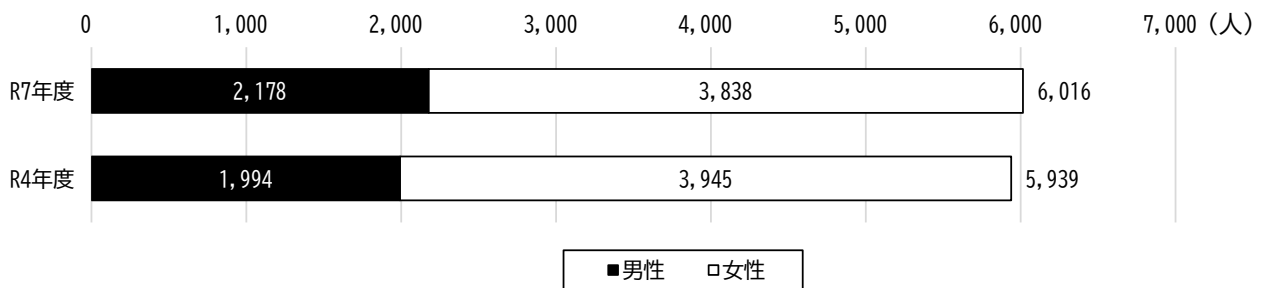
項目名	伊勢崎市	群馬県	全国
一般世帯総数	86,014 世帯	803,215 世帯	55,704,949 世帯
高齢者を含む世帯数	33,363 世帯	359,309 世帯	22,655,031 世帯
高齢者を含む世帯の割合	38.8%	44.7%	40.7%
高齢夫婦世帯数	9,163 世帯	103,437 世帯	6,533,895 世帯
高齢夫婦世帯の割合	10.7%	12.9%	11.7%
高齢単身世帯数	8,125 世帯	93,993 世帯	6,716,806 世帯
高齢単身世帯の割合	9.4%	11.7%	12.1%

資料：国勢調査

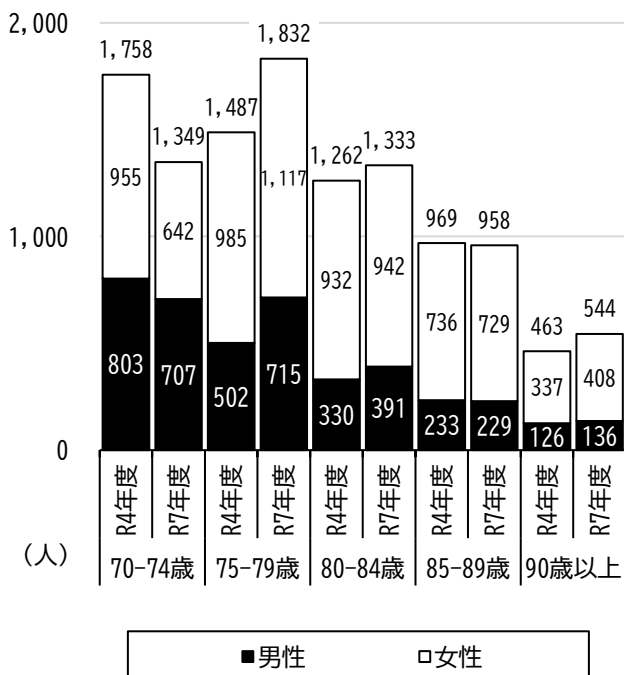
本市では、70歳以上の市民を対象に「ひとり暮らし高齢者調査」を毎年実施しています。令和7（2025）年度の調査結果によると、70歳以上でひとり暮らしをしているのは6,016人で令和4（2022）年度と比較して77人増加しています。

5歳区分で見ると、令和7（2025）年度の70-74歳を除いて、いずれの年代区分も女性が男性より多く、80歳以上では7割以上を占めています。

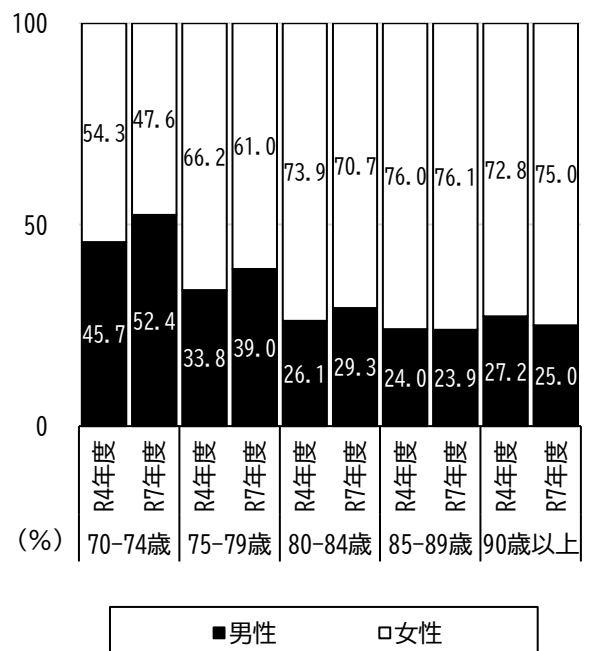
◇ 70歳以上のひとり暮らし（人数）



◇ 男女別・年代別 前回比較（人数）



◇ 男女別・年代別 前回比較（割合）

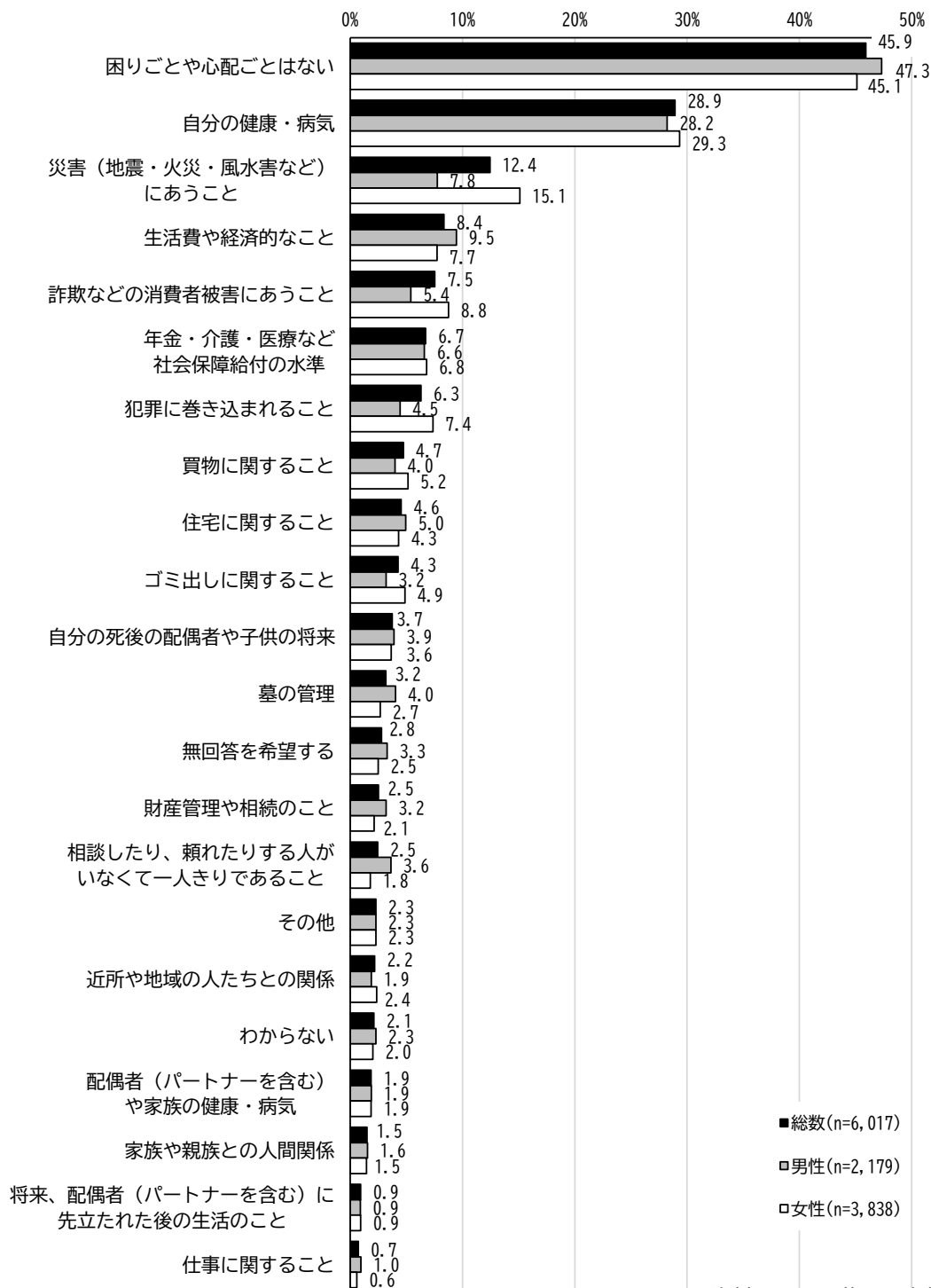


ひとり暮らし高齢者の困りごとや心配ごとについてみると、「困りごとや心配ごとはない」が5割弱で最も高くなっています。次いで「自分の健康・病気」が3割弱、「災害（地震・火災・風水害など）にあうこと」が約1割となっています。

男女別では、「困りごとや心配ごとはない」、「自分の健康・病気」に次いで、男性は「生活費や経済的なこと」が9.5%に対し、女性は「災害（地震・火災・風水害など）にあうこと」が15.1%と男女間で差がみられます。

全体として、健康や災害に対して不安がある人の割合が高くなっています。

◇ ひとり暮らし高齢者の困りごとや心配ごと



資料：ひとり暮らし高齢者調査

1-3 日常生活圏域別の高齢者人口等

令和4（2022）年と令和7（2025）年を比べると、日常生活圏域別の総人口は、9圏域中6圏域で減少し、3圏域で増加しています。

1世帯あたり人員では、総人口の増加している赤堀、東地区において多くなっています。ひとり暮らしの高齢者（70歳以上）の割合では、南・茂呂地区が13.3%と最も高くなっています。

地区別の高齢化率と要支援・要介護認定率についてみると、豊受地区では、高齢化率は高く、認定率は低い特徴が見られます。

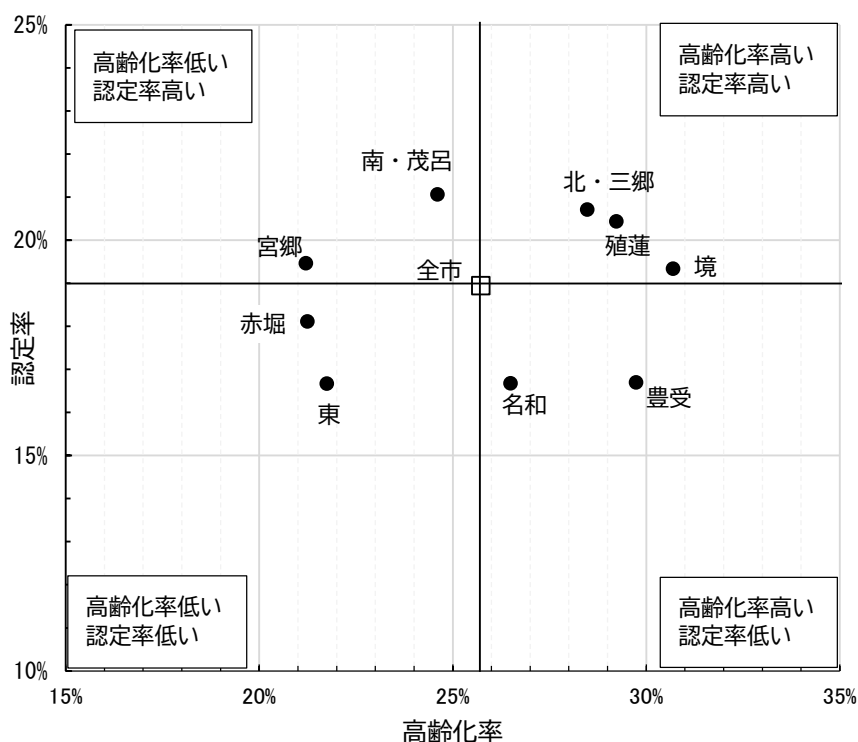
◇ 日常生活圏域別の高齢者の状況（令和7（2025）年時点）

資料：ひとり暮らし高齢者調査（令和7（2025）年）

地区名	総人口 R4.10 (人)	総人口 R7.10 (人)	総人口 R7-R4 (人)	増減率	世帯数 R7.10 (世帯)	1世帯 当たり人員 R7.10 (人)	ひとり暮らし 高齢者率 (70歳以上) R7	認定者数 (第1号被保険者) R7.10 (人)	65歳以上 総人口 R7.10 (人)	高齢化率 R7.10	認定率 (第1号被保険者) R7.10
北・三郷	23,948	23,754	▲ 194	-0.8%	11,107	2.14	12.8%	1,401	6,764	28.5%	20.7%
南・茂呂	24,321	24,140	▲ 181	-0.7%	11,417	2.11	13.3%	1,251	5,940	24.6%	21.1%
殖蓮	21,083	20,674	▲ 409	-1.9%	10,137	2.04	13.0%	1,235	6,043	29.2%	20.4%
宮郷	26,914	26,770	▲ 144	-0.5%	12,757	2.10	10.4%	1,105	5,677	21.2%	19.5%
名和	17,288	17,065	▲ 223	-1.3%	8,244	2.07	10.9%	754	4,521	26.5%	16.7%
豊受	18,155	18,224	69	0.4%	8,692	2.10	10.9%	905	5,419	29.7%	16.7%
赤堀	24,193	24,532	339	1.4%	10,674	2.30	7.1%	944	5,211	21.2%	18.1%
東	26,977	27,560	583	2.2%	11,877	2.32	9.4%	999	5,993	21.7%	16.7%
境	29,426	29,087	▲ 339	-1.2%	13,250	2.20	10.9%	1,726	8,926	30.7%	19.3%
全市	212,305	211,806	▲ 499	-0.2%	98,155	2.16	11.0%	10,320	54,494	25.7%	18.9%

●全市の認定者数（第1号被保険者）R7.10は住所地特例を除く

◇ 地区別の高齢化率と認定率



第2節 介護保険給付の実績把握と分析

2-1 介護保険被保険者の推移・推計

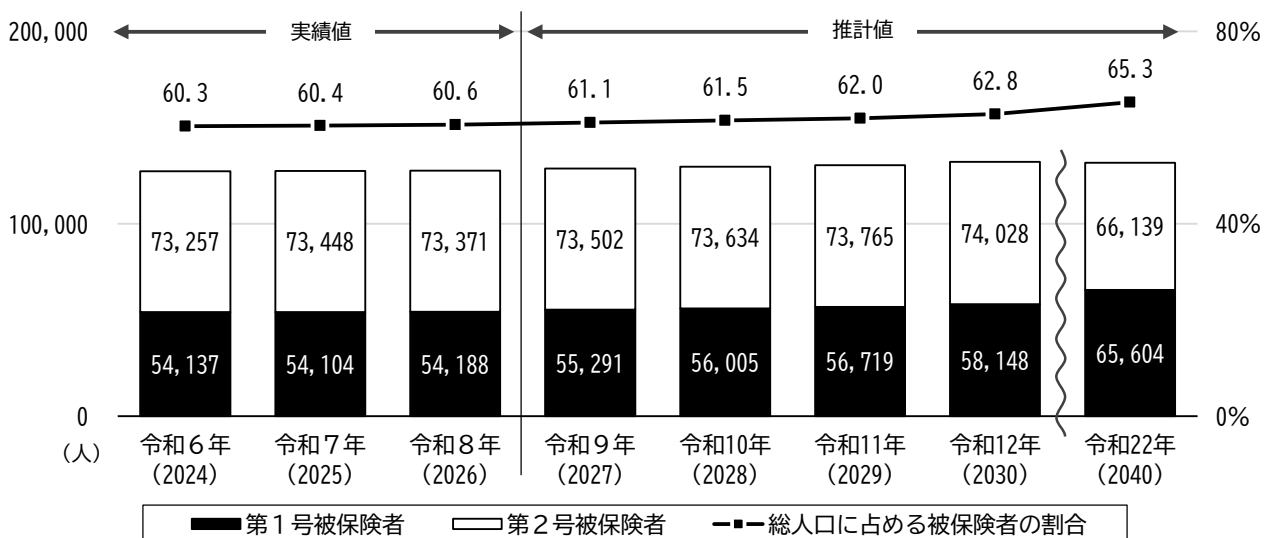
被保険者数は、第1号・第2号被保険者ともに、年々増加しており、令和8（2026）年4月1日現在で、第1号被保険者が54,188人、第2号被保険者が73,371人となっています。国立社会保障・人口問題研究所による公表データを基にした将来推計では、今後、総人口は減少するものの、第1号、第2号被保険者とも増加傾向が続くものと予測されています。

なお、総人口に占める被保険者数の割合は、総人口の減少と被保険者数の増加により、令和12（2030）年で62.8%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年で65.3%まで上昇するものと予測されています。

◇ 被保険者の推移・推計

	実績値			推計値				
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
総人口	212,002	211,806	211,011	210,881	210,748	210,616	210,353	201,717
被保険者数	127,796	127,942	127,947	128,793	129,639	130,484	132,176	131,743
第1号被保険者	54,137	54,104	54,188	55,291	56,005	56,719	58,148	65,604
第2号被保険者	73,257	73,448	73,371	73,502	73,634	73,765	74,028	66,139

◇ 被保険者の推移・推計

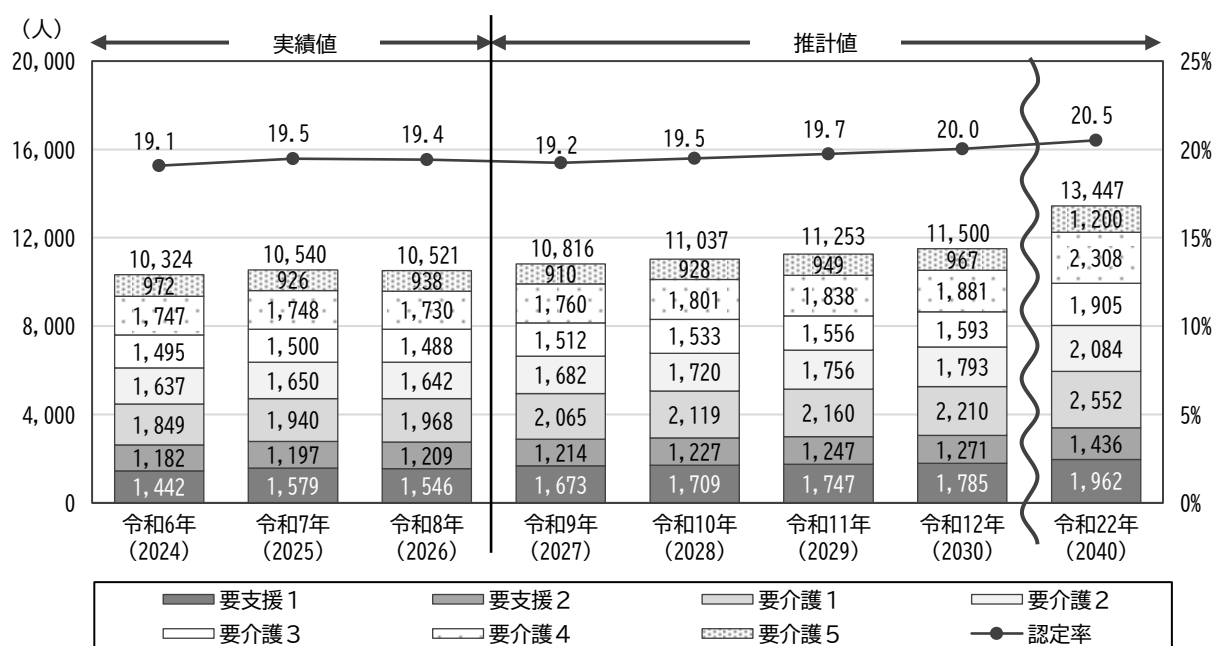


資料：実績値：住民基本台帳（各年10月1日、令和8年は4月1日）
 第1号被保険者は介護保険事業状況報告月報（各年9月）
 推計値：国立社会保障・人口問題研究所推計を基にした推計

2-2 要支援・要介護認定者数の推移

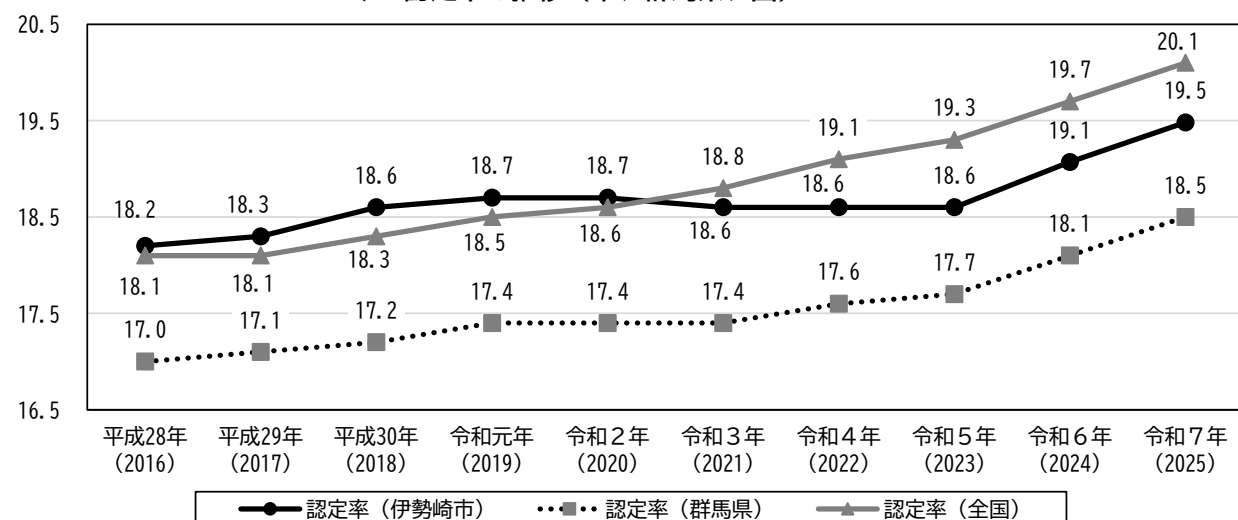
第1号被保険者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は年々増加しています。令和8（2026）年の要介護・要支援認定者数は10,521人で、要介護1が1,968人と最も多く、次いで、要介護4が1,730人となっています。地域包括ケア「見える化」システムによる将来推計では、今後も要支援・要介護認定者数は増加し続けることが予測されており、令和22（2040）年の要支援・要介護認定者数は13,447人で、要介護1が2,552人と最も多く、次いで、要介護4が2,308人になり、認定率も20.5%まで上昇することが予測されています。

◇ 要介護・要支援認定者数（第1号被保険者）の推移



資料：実績値 介護保険事業状況報告月報（各年9月、令和8年は3月）
推計値 地域包括ケア「見える化」システム

◇ 認定率の推移（市、群馬県、国）

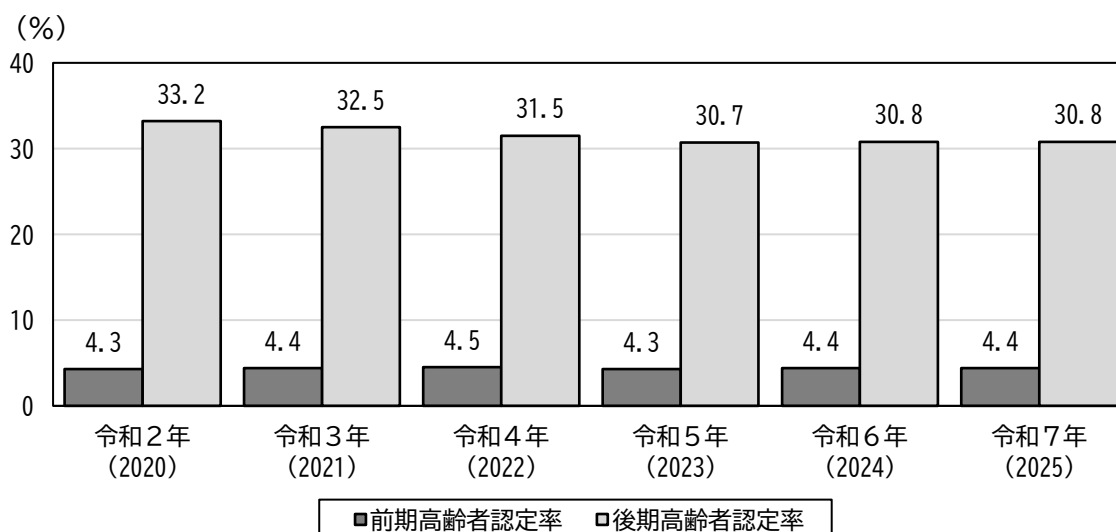


資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月）

前期及び後期高齢者の認定率について、令和2(2020)年～令和7(2025)年の推移を見ると、前期高齢者は4.3%～4.5%の間で推移しており、6か年の平均認定率は4.4%となっています。一方、後期高齢者の認定率は、令和2(2020)年の33.2%より減少傾向にあり、令和7(2025)年では30.8%と2.4ポイント減少しています。

後期高齢者の6か年の平均認定率は31.6%となっており、前期高齢者の約7.2倍となっています。

◇ 前期・後期高齢者の認定率



資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月）

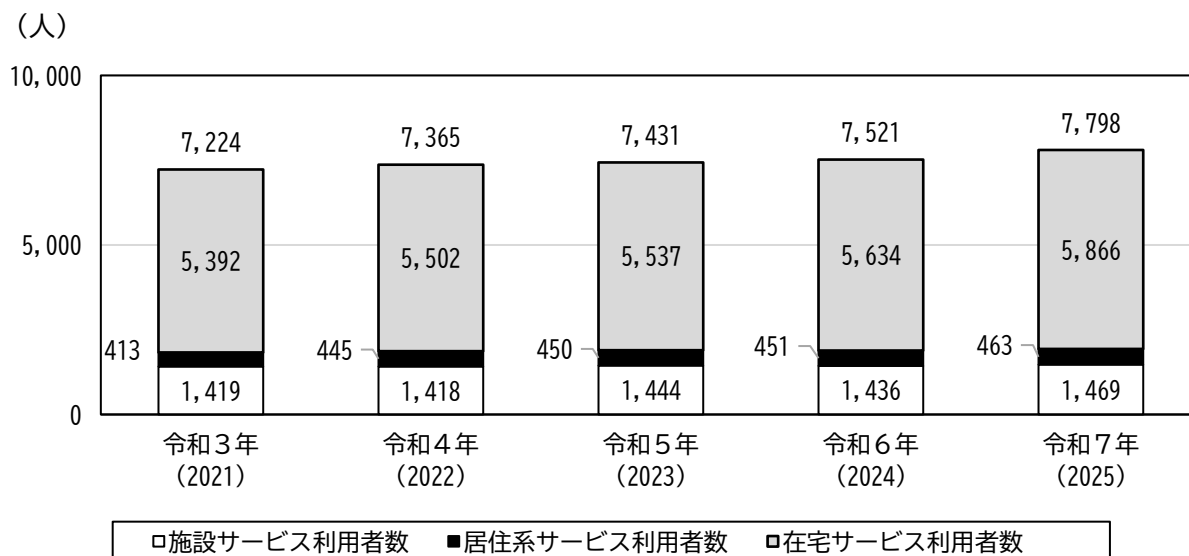
2-3 介護保険給付の状況

(1) 介護（予防）サービス利用者数

介護（予防）サービスの利用者数（合計）は令和3（2021）年以降増加傾向にあります。サービスの内訳をみると、在宅サービスが7割以上を占めています。

また、居住系サービス、在宅サービスの利用者数は年々増加しており、令和7（2025）年と令和3（2021）年を比較すると、居住系サービスでは50人、在宅サービスでは474人増加しています。

◇ 介護（予防）サービス利用者数の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム
(令和7年は12月現在)

(2) 介護（予防）サービスの受給率

介護（予防）サービスの令和5（2023）年から令和7（2025）年までの受給率（受給者数／被保険者数）をみると、受給率合計は増加傾向にあり、特に在宅サービスで増加が見られます。

群馬県、全国との比較では、施設サービス及び居住系サービスでは受給率が低く、在宅サービスでは群馬県より受給率が高く、全国より低い状況となっています。

◇ 介護（予防）サービス受給率の推移

(単位：%)

種別	伊勢崎市			群馬県			全国		
	令和5年	令和6年	令和7年	令和5年	令和6年	令和7年	令和5年	令和6年	令和7年
受給率合計	13.7	13.9	14.1	14.3	14.5	14.7	14.8	15.1	15.3
施設サービス受給率	2.7	2.7	2.7	3.2	3.2	3.2	2.9	2.9	2.9
居住系サービス受給率	0.8	0.8	0.9	1.1	1.1	1.1	1.4	1.4	1.4
在宅サービス受給率	10.2	10.4	10.5	10.0	10.2	10.4	10.5	10.8	11.0

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(3) 介護保険費用額

介護保険費用額（介護保険給付額、公費負担額、利用者負担額の合計）は、年々増え続け、令和6（2024）年度には175億円を超えるまで増加しています。

第1号被保険者1人1月あたりの費用額をみると、増加傾向にあり、令和6（2024）年度は26,616円となっています。

サービス別にみると、在宅サービスの通所介護が最も多く、次いで、施設サービスの介護老人福祉施設が多くなっています。

◇ 介護保険費用の推移

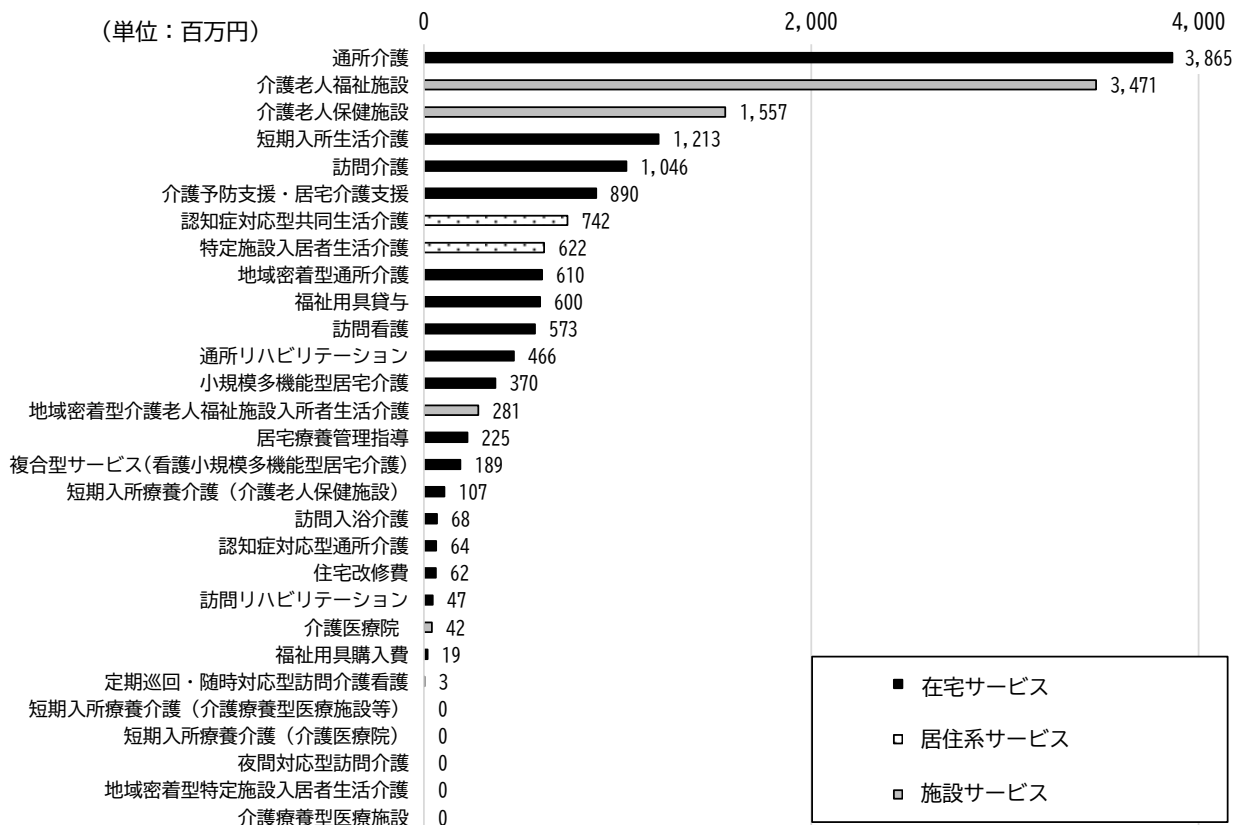
（単位：千円）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) (R7/2月分まで)
費用額（合計）	15,794,912,168	16,281,749,212	16,513,236,323	17,131,182,002	17,615,697,352
在宅サービス	9,501,360,774	9,856,682,991	9,981,252,804	10,415,872,704	10,690,095,645
居住系サービス	1,180,808,691	1,249,620,503	1,346,244,947	1,364,103,500	1,388,147,760
施設サービス	5,112,742,703	5,175,445,718	5,185,738,572	5,351,205,798	5,537,453,947
第1号被保険者1人あたり費用額（円）					
伊勢崎市	24,093	24,719	25,008	25,878	26,616
群馬県	25,035	25,361	25,603	26,108	26,937
全国	24,567	25,137	25,471	26,229	27,147

資料：地域包括ケア「見える化」システム

◇ サービス別介護保険費用（令和5（2023）年度）

（単位：百万円）



資料：介護保険事業状況報告年報

(4) 受給者1人あたり給付月額

在宅サービスでは、要介護3で群馬県や全国より高くなっています。

また、施設サービスでは、群馬県や全国より低い傾向にありますが、要介護2では群馬県や全国より高く、要介護3では群馬県より高くなっています。

◇ 受給者1人当たりの給付月額（令和7(2025)年3月）

（単位：円）

在宅サービス	伊勢崎市	群馬県	全国
要支援1	22,211	22,289	21,842
要支援2	23,356	29,227	29,647
要介護1	91,891	92,948	94,393
要介護2	121,873	126,265	126,667
要介護3	199,468	194,994	195,451
要介護4	239,901	239,900	241,969
要介護5	289,678	290,378	304,171

施設サービス	伊勢崎市	群馬県	全国
要支援1	-	-	142,251
要支援2	-	133,488	114,079
要介護1	251,738	261,051	257,522
要介護2	283,414	279,761	274,401
要介護3	275,030	272,166	278,864
要介護4	290,523	293,188	300,037
要介護5	311,078	315,286	321,633

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第3節 第9期計画による計画値と実績値

3-1 総人口、被保険者等の計画値と実績値

第9期計画における総人口、被保険者等の計画値と実績値を比較すると、前期高齢者数が計画値に比べ実績値が3.4ポイント少なくなっていますが大きな違いは見られません。

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数では、令和8（2026）年度では要介護5において計画値より7ポイント少なくなっています。認定率では、令和8（2026）年度の実績値は、計画値を0.4ポイント上回っています。

◇ 総人口・被保険者の計画値と実績値

	令和6年度 (2024)			令和7年度 (2025)			令和8年度 (2026)		
	計画値 (人)	実績値 (人)	計画比 (%)	計画値 (人)	実績値 (人)	計画比 (%)	計画値 (人)	実績値 (人)	計画比 (%)
総人口	212,021	212,002	100.0	211,628	211,806	100.1	211,108	211,011	100.0
第1号被保険者	54,346	54,539	100.4	54,632	54,494	99.7	55,006	54,576	99.2
前期高齢者	24,416	24,166	99.0	23,785	23,310	98.0	23,684	22,950	96.9
後期高齢者	29,930	30,373	101.5	30,847	31,184	101.1	31,322	31,626	101.0
第2号被保険者	73,325	73,257	99.9	73,534	73,448	99.9	73,314	73,371	100.1

資料：計画値は第9期計画、実績値は住民基本台帳（各年10月1日、令和8年度は4月1日）

◇ 要支援・要介護認定者の計画値と実績値

第1号 被保険者	令和6年度 (2024)			令和7年度 (2025)			令和8年度 (2026)		
	計画値 (人)	実績値 (人)	計画比 (%)	計画値 (人)	実績値 (人)	計画比 (%)	計画値 (人)	実績値 (人)	計画比 (%)
要支援1	1,361	1,442	106.0	1,344	1,579	117.5	1,385	1,546	111.6
要支援2	1,102	1,182	107.3	1,113	1,197	107.5	1,132	1,209	106.8
要介護1	1,966	1,849	94.0	2,001	1,940	97.0	2,047	1,968	96.1
要介護2	1,574	1,637	104.0	1,578	1,650	104.6	1,581	1,642	103.9
要介護3	1,478	1,495	101.2	1,492	1,500	100.5	1,504	1,488	98.9
要介護4	1,709	1,747	102.2	1,752	1,748	99.8	1,793	1,730	96.5
要介護5	980	972	99.2	991	926	93.4	1,002	938	93.6
認定者合計	10,170	10,324	101.5	10,271	10,540	102.6	10,444	10,521	100.7
認定率(%)	18.7	19.1	0.4	18.8	19.5	0.7	19.0	19.4	0.4

資料：計画値は第9期計画、実績値は介護保険事業状況報告月報（各年9月、令和8年度は3月）

3-2 介護給付サービスの計画値と実績値

介護給付サービスの計画値と実績値を比較すると、(1)居宅サービスでは、⑧短期入所生活介護(日数)、⑪特定福祉用具購入費、⑫住宅改修費において、実績値が計画値を3か年とも1割以上上回っています。同様に、(2)地域密着型サービスでは、④小規模多機能型居宅介護が3か年とも1割以上上回っています。

◇ 介護給付サービスの計画値と実績値

(単位：月あたりの利用人数・回数・日数、計画比(％))

区 分	単 位	令和6年度 (2024)			令和7年度 (2025)			令和8年度 (2026)			
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	
(1) 居宅サービス											
①訪問介護	回	25,379	26,552	104.6	24,958	28,405	113.8	24,639	28,584	116.0	
	人	1,363	1,375	100.9	1,355	1,360	100.4	1,356	1,376	101.5	
②訪問入浴介護	回	414	408	98.7	436	329	75.5	442	367	83.0	
	人	87	80	92.0	90	65	72.2	91	61	67.0	
③訪問看護	回	10,286	9,226	89.7	10,611	10,228	96.4	10,799	10,764	99.7	
	人	805	806	100.1	829	930	112.2	842	996	118.3	
④訪問リハビリテーション	回	1,203	962	79.9	1,207	985	81.6	1,207	1,259	104.3	
	人	89	73	82.0	88	69	78.4	88	80	90.9	
⑤居宅療養管理指導	人	1,718	1,536	89.4	1,747	1,648	94.3	1,768	1,726	97.6	
⑥通所介護	回	34,922	34,667	99.3	35,184	34,635	98.4	35,497	35,618	100.3	
	人	2,416	2,464	102.0	2,378	2,469	103.8	2,388	2,529	105.9	
⑦通所リハビリテーション	回	3,014	3,202	106.3	3,024	3,135	103.7	3,019	3,361	111.3	
	人	354	366	103.4	354	369	104.2	354	397	112.1	
⑧短期入所生活介護	日	9,413	10,518	111.7	8,728	10,022	114.8	8,608	10,210	118.6	
	人	566	601	106.2	546	578	105.9	546	587	107.5	
⑨短期入所療養介護	日	874	687	78.6	891	673	75.5	908	931	102.5	
	人	87	76	87.4	88	75	85.2	89	107	120.2	
⑩福祉用具貸与	人	3,225	3,134	97.2	3,274	3,247	99.2	3,343	3,340	99.9	
⑪特定福祉用具購入費	人	28	35	125.0	28	41	146.4	29	36	124.1	
⑫住宅改修費	人	21	27	128.6	22	28	127.3	22	70	318.2	
⑬特定施設入居者生活介護	人	241	221	91.7	277	267	96.4	288	308	106.9	
(2) 地域密着型サービス											
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	6	1	16.7	6	3	50.0	6	2	33.3	
②地域密着型通所介護	回	5,487	5,790	105.5	5,433	6,138	113.0	5,465	6,610	121.0	
	人	634	620	97.8	645	671	104.0	659	706	107.1	
③認知症対応型通所介護	回	382	381	99.8	402	542	134.8	406	771	189.9	
	人	33	35	106.1	34	47	138.2	34	52	152.9	
④小規模多機能型居宅介護	人	99	120	121.2	99	111	112.1	103	129	125.2	
⑤認知症対応型共同生活介護	人	203	208	102.5	212	199	93.9	225	213	94.7	
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	68	69	101.5	68	69	101.5	82	69	84.1	
⑦看護小規模多機能型居宅介護	人	87	54	62.1	87	81	93.1	87	79	90.8	
(3) 施設サービス											
①介護老人福祉施設	人	981	964	98.3	1,001	995	99.4	1,001	1,009	100.8	
②介護老人保健施設	人	392	402	102.6	392	400	102.0	392	425	108.4	
③介護医療院	人	6	9	150.0	6	7	116.7	6	32	533.3	
(4) 居宅介護支援											
①居宅介護支援	人	4,735	4,659	98.4	4,772	4,681	98.1	4,835	4,827	99.8	

資料：計画値は第9期計画

実績値は厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム、令和8(2026)年度は見込み

3-3 予防給付サービスの計画値と実績値

予防給付サービスの計画値と実績値を比較すると、(1) 居宅サービスでは、令和7(2025)年度、令和8(2026)年度において、①介護予防訪問看護、⑧特定介護予防福祉用具購入費、⑨介護予防住宅改修において、実績値が計画値を大きく上回っています。また、⑥介護予防短期入所療養介護の利用を見込んでいませんでしたが、令和6(2024)年度に利用がありました。(2) 地域密着型サービスでは、②介護予防認知症対応型共同生活介護の利用を見込んでいませんでしたが、令和7(2025)年度、令和8(2026)年度に利用がありました。

◇ 予防給付サービスの計画値と実績値

(単位：月あたりの利用人数・回数・日数、計画比(％))

区 分	単位	令和6年度 (2024)			令和7年度 (2025)			令和8年度 (2026)		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
(1) 居宅サービス										
①介護予防訪問看護	回	865	895	103.5	862	1,220	141.5	888	1,343	151.3
	人	104	114	109.6	102	146	143.1	104	167	160.6
②介護予防訪問リハビリテーション	回	196	178	90.8	195	142	72.7	194	150	77.2
	人	26	21	80.8	26	13	50.0	26	12	46.2
③介護予防居宅療養管理指導	人	61	54	88.5	61	66	108.2	62	73	117.7
④介護予防通所リハビリテーション	人	77	83	107.8	77	86	111.7	77	88	114.3
⑤介護予防短期入所生活介護	日	65	74	114.2	65	77	118.8	65	72	111.1
	人	18	15	83.3	18	13	72.2	18	8	44.4
⑥介護予防短期入所療養介護	日	0	3	-	0	0	-	0	0	-
	人	0	1	-	0	0	-	0	0	-
⑦介護予防福祉用具貸与	人	562	547	97.3	574	684	119.2	588	728	123.8
⑧特定介護予防福祉用具購入費	人	11	11	100.0	11	15	136.4	12	22	183.3
⑨介護予防住宅改修	人	12	15	125.0	12	15	125.0	13	84	646.2
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人	23	21	91.3	27	16	59.3	28	12	42.9
(2) 地域密着型サービス										
①介護予防小規模多機能型居宅介護	人	14	14	100.0	14	9	64.3	14	11	78.6
②介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0	0	-	0	1	-	0	1	-
(3) 介護予防支援										
①介護予防支援	人	684	691	101.0	703	837	119.1	718	887	123.5

資料：計画値は第9期計画

実績値は厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム、令和8年(2026)年度は見込み

第3章 アンケート等調査結果の概要

本計画策定のための基礎資料を得るため、以下の4つのアンケートを実施しました。

◇ 調査の種類・対象・有効回収率等

調査名	調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	要介護認定を受けていない 65歳以上の市民	6,000 件	3,809 件	63.5%
在宅介護実態調査	在宅で生活し、要支援・要介護 認定を受けている 65 歳以上の 市民	807 件	622 件	77.1%
介護サービス事業所調査	市内介護サービス事業所（居宅 介護支援・居宅サービス・介護 保険3施設・地域密着型サービ ス）	220 件	139 件	63.2%
認知症アンケート調査	市内在住の認知症の本人、家族	—	本人 260 件 家族 234 件	—

第1節 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

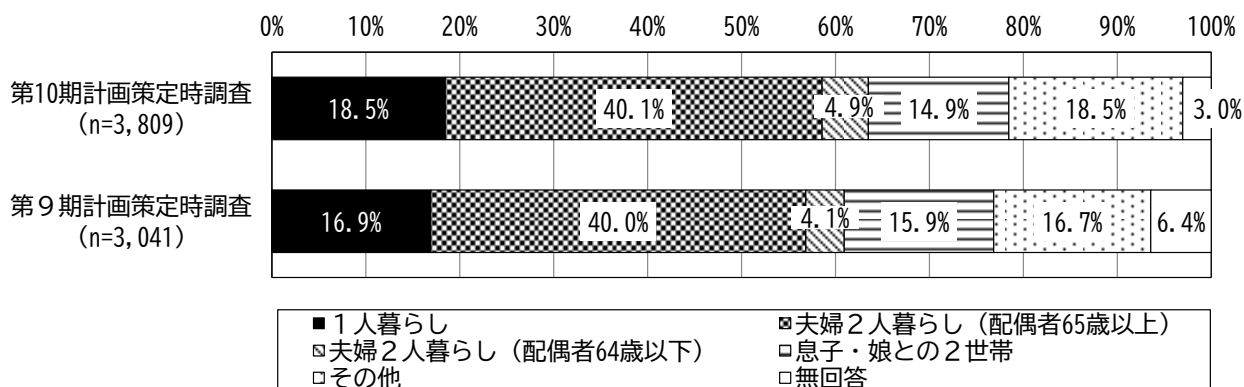
1-1 生活状況について

現在の家族類型を見ると、夫婦2人暮らし（配偶者 65 歳以上）が 40%と最も多く、1人暮らし高齢者は 18.5%となっています。前回調査と比べると、1人暮らし高齢者の割合が増加しています。

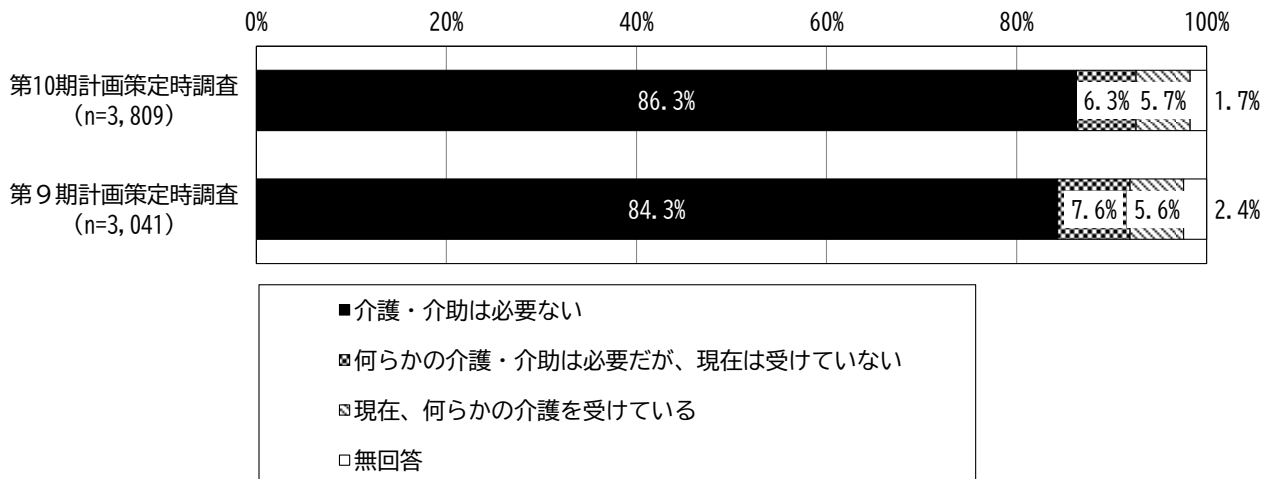
介護・介助の必要性では、12.0%の方が何らかの介護・介助が必要もしくは既に介護・介助を受けていると回答されており、前回調査と比べると、1.2ポイント減少しています。なお、「介護・介助が必要だが現在は受けていない」方の受けていない理由では、「その他」が 24.7%と最も多く、次いで「介護・介助に頼りたくない」が 22.6%となっています。

経済状況では、「大変苦しい」または「やや苦しい」と回答された方の割合は 28.4%となっており、前回調査と比べると 1.2ポイント減少しています。

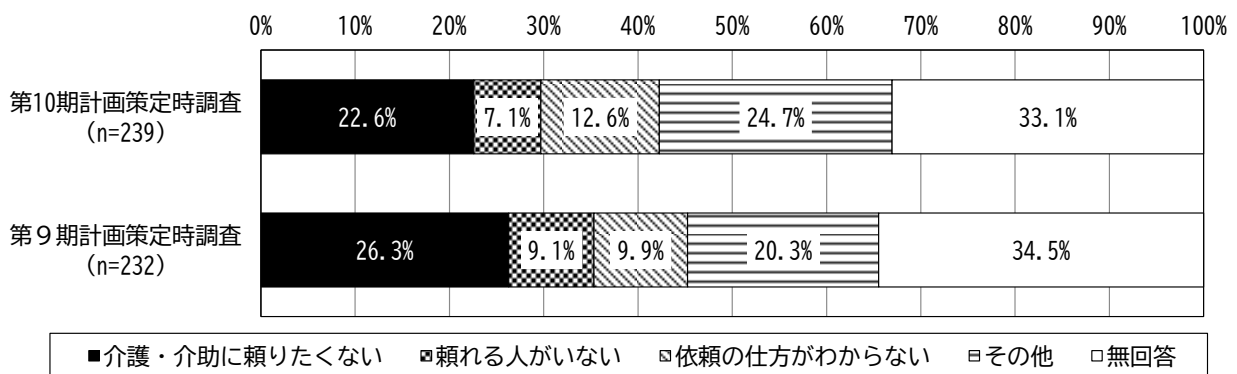
◇ 調査対象者の家族類型



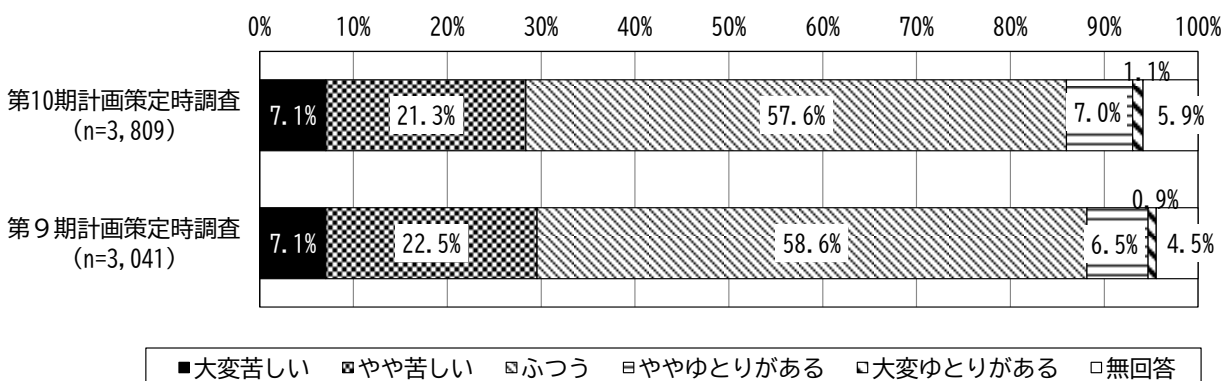
◇ 調査対象者の現在の介護・介助の状態



◇ 介護・介助を現在受けていない理由



◇ 現在の生活の状況



1-2 日常生活におけるリスクの状況について

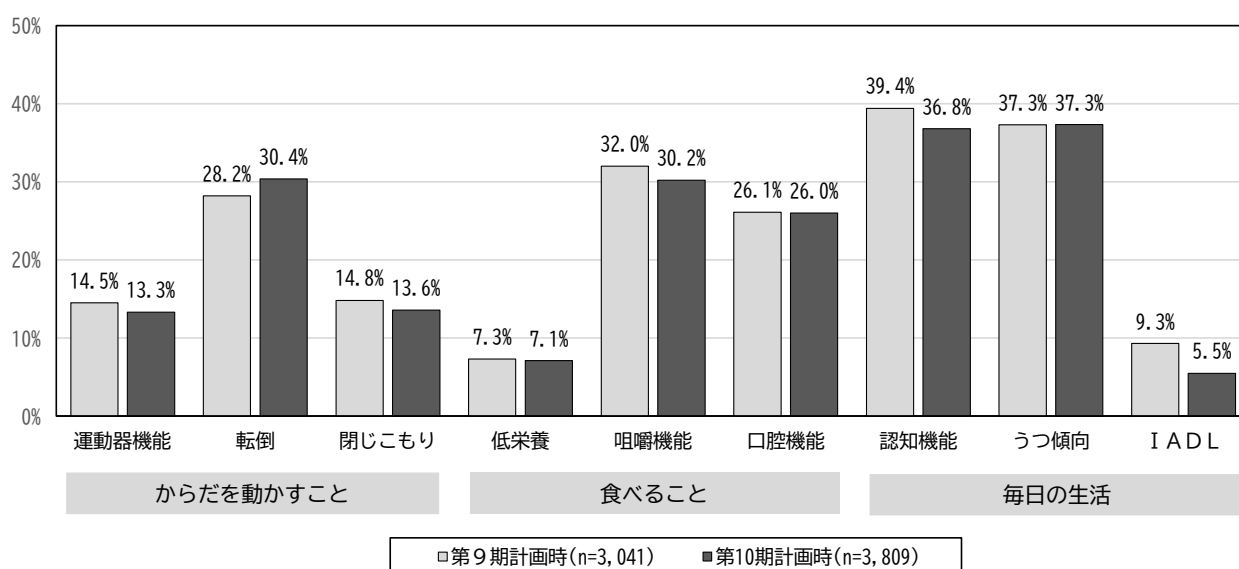
国の基本チェックリストに基づき、ニーズ調査の回答状況からリスク該当者を算出しました。

各リスクの種類ごとのリスク該当者の割合をみると、からだを動かすことについては、運動器機能の低下リスク該当者が13.3%、転倒のリスク該当者が30.4%、閉じこもりのリスク該当者が13.6%となっており、食べることでは、低栄養のリスク該当者が7.1%、咀嚼機能のリスク該当者が30.2%、口腔機能のリスク該当者が26.0%、毎日の生活に関連するリスクでは、認知機能のリスク該当者が36.8%、うつ傾向リスク該当者が37.3%、IADL※のリスク該当者が5.5%となっています。

各リスク該当者の割合を比較すると、認知機能、うつ傾向、転倒、咀嚼機能で多く、低栄養及びIADLで少ない割合となっています

なお、第9期計画策定時調査と比べると、IADLリスク該当者の割合が3.8ポイント減少しています。

◇ リスク該当状況



◇ リスク該当判断基準

リスクの種類	判定基準		
	設問	該当する回答	判断
運動器機能の低下リスク	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	「できない」	5つの設問のうち、3問以上該当する場合
	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	「できない」	
	15分位続けて歩いていますか	「できない」	
	過去1年間に転んだ経験がありますか	「何度もある」「一度ある」	
	転倒に対する不安はありますか	「とても不安である」「やや不安である」	
転倒リスク	過去1年間に転んだ経験がありますか	「何度もある」「一度ある」	該当する場合
閉じこもり傾向のリスク	週に1回以上は外出していますか	「ほとんど外出しない」「週1回」	該当する場合
低栄養の傾向	身長・体重 BMI=体重(kg)÷(身長(m)×身長(m))	BMIが18.5以下	該当する場合
咀嚼機能の低下リスク	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	「はい」	該当する場合
口腔機能の低下リスク	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	それぞれ「はい」	3つの設問のうち、2問以上該当した場合
	お茶や汁物等でむせることがありますか		
	口の渇きが気になりますか		
認知機能の低下リスク	物忘れが多いと感じますか	「はい」	該当する場合
うつ傾向のリスク	この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	それぞれ「はい」	2つの設問のうち、1問以上該当した場合
	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか		
IADLの低下	バスや電車を使って一人で外出していますか（自家用車でも可）	それぞれ「できるし、している」「できるけどしていない」	5つの設問のうち、3問以下の該当の場合
	自分で食品・日用品の買物をしていますか		
	自分で食事の用意をしていますか		
	自分で請求書の支払いをしていますか		
	自分で預貯金のおし入れをしていますか		

1-3 地域での活動について

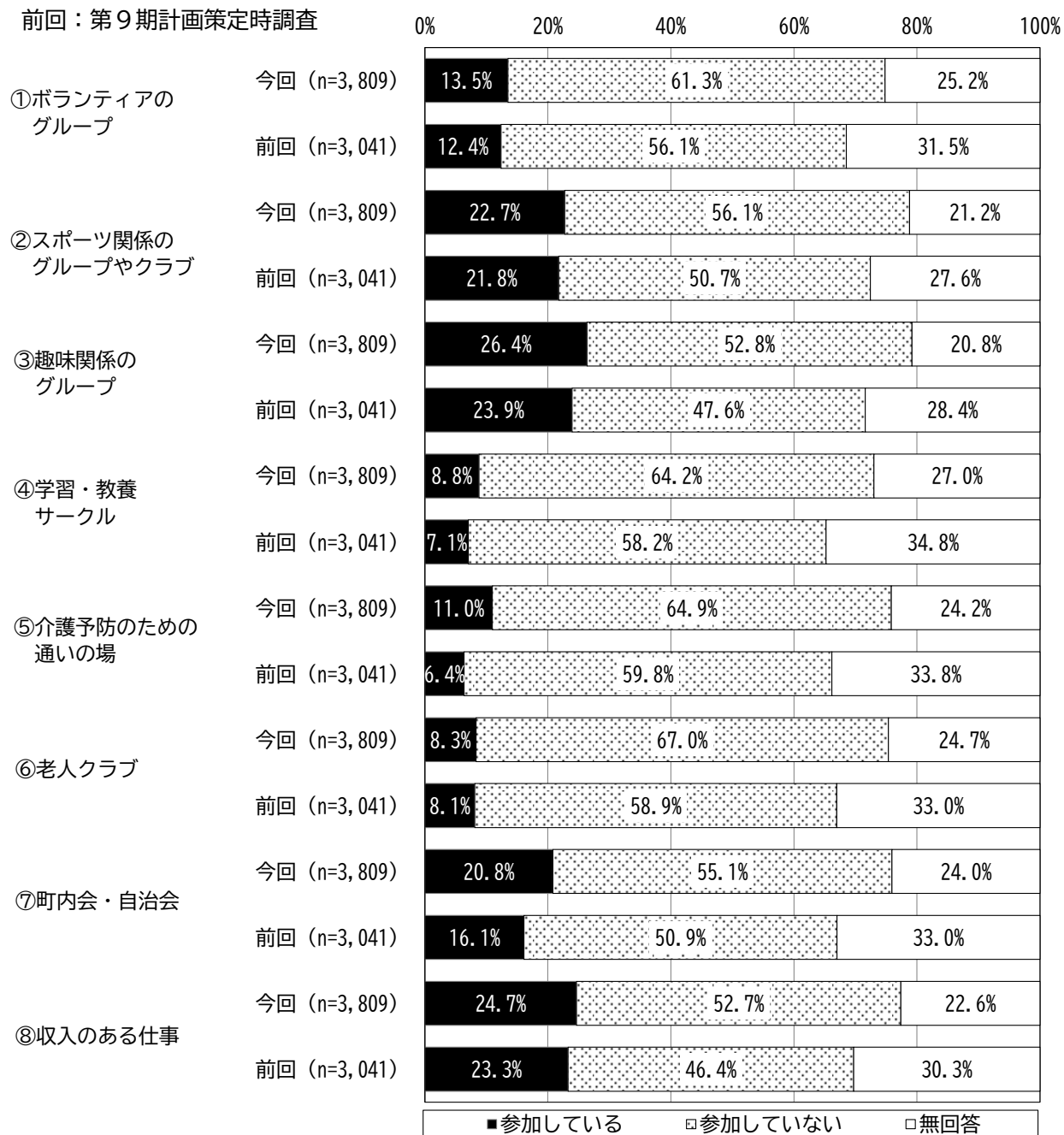
会・グループなどへの参加状況については、第9期計画策定時調査と比べると、全ての項目で、「参加している」割合は増加傾向となっています。特に、「介護予防のための通いの場」と「町内会・自治会」の「参加している」割合は4ポイント以上増加しています。

一方、「老人クラブ」と「収入のある仕事」の「参加していない」割合は6ポイント以上増加しています。

◇ 地域活動への参加の状況

今回：第10期計画策定時調査

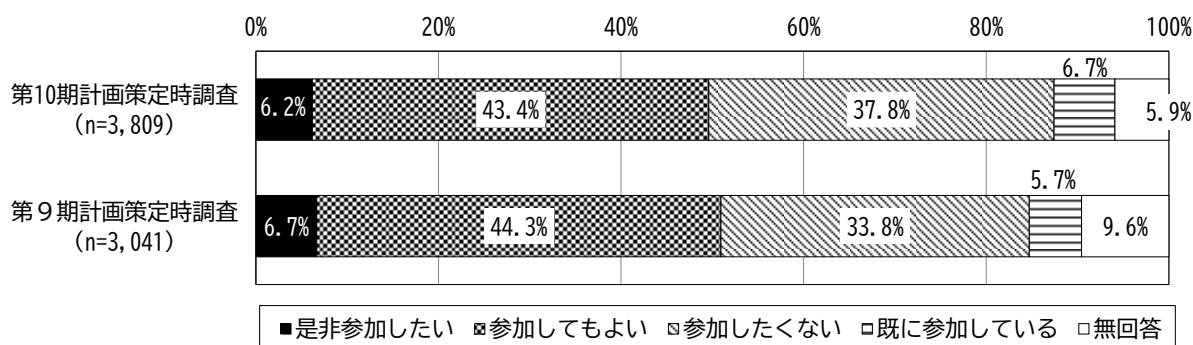
前回：第9期計画策定時調査



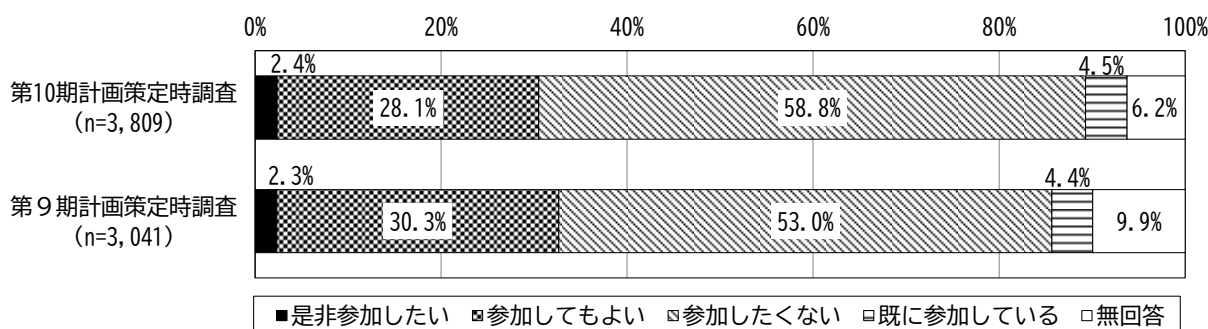
地域住民による活動に参加者として参加してみたいか尋ねたところ、「是非参加したい」が6.2%、「参加してもよい」が43.4%となっています。一方、37.8%は「参加したくない」と回答しています。

地域住民による活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいか尋ねたところ、「是非参加したい」が2.4%、「参加してもよい」が28.1%となっています。一方、58.8%は「参加したくない」と回答しています。

◇ 地域活動への参加の意向（参加者として）



◇ 地域活動への参加の意向（企画運営者として）

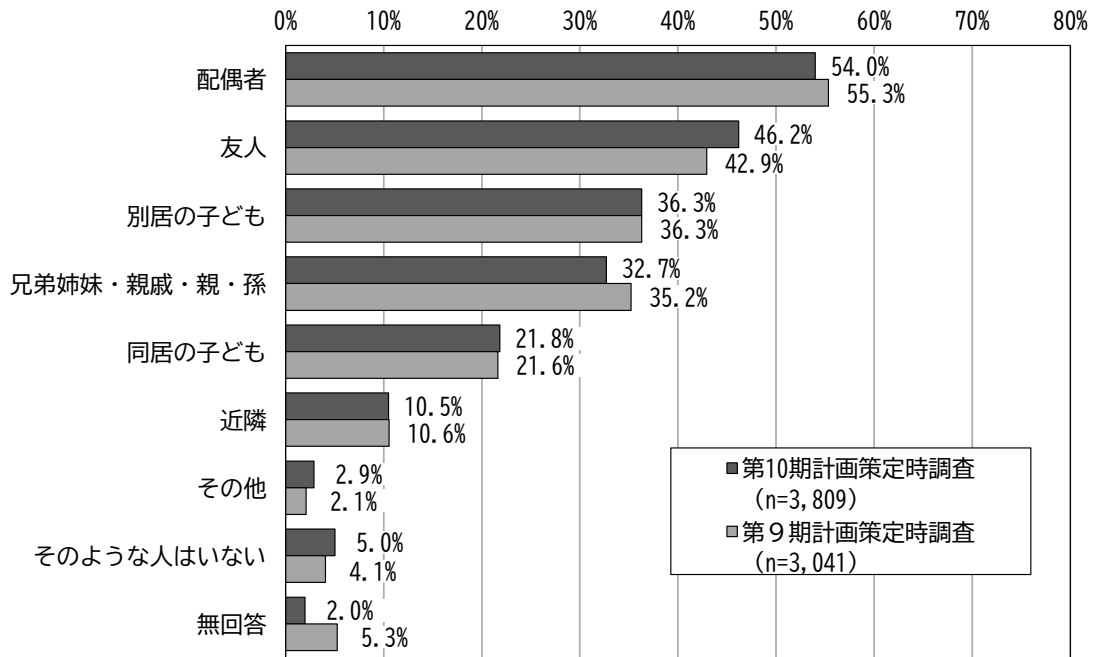


1-4 たすけあいについて

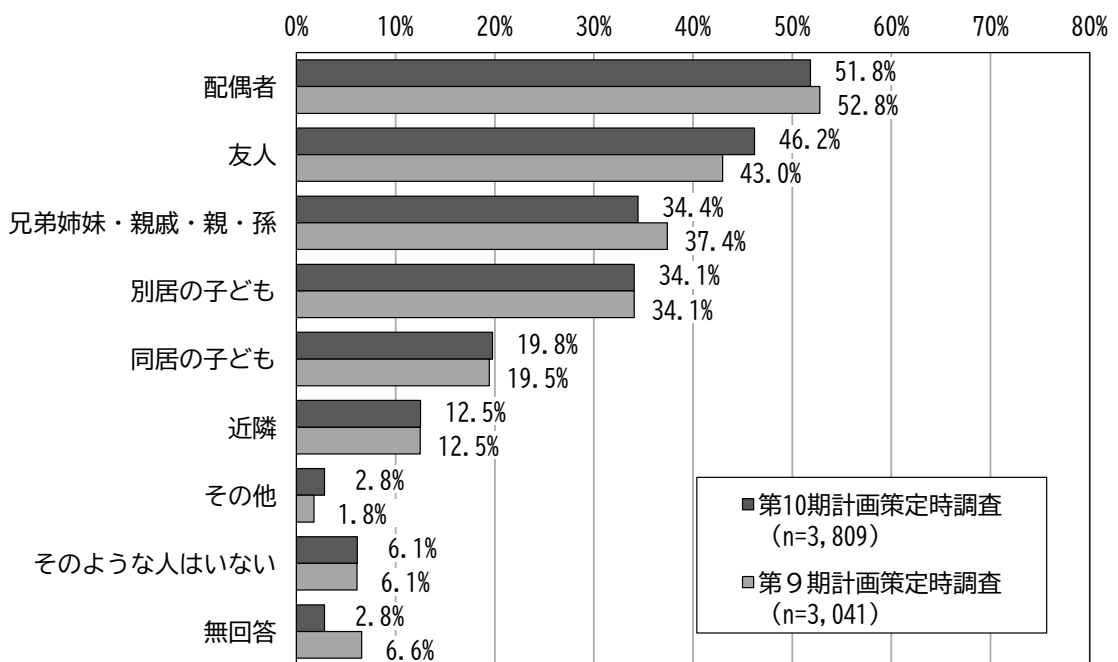
心配事や愚痴を聞いてくれる人、聞いてあげる人がいる割合をみると、いずれも「配偶者」が最も多く、次いで、「友人」となっており、「近隣」では、心配事や愚痴を聞いてくれる人が10.5%、聞いてあげる人が12.5%となっています。

また、病気の時に看病や世話をしてくれる人、してあげる人がいる割合をみると、これらについても、いずれも「配偶者」が最も多く、次いで、「別居の子ども」となっています。なお、「近隣」の割合は、いずれも少なく、看病や世話をしてくれる人が2.1%、してあげる人が2.5%となっています。

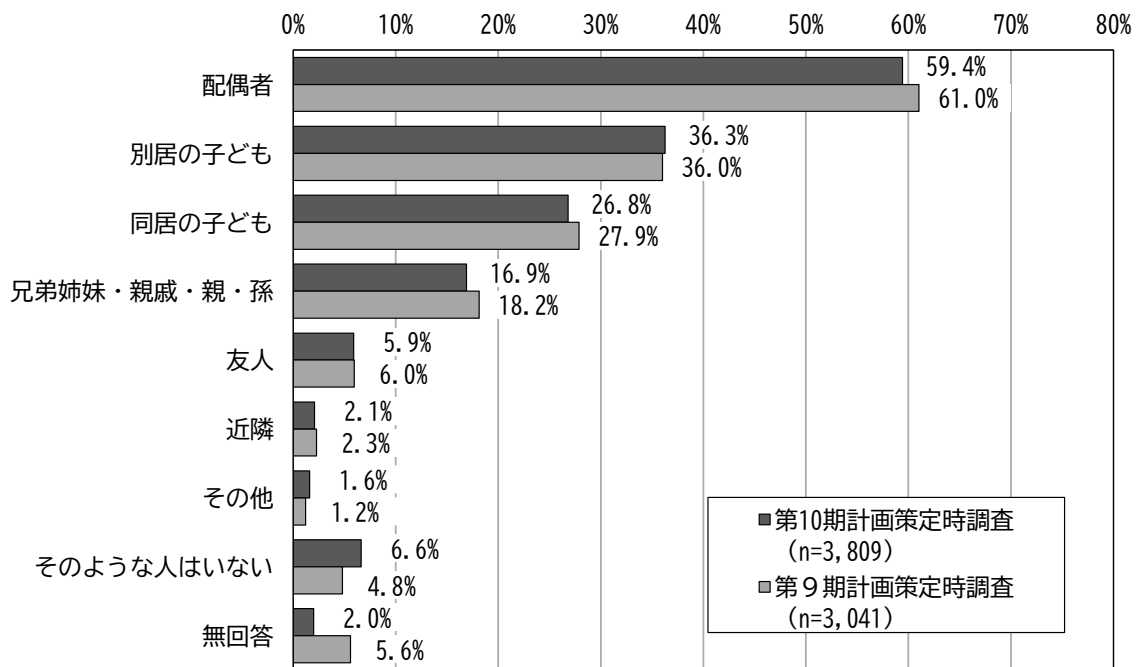
◇ 心配事や愚痴を聞いてくれる人について



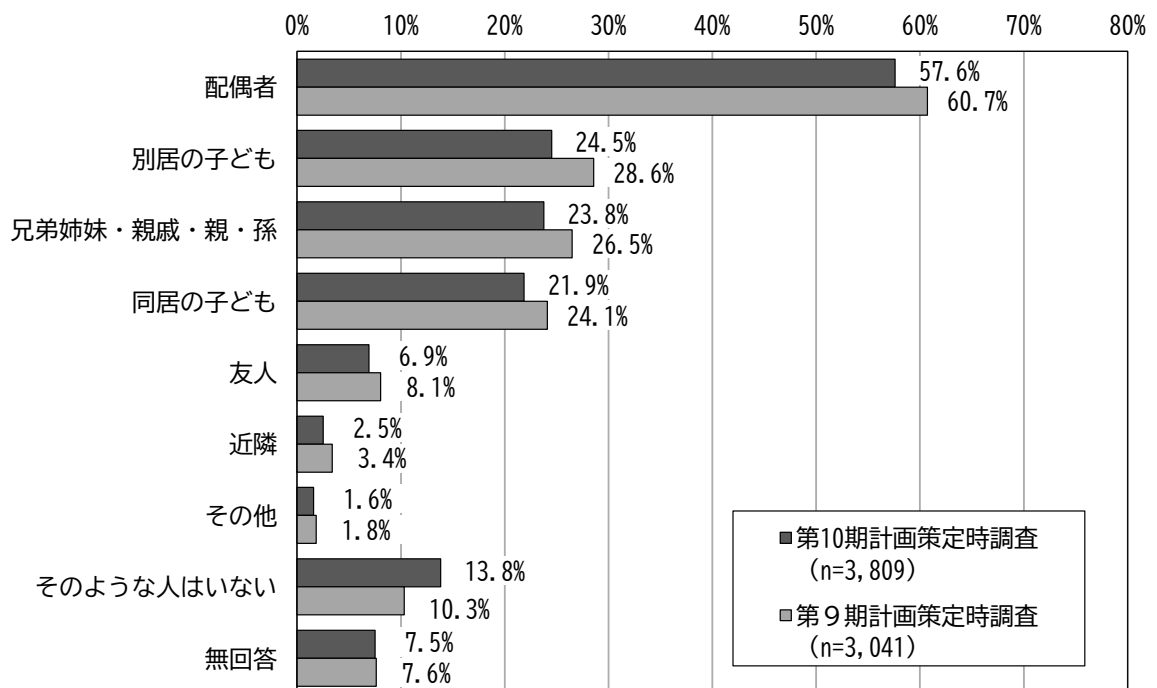
◇ 心配事や愚痴を聞いてあげる人について



◇ 病気の時に看病や世話をしてくれる人について



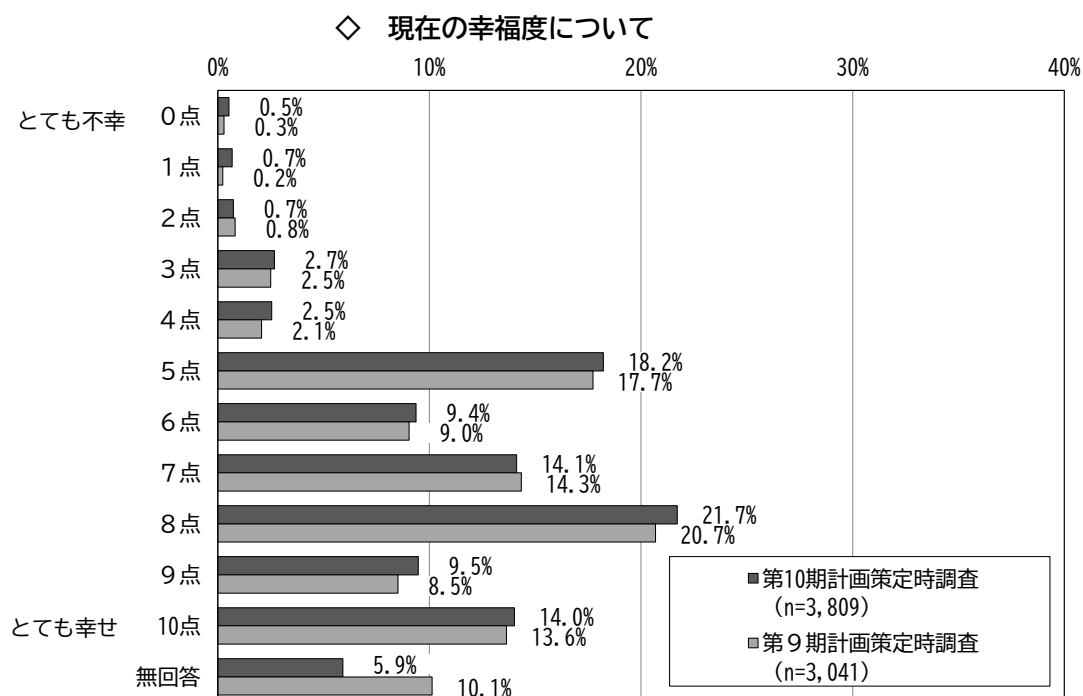
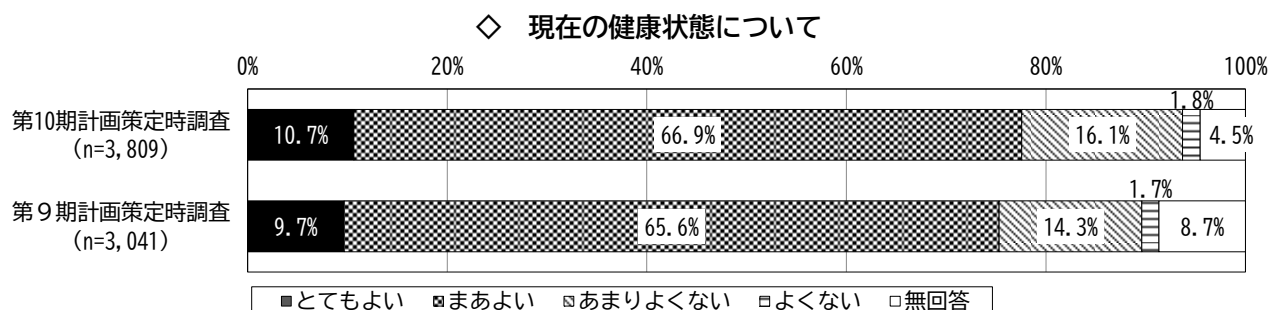
◇ 病気の時に看病や世話をしあける人について



1-5 健康について

健康状態について、「とてもよい」または「まあよい」と回答された方の割合は 77.6%となっています。

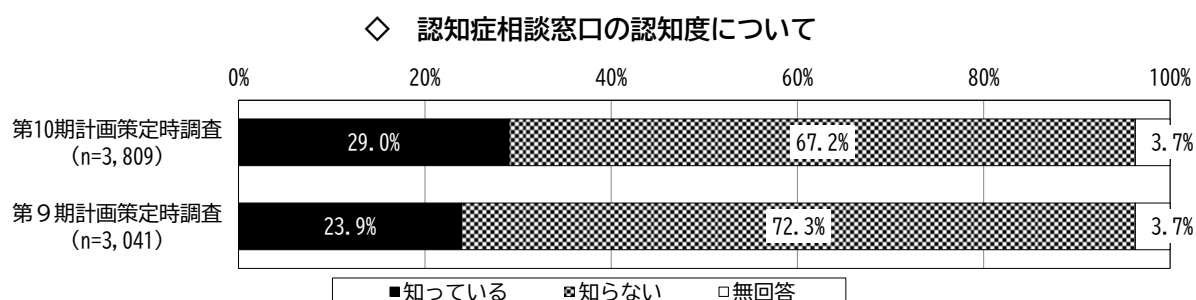
幸福度については、「8点」が 21.7%で最も多く、次いで、「5点」（18.2%）となっており、5点以上が約8割を占めています。



1-6 認知症に関する相談窓口の認知度について

認知症に関する相談窓口の認知については、29.0%の方が「知っている」と回答している一方、67.2%は「知らない」と回答しています。

前回調査と比較すると、「知っている」割合が5.1ポイント増加しています。



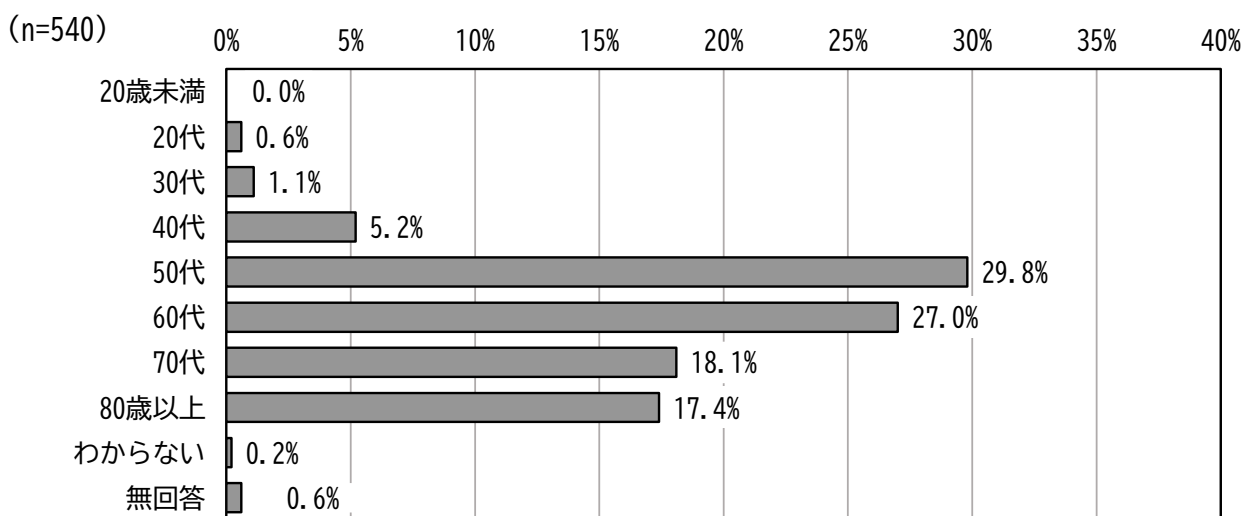
第2節 在宅介護実態調査

2-1 主な介護者の仕事と介護の両立の状況

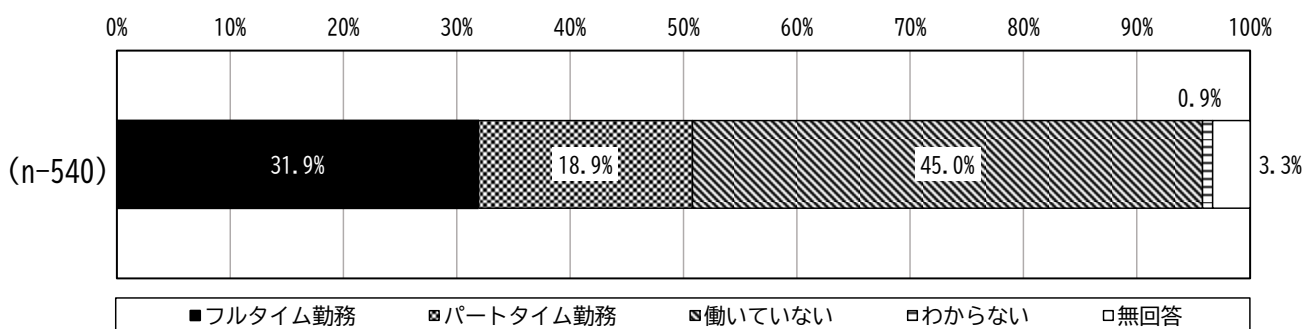
在宅介護における主な介護者の年齢は50代～60代が多くなっています。

また、勤務形態では、「フルタイム勤務」が31.9%、「パートタイム勤務」が18.9%となっており、働きながら介護を継続していくことが難しい(※「やや難しい」と「かなり難しい」)と考えている方が5.8%となっている他、現在の仕事と介護の両立に問題があると感じている方が54.0%となっています。

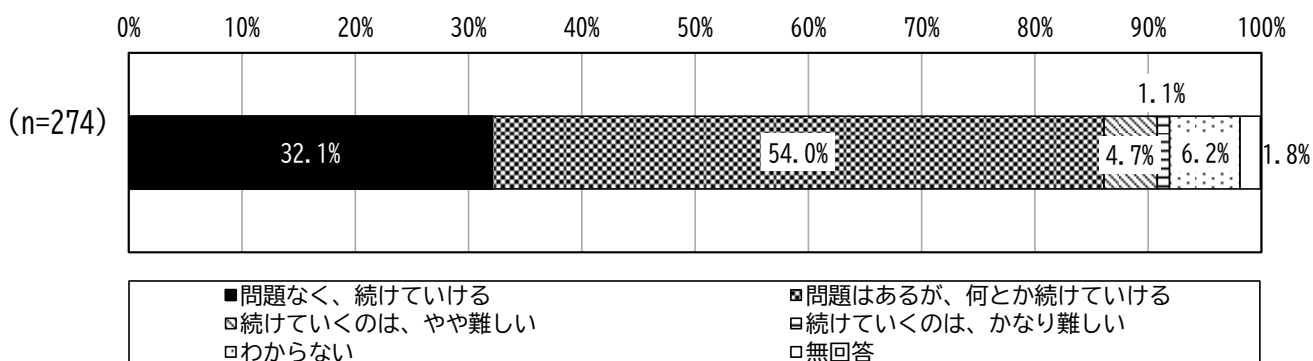
◇ 主な介護者の年齢



◇ 主な介護者の就労状況



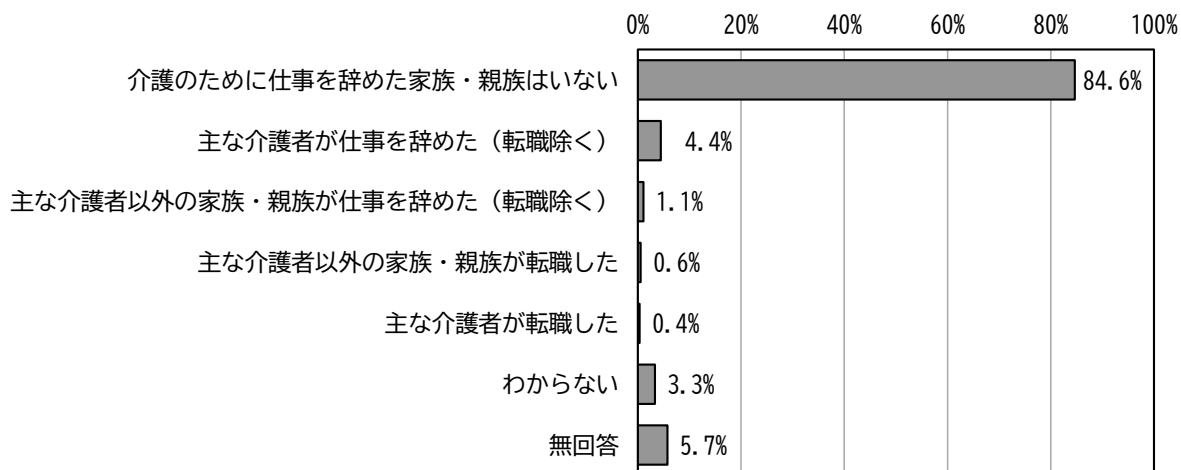
◇ 仕事と介護の両立に対する考え方



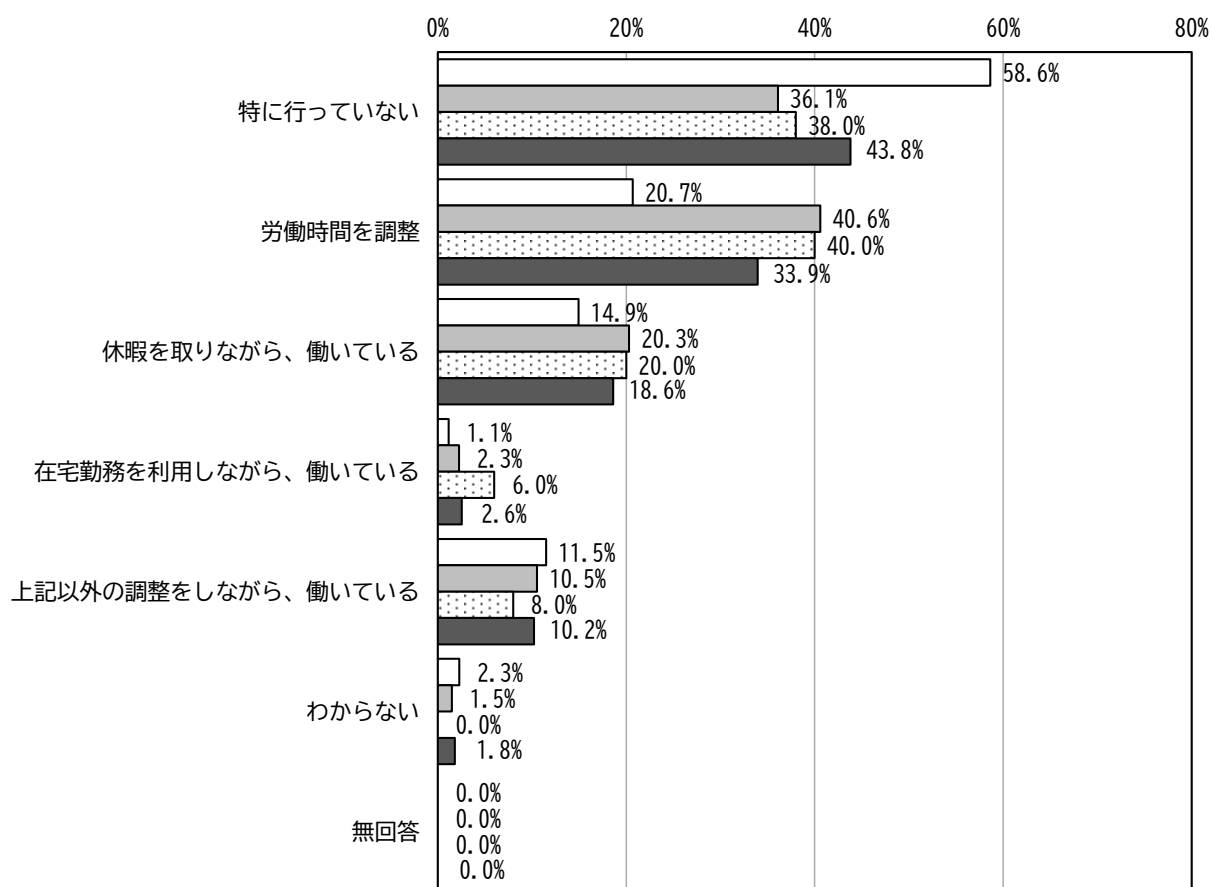
また、主な介護者が介護を理由に仕事を辞めた割合は 4.4%であり、現在働いている方のうち、介護のための何らかの調整をしながら働いている方が 65.3%となっています。

(n=540)

◇ 介護離職等の状況



◇ 主な介護者の働き方の調整



□ 要支援1・2 (n=87)

□ 要介護1・2 (n=133)

□ 要介護3以上 (n=50)

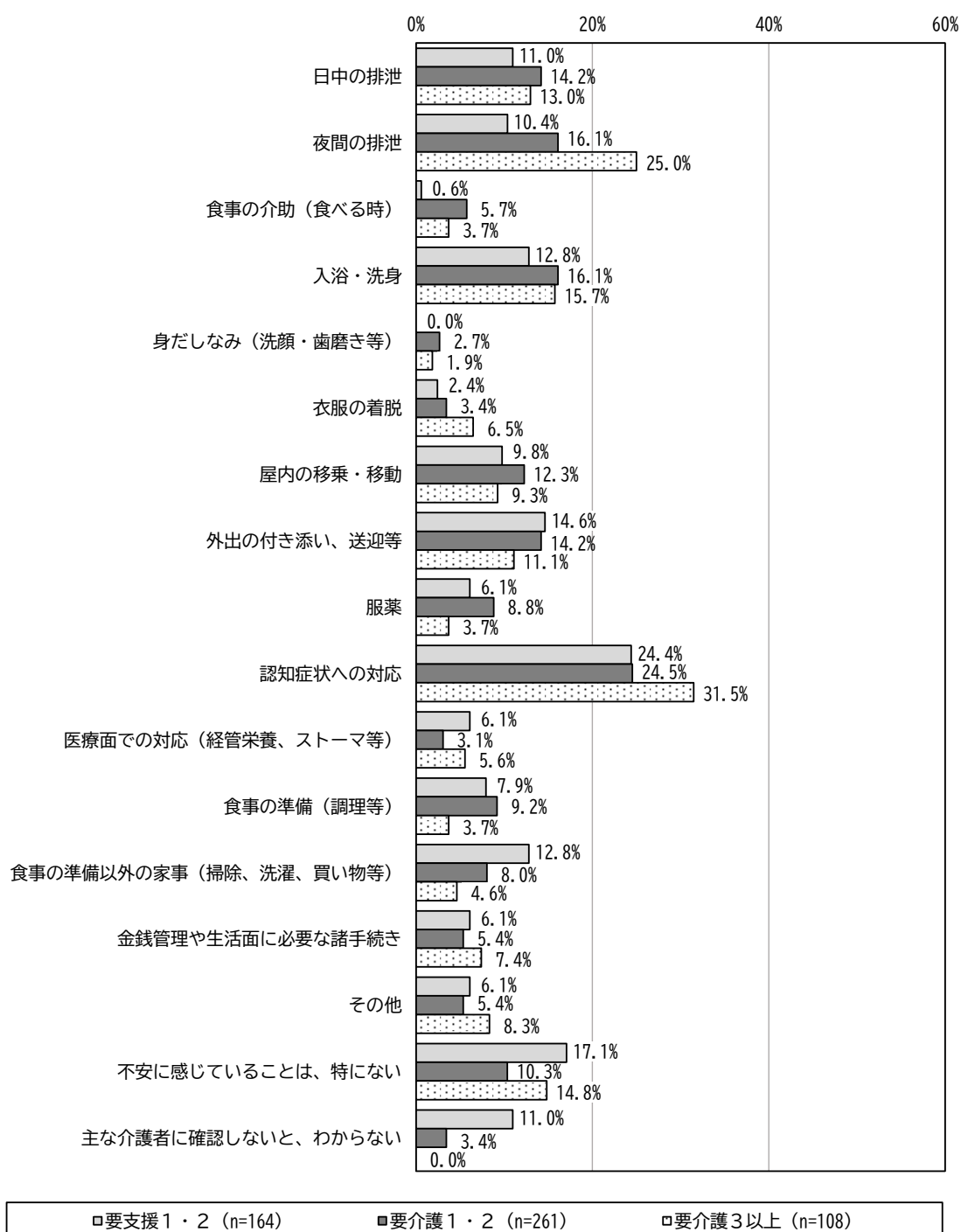
■ 全体 (n=274)

2-2 介護者が不安に感じている介護内容

介護者が不安に感じる介護内容を要介護度別にみると、要支援1・2では「認知症状への対応」が24.4%と最も多く、次いで、「不安に感じていることは、特にない」が17.1%となっています。

要介護1・2では、「認知症状への対応」が24.5%と最も多く、次いで「夜間の排泄」、「入浴・洗身」が共に16.1%となっています。要介護3以上では、「認知症状への対応」が3割を超え最も多く、次いで「夜間の排泄」が25.0%となっています。

◇ 介護者が不安に感じる介護内容（要介護度別）

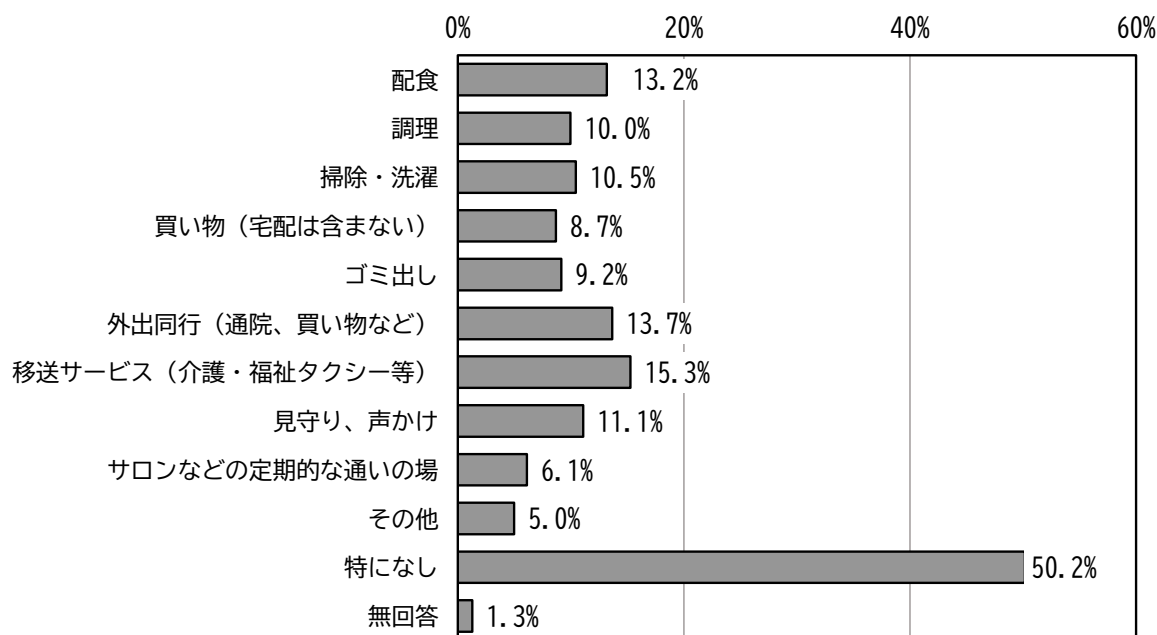


2-3 在宅生活の継続に必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービスでは、「特になし」が50.2%と最も多くなっていますが、必要な支援・サービスでは「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が15.3%と最も多く、次いで、「外出同行（通院、買い物など）」が13.7%、「配食」が13.2%などとなっています。

(n=622)

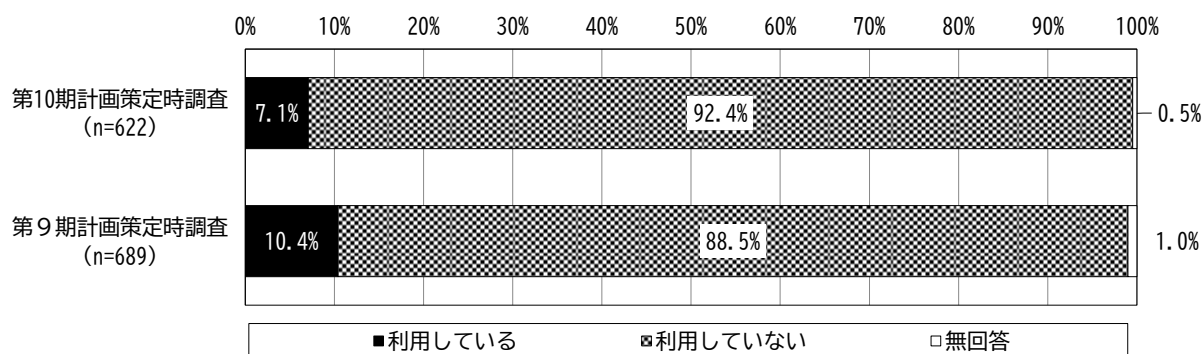
◇ 在宅生活の継続に必要な支援・サービス



2-4 訪問診療の利用状況

訪問診療の利用状況は、「利用している」が7.1%、「利用していない」が92.4%となっています。

◇ 訪問診療の利用状況

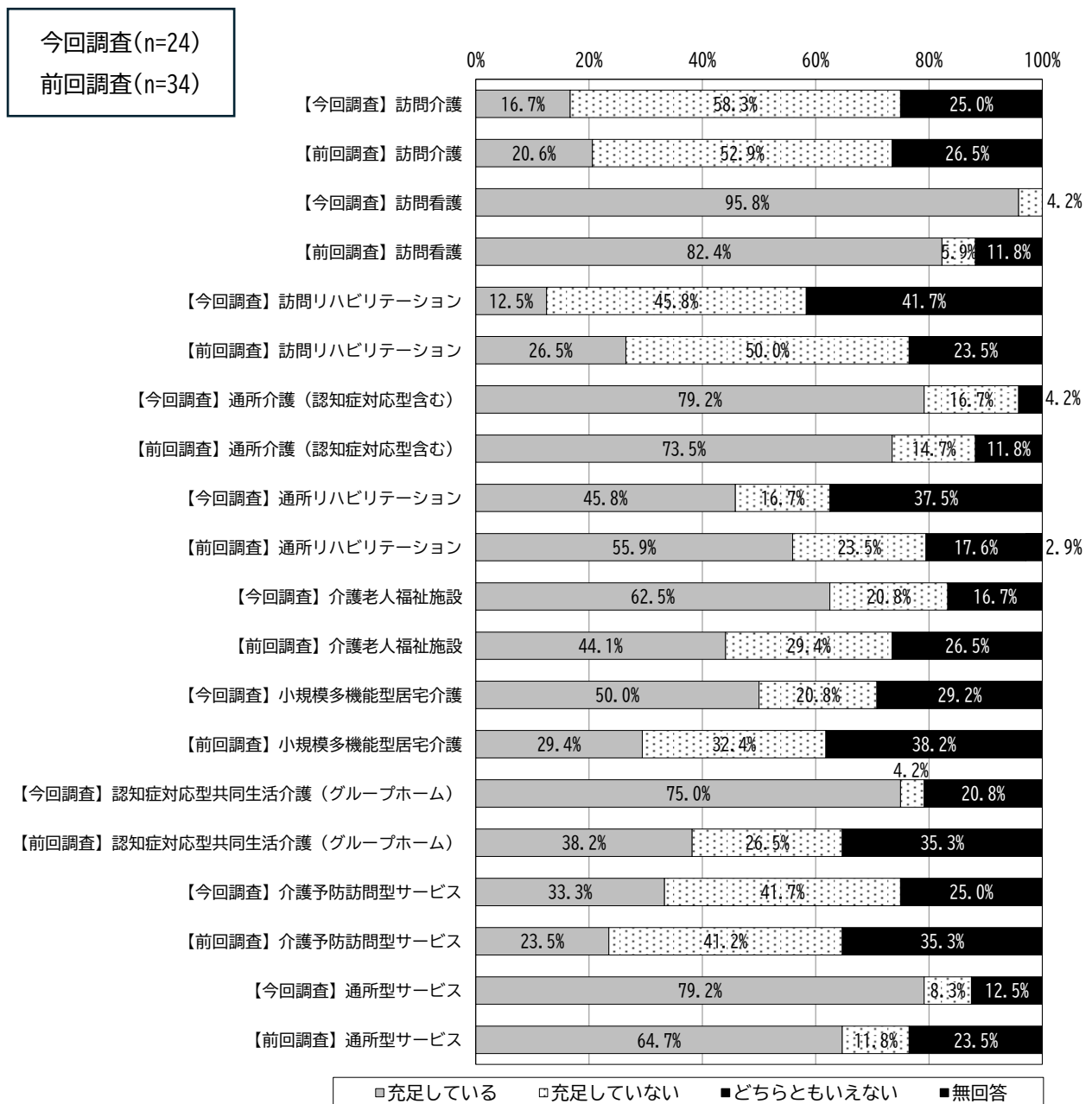


第3節 介護サービス事業所調査

3-1 介護サービスの充足度

居宅介護支援提供事業所の考える介護サービスの充足度について、「充足している」と回答された割合は、訪問看護、通所介護（認知症対応型含む）で7割を超えている一方、訪問介護、訪問リハビリテーションでは3割未満となっています。

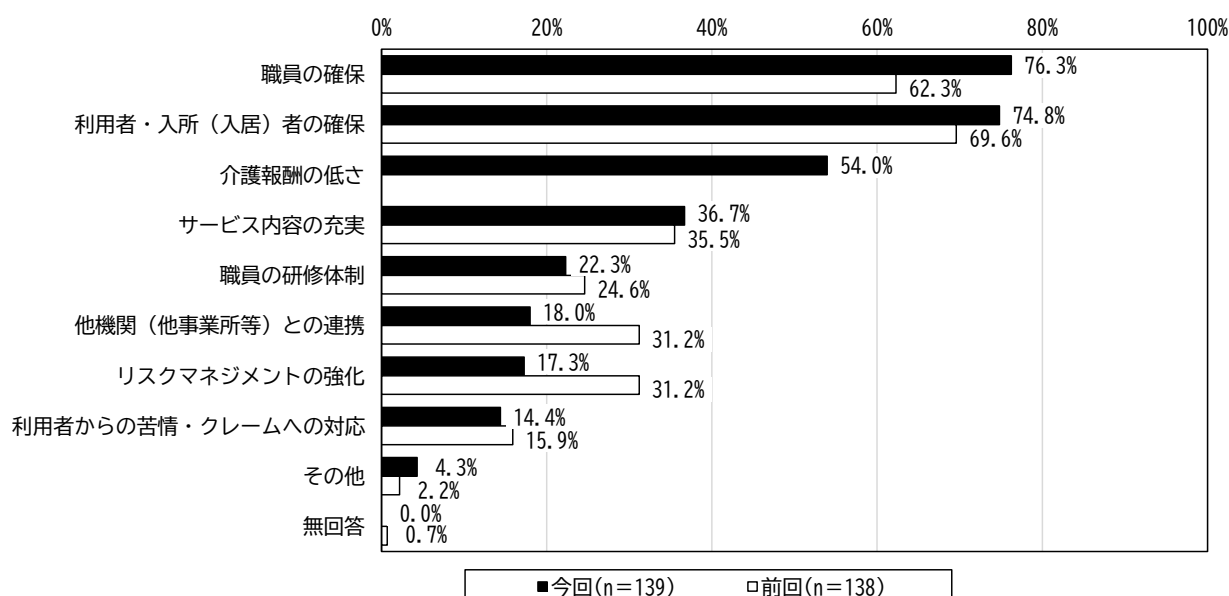
◇ 介護サービスの充足度



3-2 事業所の運営について

事業所の運営にあたっては、「職員の確保」及び「利用者・入所（入居）者の確保」を課題と考えている事業所が多くなっています。

◇ 事業所の運営にあたっての課題

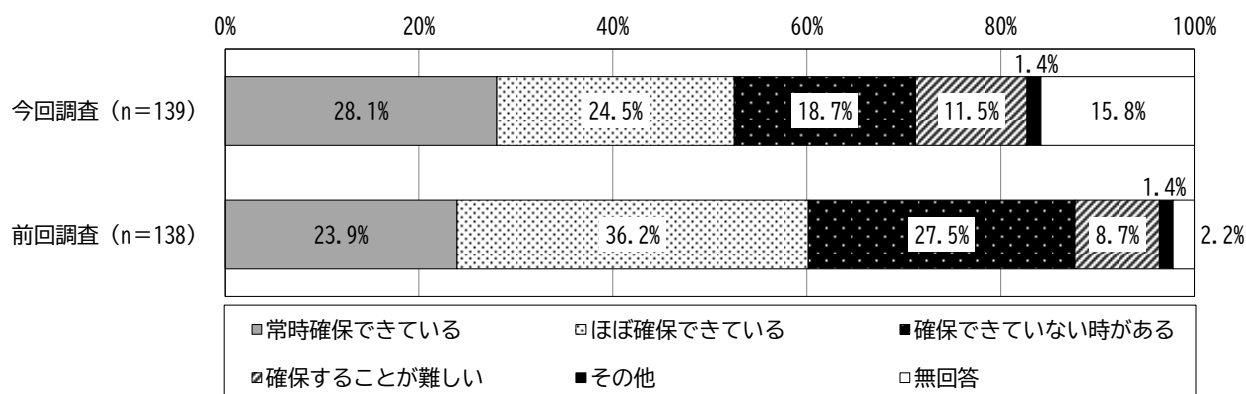


特に、職員の確保については、「常時確保できている」と回答された割合が第9期計画策定時調査と比べて4.2ポイント増加しています。一方、「確保できていない時がある」と回答された割合は18.7%と、第9期計画策定時調査と比べて8.8ポイント減少しています。

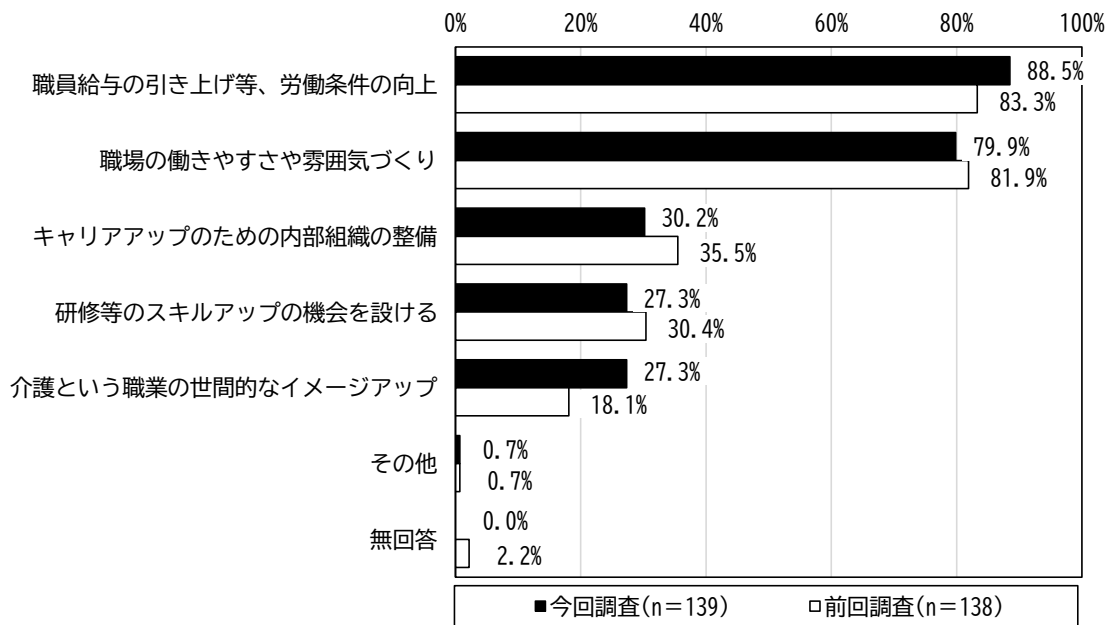
職員の定着について必要と思われることでは、「職員給与の引き上げ等、労働条件の向上」と「職場の働きやすさや雰囲気づくり」と回答された割合が多くなっています。

なお、外国人介護職員については、24.3%の事業所が雇用している状況であり、今後の雇用意向では53.0%の事業所が検討している状況です。

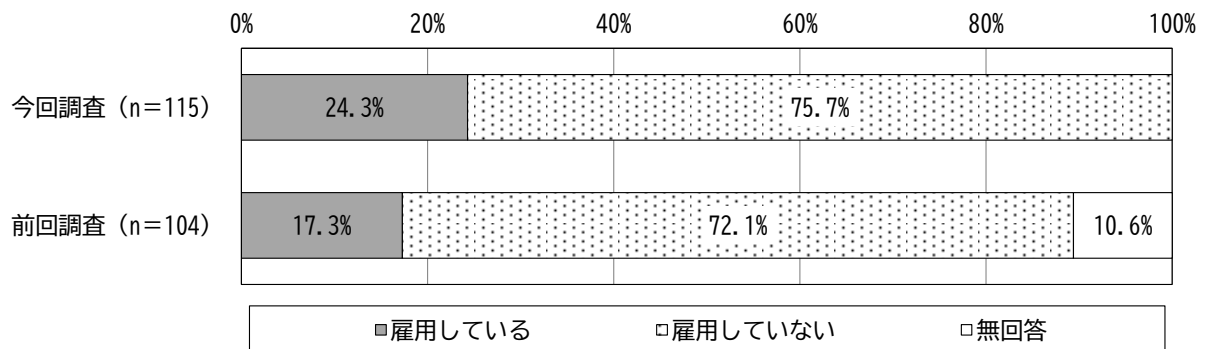
◇ 介護職員の確保状況について



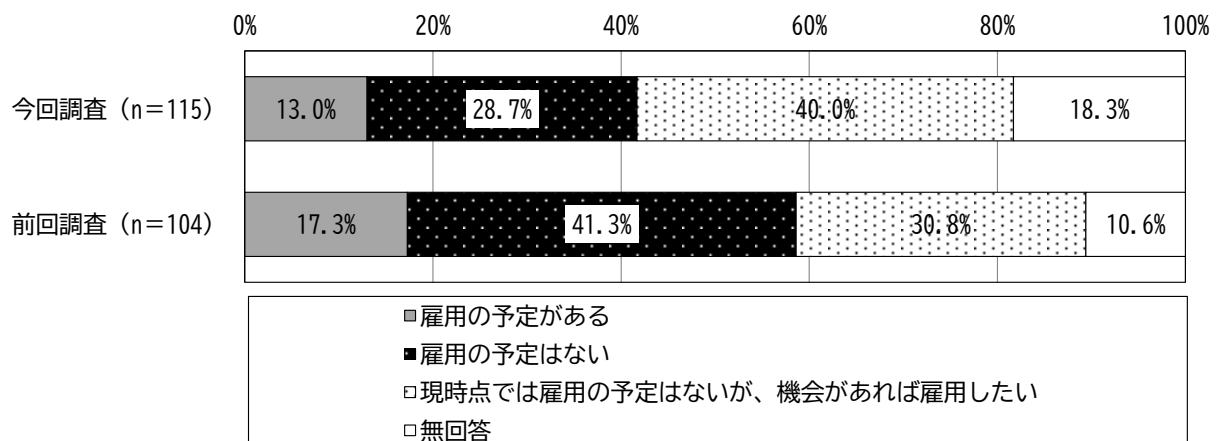
◇ 介護職員が定着するために必要と思うこと



◇ 外国人介護職員の雇用状況

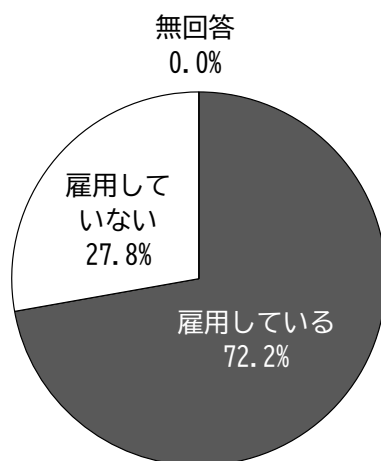


◇ 外国人介護職員の今後の雇用意向



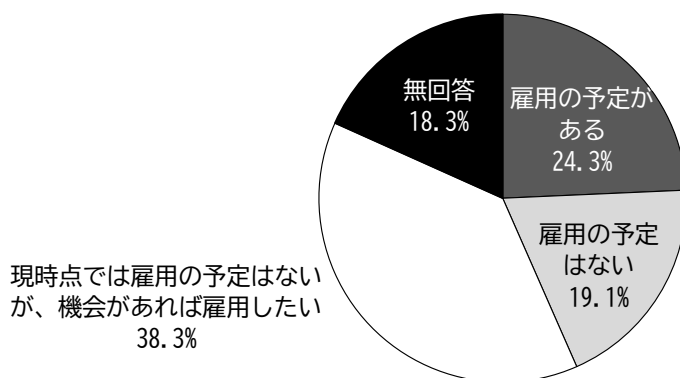
また、高齢者（65 歳以上）の職員の雇用状況については、72.2%の事業所が雇用しており、24.3%の事業所が、今後高齢者（65 歳以上）職員を雇用する予定があると回答しています。

◇ 高齢者（65 歳以上）職員の雇用状況



n=115

◇ 今後の高齢者（65 歳以上）職員の雇用予定



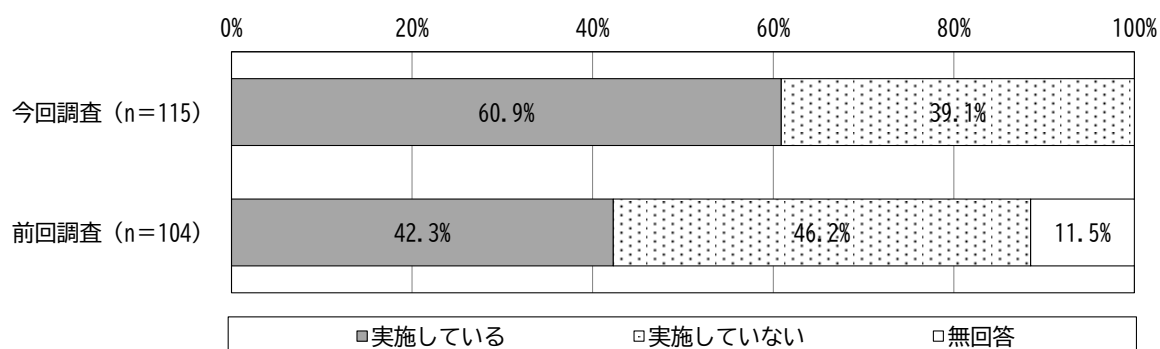
n=115

3-3 看取りについて

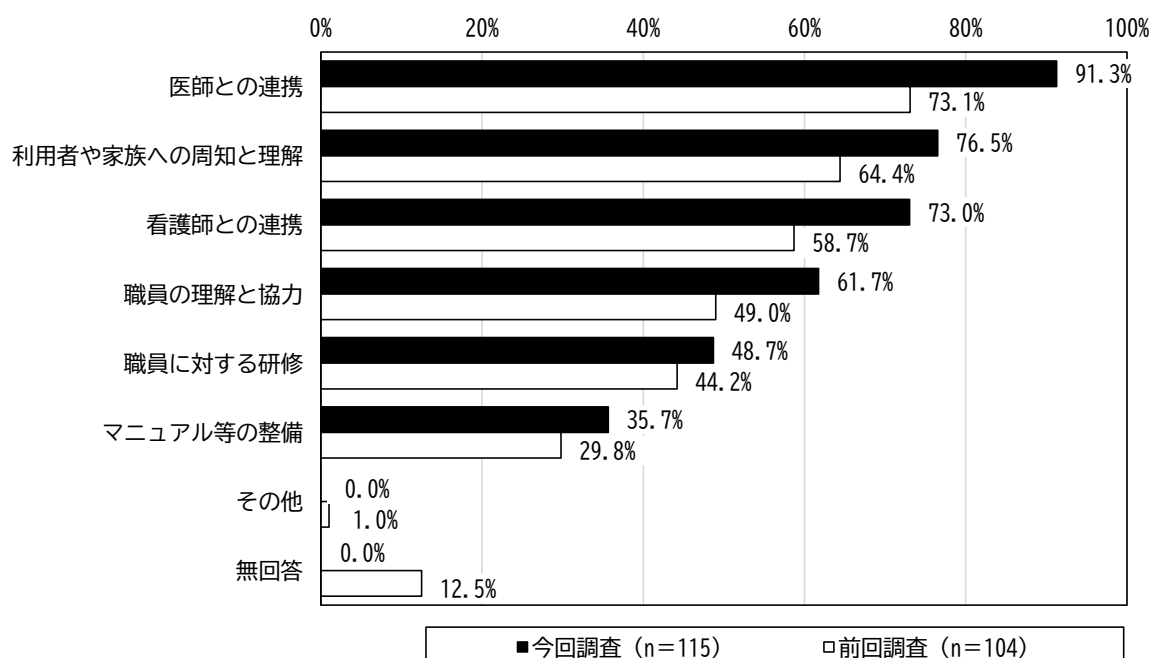
市内事業所のうち、60.9%の事業所が看取りを実施しています。

また、看取りを実施するうえで重要なことでは、「医師との連携」や、「利用者や家族への周知と理解」が多く挙げられています。

◇ 看取りを実施している事業所



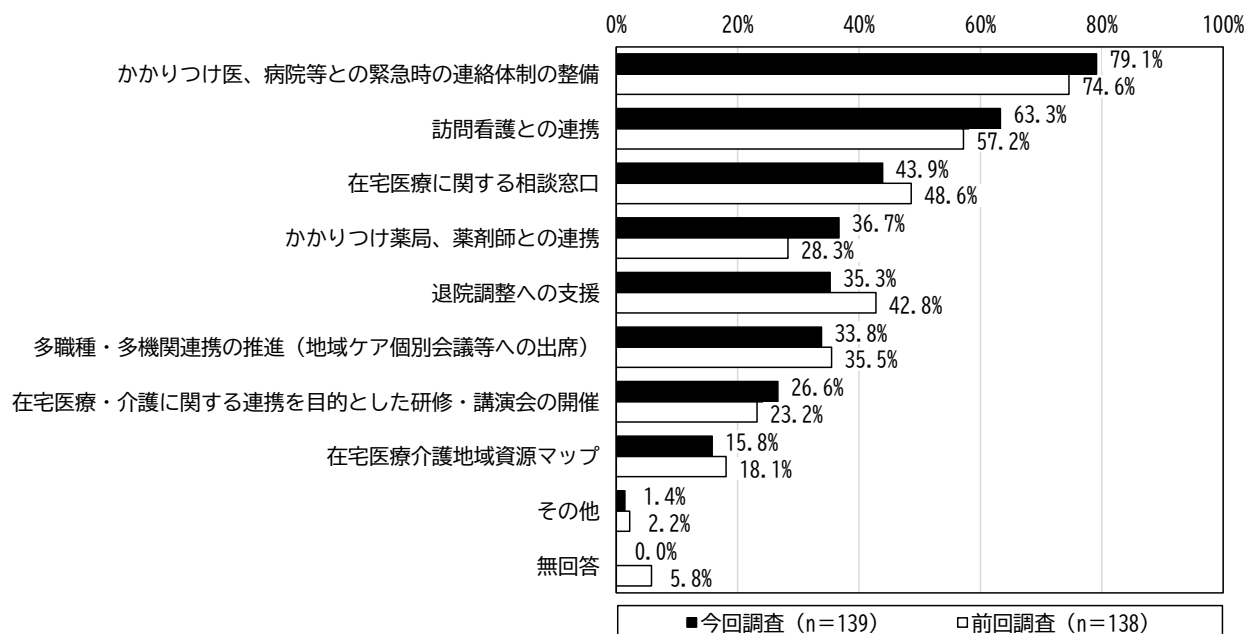
◇ 看取りを実施するうえで重要なこと



3-4 在宅医療・介護の連携について

医療と介護の連携では、「かかりつけ医、病院等との緊急時の連絡体制の整備」と回答された割合が最も多く、次いで、「訪問看護との連携」、「在宅医療に関する相談窓口」の割合が多くなっています。

◇ 在宅医療・介護の連携方策について



第4節 認知症アンケート調査

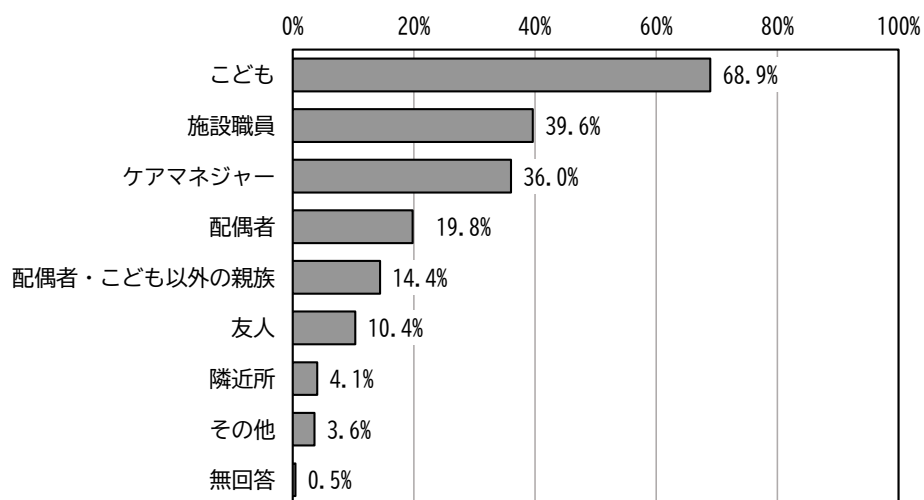
4-1 相談の相手

困ったときに「相談にのってくれる人」について、本人では、「こども」と回答された割合が最も多く、次いで、「施設職員」、「ケアマネジャー」となっています。一方、家族では、「ケアマネジャー」と回答された割合が最も多く、次いで、「施設職員」、「配偶者・こども以外の親族」となっています。

◇ 相談にのってくれる人（本人）

【本人】

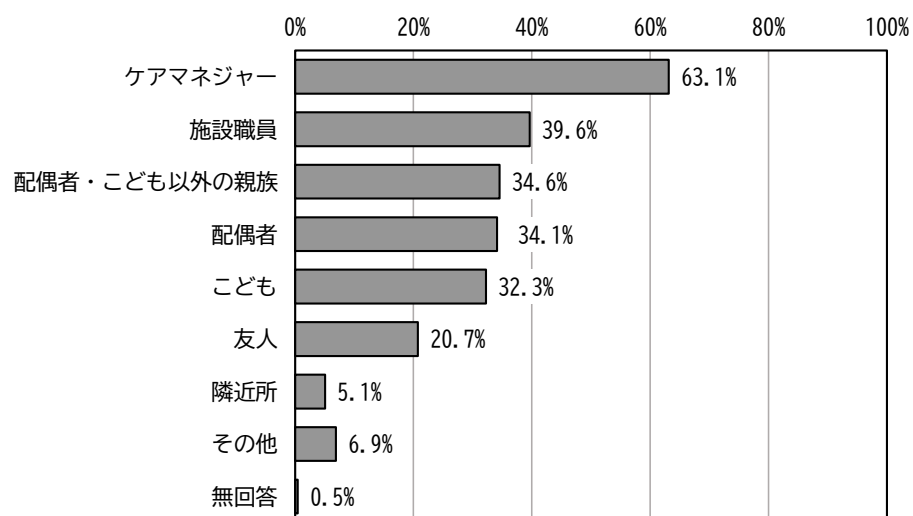
(n=222)



◇ 相談にのってくれる人（家族）

【家族】

(n=217)



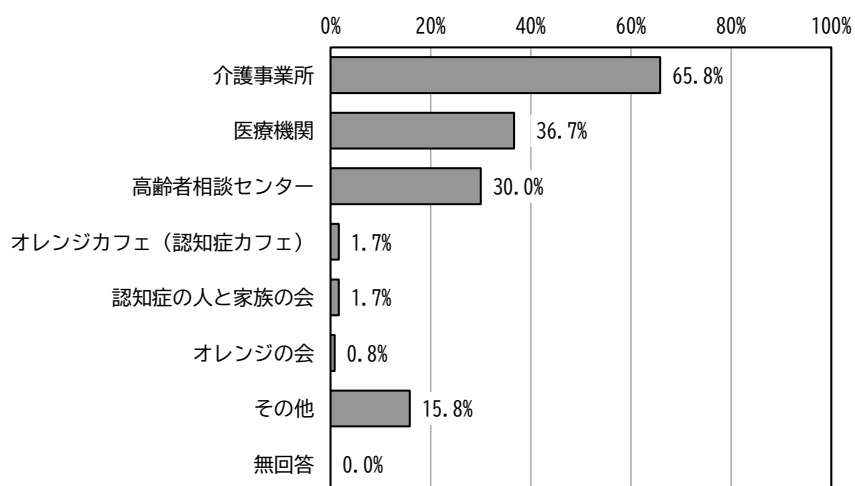
4-2 気持ちを伝えられる場所について

「相談や気持ちを伝えられる場所」について、本人では、「介護事業所」と回答された割合が最も多く、次いで、「医療機関」、「高齢者相談センター」となっています。一方、家族では、「介護事業所」と回答された割合が最も多く、次いで、「高齢者相談センター」、「医療機関」となっています。

◇ 相談や気持ちを伝えられる場所（本人）

【本人】

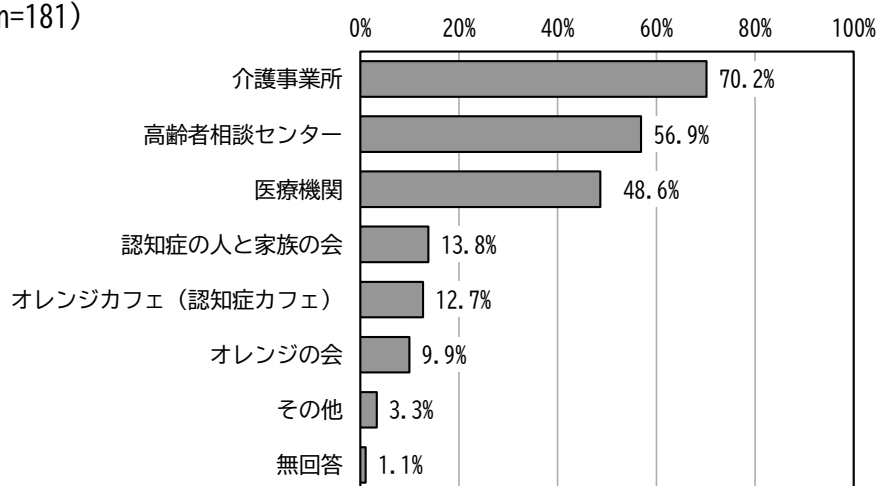
(n=120)



◇ 相談や気持ちを伝えられる場所（家族）

【家族】

(n=181)



4－3 地域活動や交流について

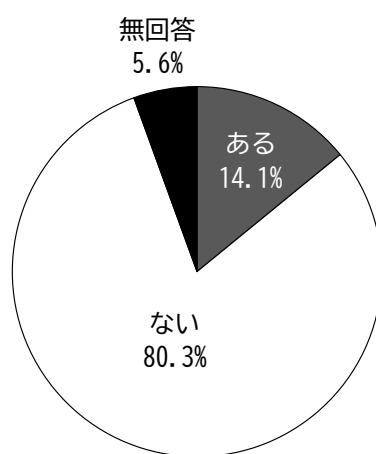
地域で認知症に関する活動や交流会への参加の有無について、「参加したことがある」と回答された方は約1割で、「参加したことがない」と回答された方は8割となっています。

また、「どのような企画があれば参加したいと思うか」については、「家族のための勉強会」と回答された方が最も多く、次いで、「情報交換会」、「オレンジカフェ（認知症カフェ）」となっています。

◇ 地域で認知症に関する活動や交流会への参加

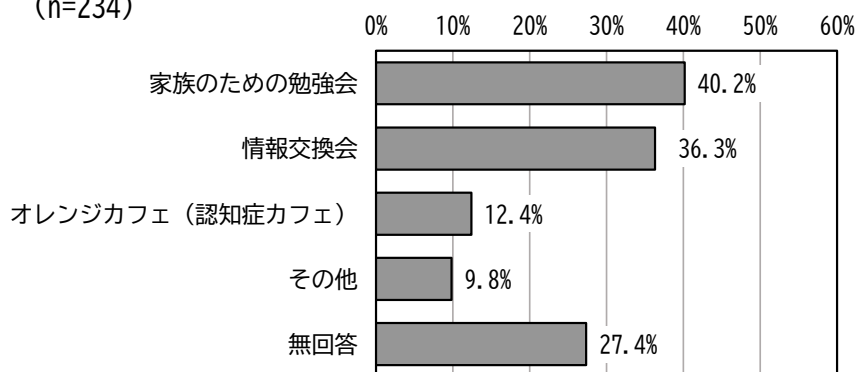
【家族】

(n=234)



◇ 参加したいと思う企画

(n=234)



第4章 計画策定に向けた課題

第1節 高齢者の現況からみた課題

1-1 高齢者人口の増加と現役世代人口の減少

将来推計によると、本市では今後ますます現役世代の減少と高齢者の増加が加速し、少子高齢化による労働力人口の減少が、介護現場の人材不足に直結することが予測されます。

令和6(2024)年以降、65歳以上に占める後期高齢者の割合が5～6割に達し、医療と介護の複合的なニーズを持つ慢性疾患の高齢者の増加や、買い物や通院などに不安がある交通弱者の方の増加も見込まれます。

令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点で、介護人材の確保や、高齢者の移動手段の維持・確保を進め、介護と医療の連携・整合性を図り、サービスの受け皿を計画的に拡充し、地域全体で高齢者を支える「地域づくり」を深化させる必要があります。

1-2 高齢夫婦・ひとり暮らし高齢者世帯の増加

本市の高齢夫婦世帯及びひとり暮らし高齢者世帯は増加しており、在宅介護需要の増大に留まらず、多様な地域課題が生じる可能性があります。

高齢夫婦世帯の増加は、在宅介護における介護疲れや介護うつが発症リスクを高め、老老介護や認知介護の進行は、介護放棄や虐待、世帯全体の共倒れといった事案の発生に直結する懸念があります。また、ひとり暮らし高齢者世帯の増加に伴っては、孤独死や閉じこもり、認知症の進行に伴う近隣住民とのトラブルのほか、デジタル化が進む社会からの孤立、運動機能の衰退に起因する災害時の避難行動の遅れなどの懸念もあります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、多様な在宅サービス提供体制の整備や家族介護者に対する相談窓口の周知、介護知識・技術の普及などの家族介護支援に関する取組の強化が必要です。また、就労支援や活動機会の提供により、地域とのつながりや生きがいを持って暮らせる「社会参加活動支援」の充実、「防災・避難体制の整備」に向けた取組を一体的に推進していくことも必要です。

1-3 適切な介護サービスの提供体制

今後も要支援・要介護認定者およびサービス利用者の増加が見込まれる中、介護人材の確保が喫緊の課題となっています。市内事業所へのアンケートでは、7割強の事業所が「職員の確保」を運営上の課題として挙げており、外国人介護職員の雇用は3割弱と前回調査時よりも増加しています。

また、市内事業所を対象としたアンケート結果では、訪問介護におけるサービス充足度が前回調査に比べ大きく減少しており、ホームヘルパーの人材不足はより深刻な状況となっています。

高齢者の介護予防や健康づくりへの取組をいっそう推進し、適切な需給バランスを維持しながら、介護人材の確保に向けた総合的な支援策を引き続き展開していく必要があります。

1-4 日常生活におけるリスク

生活や健康状態をチェックする国の基本チェックリストに基づくリスク分析の結果から、本市では、要介護認定を受けていない高齢者において、うつ傾向・認知機能・転倒・咀嚼機能・口腔機能のリスク該当者が多い傾向にあることが分かりました。一方、手段的日常生活動作（IADL）については、第9期計画策定時と比べて該当者の割合は減少しています。

新型コロナウイルス感染症拡大後、新たな生活様式のもと、高齢者の健康づくりや「通いの場」の拡充による介護予防の推進、生きがい活動支援の充実によるうつリスクの低減を図る取組などを推し進めていくことが必要です。

1-5 日常生活圏域の特徴に応じた対応

令和4（2022）年と令和7（2025）年を比べると、日常生活圏域別の総人口は、9圏域中6圏域で減少し、4圏域で高齢化率が約3割となっています。今後は、後期高齢者が増加していくことが予測されており、介護予防、重度化防止等への取組が益々重要となってきます。このため、日常生活圏域の地域特性に応じた、きめ細やかな支援体制が必要となります。

高齢者や高齢者のみ世帯が多い圏域、日常生活に必要な買い物や病院、移動等に関する社会的資源が少ない圏域、人口減少が著しい圏域など、それぞれの地域の実情に応じた対策を講じていくことが必要です。

1－6 在宅介護と就労の継続

介護者が不安に感じる介護では、介護度が上がるにつれて、『認知症状への対応』や『夜間の排泄』への不安が大きくなっています。

主な介護者の就労継続について、6割弱の方が『仕事と介護の両立に問題がある』と感じており、その中の1割弱の方は『仕事と介護の両立を続けていくことが難しい』と回答しています。

高齢者が増加する中、在宅介護の需要は、今後ますます増加するものと予想されることから、多様な在宅サービスの提供体制を確保するほか、介護者に対する相談窓口の周知を図るなど、介護者の負担軽減と離職防止につながる取組を充実していくことが必要です。

1－7 認知症への対応

令和6(2024)年1月に施行された認知症基本法と、それに基づく「認知症施策推進基本計画」が策定され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていくことが重要となっており、認知症になってからも自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人を含めた市民一人一人が「新しい認知症観」を理解することが必要となります。

また、認知症アンケート調査によると「困ったときに相談できる場所や自分の気持ちを伝えられる場所」について5割近くの認知症の本人が「知らない」と回答していることから、認知症の相談窓口の周知に努めるとともに、チームオレンジの活動支援や認知症の人やその家族の精神的不安の軽減を図るなど、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることができる取組を推進していくことが必要です。

1－8 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

令和7(2025)年に団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となり、医療・介護等の需要の急増が予測され、今後、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症高齢者の生活を地域で支えるという観点からも地域包括ケアシステムの深化・推進が重要となります。

この地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の充実や、地域の核となる高齢者相談センターの体制整備、関係機関の連携や地域づくりなどを一体的に進めていく必要があります。

また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備し、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、困窮分野も含めた、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を行っていくことが必要です。

第2節 第9期計画の主な取組と課題

2-1 介護サービス基盤の計画的な整備

在宅での介護が難しくなる高齢者は今後も増加すると想定され、介護老人福祉施設等の整備を推進することが重要であるとの考えから、計画的な施設整備に取り組みました。

特別養護老人ホームでショートステイからの転換を40床計画した結果、30床の増床があり、地域密着型特別養護老人ホームで87床の整備を計画し、新設による58床の増床がありました。また、特定施設入居者生活介護（混合型）で100床の整備を計画し、有料老人ホーム※からの転換による50床の増床と新設による50床の増床があり、認知症対応型共同生活介護で27床の整備を計画し、18床の増床がありました。

その他では、看護小規模多機能型居宅介護で1事業所定員29名の整備を進める一方で、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、公募の結果、応募がなく未整備のままとなっています。

第10期計画においても、在宅での介護が難しくなる高齢者は今後も増加すると想定されるため、引き続き介護老人福祉施設等の整備を推進することが重要です。

2-2 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

第9期計画では、地域包括ケア体制の更なる充実のため、高齢者相談センターの機能強化をはじめ在宅医療・介護連携の推進、生活支援体制整備事業や各種サービスの拡充、地域ケア会議の活性化、地域包括ケアシステムを支える人材の資質向上に取り組みました。

第10期計画においては、今後さらに進行する高齢化や認知症の人の増加に対応するため、住み慣れた地域で支え合い、つながり合う地域包括ケアシステムの強化が必要です。さらに、高齢者だけでなく、障害や子育て、生活困窮など、世代を問わず誰もが抱える複雑な悩みに対応できる総合的な相談支援体制の構築を進めていく必要があります。

2-3 認知症施策の総合的な推進

第9期計画では、認知症初期集中支援チームが関係機関と連携を図り、認知症の人に対し適切な医療、介護サービス等につなげる取組やチーム員の質の向上を図るための支援を行いました。また、認知症サポーターなどが中心となってチームを組み、地域で認知症の人とその家族を支援する取組であるチームオレンジを圏域ごとに整備するための支援を行いました。

第10期計画においても、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、チームオレンジの活動を支援するなど、引き続き支援体制を強化していく必要があります。また、認知症施策推進基本計画で示されている「新しい認知症観」についての普及啓発に努めるとともに、引き続き、認知症の相談窓口についても周知を行うなど、認知症の人とその家族の支援体制を整備していく必要があります。

2-4 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

サービス・活動事業（訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント）については、高齢者人口や要支援認定者数の増加に伴い、令和4（2022）年度から利用件数が増加し続けています。

一般介護予防事業については、介護予防の充実を図るため、これまでの脳若トレーニング講座の他に、令和6（2024）年度から提案型介護予防講座いきいきエイジング教室、令和7（2025）年度から脳いきいき講座を開催しました。また、ふれあいの居場所の増加に伴い、地域住民同士の交流が図られるとともに、ふれあいの居場所で各種専門職等による講義や運動の指導を行う機会が増え、フレイル予防や地域からの孤立化防止につながりました。

高齢化の進展に伴い、高齢者の介護予防はますます重要性が増すものと考えられます。第10期計画においては、地域資源の見える化や多様な主体から必要な支援を受けられる仕組みづくりを推進することが重要です。

2-5 保険者機能の強化

第9期計画では、保険者機能の強化に向け、介護給付の適正化や自立支援・重度化防止のための取組を推進してきました。具体的には、要介護認定の適正化を図るため、認定調査員研修の実施や認定調査票の全件点検を行い、自立支援に資する適切なケアマネジメントの提供に向けたケアプラン点検を実施するとともに、デジタル技術の活用により介護認定の業務効率化と正確性の確保を図り、介護を必要とする市民に速やかに介護サービスを提供できるよう、介護認定調査・認定審査会システムを導入し、デジタル化を推進しました。また、地域ケア会議を活用し、多職種連携による個別ケースの課題解決や、把握された地域課題の共有に努めてきました。さらに、国のシステム（地域包括ケア「見える化」システム等）を活用し、データに基づく地域課題の分析や評価を通じた事業の改善など、PDCAサイクルによる進行管理に取り組んできました。

一方で、後期高齢者の増加等により、今後さらなる医療・介護の複合的ニーズの増大と介護給付費の増加が見込まれる中、持続可能な介護保険制度を運営するためには、保険者としてのマネジメント機能をさらに高めていくことが求められています。

第10期計画においては、令和9年1月に利用開始が予定されている「介護情報基盤」を積極的に利活用し、高齢者相談センターの機能強化や、多様な主体と連携した地域づくりを推進するなど、地域のつながり機能を含めた地域マネジメント機能をさらに強化することが必要です。加えて、自立支援・重度化防止に向けた効果的な施策の展開や、引き続きケアマネジメントの質の向上を図り、適切な介護給付の適正化に取り組めます。

2-6 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上

第9期計画では、介護人材の確保と定着に向けて、介護分野への多様な人材の参入を促進するため、介護職員初任者研修の受講料補助事業や、県や関係団体と連携した就労支援などの取組を推進してきました。また、介護現場の生産性向上のため、介護ロボットやICTの導入、外国人介護人材の確保・育成に関する情報提供等を実施してきました。その結果、外国人介護職員を雇用している事業所の割合は増加し、多様な人材の活用が進んでいます。さらに、65歳以上の職員を雇用している事業所も多く、高齢者の活躍の場としても機能しているなどの成果が見られました。

しかしながら、生産年齢人口の減少が加速する中、人材不足はより深刻な状況となっています。また、職員が定着するために「労働条件の向上」や「働きやすさや雰囲気づくり」が必要であり、外国人介護職員の雇用においても、「ことばの問題」や「文化や風習の違い」などが課題となっています。

第10期計画においては、高齢者の介護予防や健康づくりへの取り組みをいっそう推進して適切な需給バランスを維持しながら、人材確保に向けた総合的な支援策を引き続き展開していきます。また、新たに運用される「介護情報基盤」の活用を促進し、事業所や医療機関との間で認定情報やケアプラン等を電子的に共有することで、事務負担の軽減と多職種連携の円滑化を図り、介護職員が本来のケア業務に専念できる環境づくりを推進します。

2-7 高齢者の生活支援の充実

第9期計画では、高齢者の見守り体制の強化として、令和6（2024）年度からは、高齢者見守りライト貸与事業を始め、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、生活支援の充実を図りました。また、令和7（2025）年度からは、ごみ出しが困難な高齢者の生活環境の向上と離れて暮らす家族等の身体的負担の軽減を図るとともに収集時における安否の確認を行う高齢者家庭ごみ戸別収集事業及び高齢者に対する犯罪の発生を抑止し住み慣れた地域の安全と安心を確保するための高齢者防犯カメラ等購入費等補助事業を始めることにより、さらに生活支援の充実を図りました。

令和8（2026）年度からは、高齢者の聴力の低下を改善しコミュニケーション手段の確保や認知症の予防を図るための高齢者補聴器購入費補助事業を始めました。

第10期計画においても、高齢者の生活支援として、見守りライト貸与事業や家庭ごみ戸別収集事業などの新たに始めた事業のみならず、緊急通報サービスや給食サービスなど既存のサービスを組み合わせ、一人ひとりの高齢者に最適なサービスを提供していくことが必要です。

2－8 高齢者の活躍支援

高齢者の豊富な知識や経験は貴重な労働力として期待されており、シルバー人材センターでは事業内容を広く周知し、制度の理解を求める活動などを行い、会員の増加など高齢者の就労機会の拡大を図ることができました。

老人クラブが地域社会の担い手として、より長く元気に活躍できる社会の実現を推進するため、伊勢崎市老人クラブ連合会及び伊勢崎市社会福祉協議会と連携し、「伊勢崎市老人クラブ活性化への提言」を令和6年3月に作成し、令和6（2024）年度には、本市ホームページにて活動内容を掲載し、広く周知しました。

令和6（2024）年度にはスマートフォン（以下「スマホ」という）を所持していない高齢者を、令和8（2026）年度にはスマホを所持している高齢者を対象にスマホ教室を開催することにより、スマホを使えないことで生じる情報格差の解消や情報リテラシーの向上を図りました。

多様な就労の確保や社会参加のための環境整備、デジタル技術の活用による活躍の場を広げる支援など、引き続き取り組んでいく必要があります。

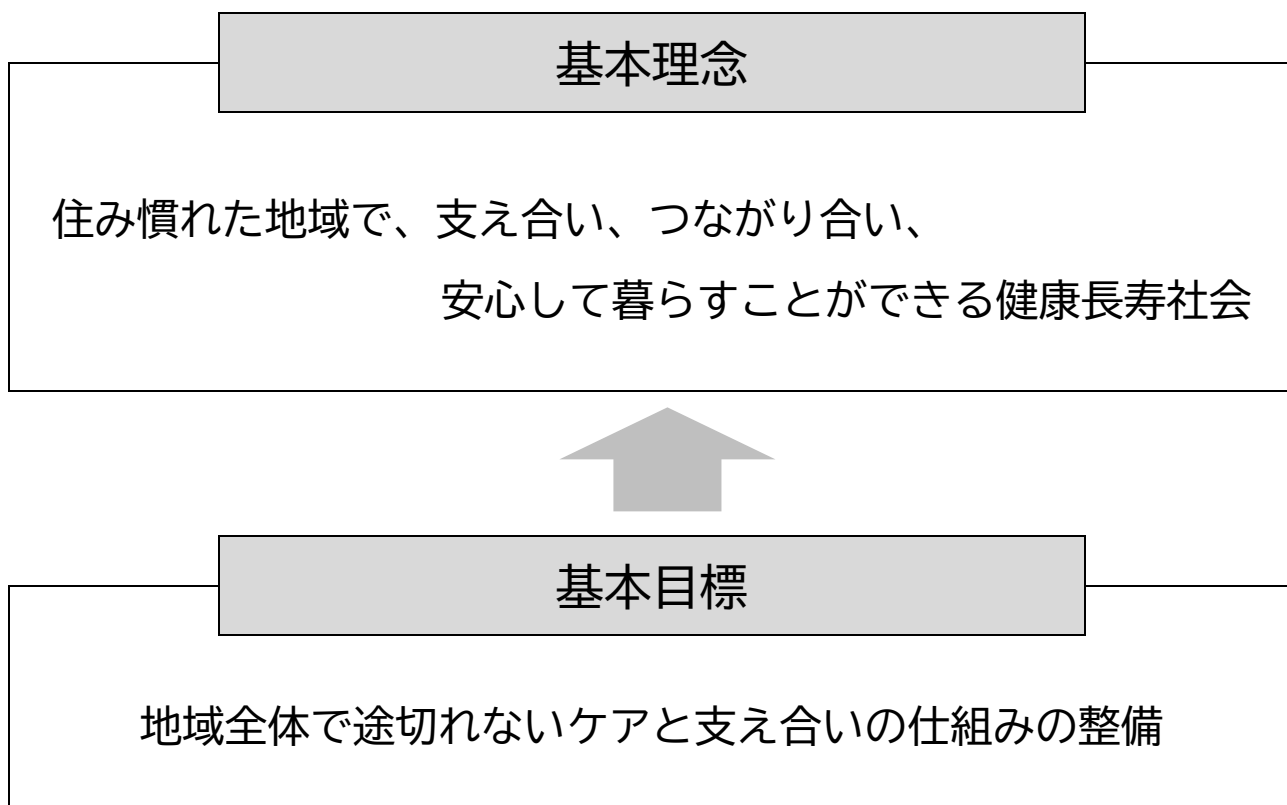
第5章 計画の理念と方針

第1節 基本理念

第9期計画では「住み慣れた地域で、支え合い、つながり合い、安心して暮らすことができる健康長寿社会」を基本理念に据え、「持続可能で包括的な支援を提供できる体制づくり」を基本目標として各種取組を推進してきました。

第10期計画では、第9期計画の基本理念は継承し、高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、困窮分野も含めた、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の整備を推進します。

また、認知症基本法に基づき、認知症施策推進基本計画で示された「新しい認知症観」の普及啓発を図り、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めるとともに、認知症の人または家族等が孤立しない相談体制を整備するなど、認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる取組を推進します。



第2節 基本方針

基本理念の実現に向け、計画の基本方針を次のとおりとします。

基本方針1	介護サービス基盤の計画的な整備
-------	-----------------

令和22(2040)年には「団塊ジュニア世代」が65歳以上になり、人口の高齢化はますます進行することが見込まれています。そのため、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、施設サービスや居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせて、介護サービス基盤を計画的に整備します。

また、居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及を促進します。

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるように、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備を推進していきます。

基本方針2	地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
-------	---------------------

地域包括ケアシステムは、高齢者の地域生活を支える仕組みとして発展してきましたが、今後はその深化・推進と理念の普遍化を通じ、「地域共生社会」の実現に向けた基盤として機能することが期待されています。令和22(2040)年を見据えた持続可能な体制構築に向け、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）における多様な活動やつながりづくりの充実、医療・介護の連携強化を重点的に推進します。

また、複雑化・複合化する地域住民の支援ニーズに対応するため、介護分野に留まらず、障害・児童・困窮といった各分野と緊密に連携し、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制を多機関の協働により構築していきます。

一方で、役割の段階的な拡大に伴う高齢者相談センターの業務負担増が課題となっています。今後は、業務の効率化・適正化による負担軽減を図るとともに、専門性の高い相談に対応できる体制の確保と、関係機関との連携強化を一体的に推進します。

基本方針3	介護予防・日常生活支援総合事業の充実
-------	--------------------

総合事業は、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて支援を行うとともに、高齢者の社会参加の促進や介護予防に資する事業を実施するものです。総合事業を推進していくことは、よりその人らしい生活を多様な主体で支え合う地域共生社会の実現を図っていく

上でも重要です。

平成 28（2016）年度から開始された総合事業ですが、これまでの実施状況等について分析・評価等を行うとともに、地域資源の見える化や多様な主体から必要な支援を受けられる仕組みづくりに取り組んでいきます。

基本方針 4	認知症の人とその家族を支える認知症施策の推進
--------	------------------------

認知症の人は、高齢化が進む今後もさらに増加することが見込まれています。

令和 6（2024）年 1 月には「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進」することを目的として、認知症基本法が施行され、認知症施策を国や地方自治体が一体となって講じていくこととなりました。また、令和 6（2024）年 12 月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」では、認知症の人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進するため、①「新しい認知症観」に立つ②自分ごととして考える③認知症の人等の参画・対話④多様な主体の連携・協働の 4 つを基本的な方向性として定めています。

本市においても、こうした国の基本的な考えに基づき、引き続き、認知症になっても、尊厳をもって住み慣れた地域で安心して生活し続けるために、認知症についての正しい理解の普及啓発に努めるとともに、地域全体で見守り、支援する体制の整備を推進します。

基本方針 5	安定した介護保険制度の運営
--------	---------------

高齢化の進行に伴う要支援・要介護認定者の増加により、今後も介護サービス利用者の増加が見込まれる中、高齢者の地域生活を支える社会基盤としての介護保険制度の役割はますます重要になっています。一方で、生産年齢人口の減少に伴う担い手不足や財源の確保など、制度の持続可能性の維持が大きな課題となっています。

このような状況において、介護保険制度が将来にわたり市民から信頼され、安定的に機能し続けるためには、公平な負担と適正な給付のバランスを確保し、効率的かつ円滑な事業運営を推進していくことが不可欠です。第 10 期計画においては、利用者が安心して適切なサービスを利用できるよう、関係機関との連携を深め、安定した介護保険制度の運営を目指します。

制度の基盤となる介護保険料については、負担の公平性を確保するため、公平確実な賦課徴収に努めるとともに、事前の相談対応など未納を防ぐための適切な対応に取り組みます。また、介護を必要とする人が適切なサービスを必要なタイミングで受けられるよう、要介護認定等に係る調査及び審査判定業務のデジタル化を推進し、迅速化を図ります。その際、「介護情報基盤」を積極的に活用し、主治医意見書等の電子的な連携により審査事務の効率化を図るとともに、マイナポータル等を通じて市民が自身の介護情報を容易に確認できる環境を整え、制度への理解と利便性の向上に努めます。

介護サービスの質の確保と給付の適正化に向けては、指定権者である群馬県をはじめとする関係

機関との役割分担を明確にし、緊密な連携体制を構築します。その上で、市町村の権限に基づく適切な指導・監査を実施し、サービス提供体制の基盤強化を推進していきます。

さらに、制度の仕組みや各種手続きについて、市民が直感的に理解しやすいよう、図解やデジタル技術などの視覚的な工夫を取り入れた効果的な周知・啓発を推進し、介護保険制度への理解と信頼の向上に努めていきます。

基本方針 6	高齢者の生活支援及び活躍支援
--------	----------------

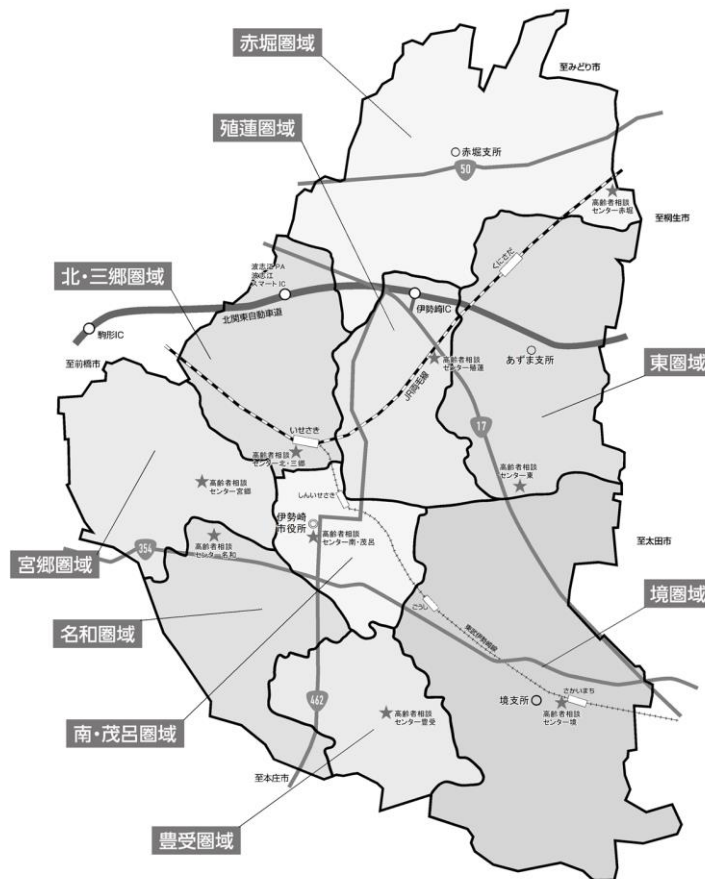
本市の高齢夫婦世帯及びひとり暮らし高齢者世帯は増加しているため、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、防犯対策や見守り支援などの生活支援を引き続き行っていく必要があります。さらに、生活支援における課題を地域と共有しながら求められるサービスがあればその実施に向けた検討をしていきます。

また、令和5（2023）年施行の「伊勢崎市高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する条例」に基づき、引き続き、高齢者が誇りと生きがいを感じながら、より長く元気に活躍できる機会の充実に努めます。さらに、令和8（2026）年6月の社会福祉法等の一部を改正する法律の公布を受け、伊勢崎市社会福祉協議会と連携を図り、頼れる身寄りがいないひとり暮らし高齢者等を社会的に支援できる体制の構築に努めます。

高齢者の趣味や教養的な活動を通じて自立を促すだけでなく、その知識や経験を生かして、自分らしく活躍できる社会の実現に向けた取組につなげるためにも、生きがいづくり、健康づくりや仲間づくり事業を継続し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送れる支援体制を推進していきます。

第3節 日常生活圏域の設定

本市では、日常生活圏域の設定が求められた第3期計画から第5期計画までは5圏域としていましたが、第6期計画以降においては、従来の地域のつながりや人口規模等を考慮して9圏域に細分化し、地域特性に応じたきめ細かな支援体制を構築してきました。その後、人口規模や地理的・日常的なつながり、社会的な大きな変化は見られないことから、第10期計画においても、引き続き、9圏域とします。



◇ 日常生活圏域別担当行政区表

圏域名	担当行政区	中学校区
北・三郷	曲輪町、大手町、平和町、若葉町（一区）、喜多町、宗高町、柳原町、寿町、西田町、華蔵寺町、堤西町、堤下町、八幡町、未広町、乾町、波志江町、安堀町、太田町	第三
南・茂呂	本町、中央町、緑町、三光町、若葉町（二区）、上泉町、八坂町、今泉町一丁目・二丁目、粕川町、北千木町、南千木町、茂呂町一丁目・二丁目、美茂呂町、ひろせ町、茂呂南町、新栄町	第一 第二
殖蓮	三和町、本関町、鹿島町、上植木本町、豊城町、上諏訪町、日乃出町、昭和町、宮前町、東本町、下植木町	殖蓮
宮郷	稲荷町、宮子町、連取本町、連取元町、連取町、田中島町、田中町、東上之宮町、西上之宮町、宮古町	宮郷
名和	菰塚町、阿弥大寺町、今井町、山王町、堀口町、中町、柴町、戸谷塚町、福島町、八斗島町	第二
豊受	除ヶ町、大正寺町、富塚町、下道寺町、馬見塚町、長沼町、上蓮町、下蓮町、国領町、飯島町、羽黒町	第四
赤堀	西久保町一丁目・二丁目・三丁目、曲沢町、赤堀鹿島町、間野谷町、香林町一丁目・二丁目、野町、磯町、西野町、赤堀今井町一丁目・二丁目、下触町、五目牛町、市場町一丁目・二丁目、堀下町	赤堀
東	小泉町、平井町、東小保方町、東町、八寸町、三室町、田部井町一丁目・二丁目・三丁目、国定町一丁目・二丁目、上田町、西小保方町	あずま
境	境東、境、境萩原、境百々東、境百々、境美原、境中島、境西今井、境上矢島、境伊与久、境木島、境下淵名、境上淵名、境東新井、境保泉、境保泉一丁目、境上武士、境下武士、境小此木、境島村、境平塚、境新栄、境米岡、境栄、境女塚、境三ツ木	境北 境西 境南

3-1 日常生活圏域別の要支援・要介護認定者等状況

◇ 日常生活圏域別要支援・要介護認定者数等（人）

圏域名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	うち第1号 認定者	高齢者 人口	認定率 (%)
北・三郷											
南・茂呂											
殖蓮											
宮郷											
名和											
豊受											
赤堀											
東											
境											
住所地 特例											
市全体											

内容については、次回11月に提示予定

（令和8年〇月1日現在）

3-2 日常生活圏域別の認知症高齢者の状況

◇ 日常生活圏域別認知症高齢者（人）

圏域名	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	IIa～Mの 合計	高齢者に占める 自立度IIa以上 の人の割合(%)
北・三郷		内容については、次回11月に提示予定								0
南・茂呂										0
殖蓮										0
宮郷										0
名和										0
豊受										0
赤堀										0
東										0
境										0
市全体		0	0	0	0	0	0	0	0	0

(令和8年〇月1日現在)

< 認知症高齢者の日常生活自立度 >

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

3-3 日常生活圏域別の障害高齢者の状況

◇ 日常生活圏域別障害高齢者（人）

圏域名	自立	J1	J2	A1	A2	B1	B2	C1	C2	B1～C2の 合計	高齢者に占める 自立度B1以上の 人の割合(%)
北・三郷		内容については、次回11月に提示予定									0
南・茂呂											0
殖蓮											0
宮郷											0
名和											0
豊受											0
赤堀											0
東											0
境											0
市全体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

<障害高齢者の日常生活自立度>

生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランクC	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

第4節 施策体系

基本理念	基本目標	基本方針	基本施策・施策	頁
住み慣れた地域で、 支え合い、つながり合い、 安心して暮らすことができる健康長寿社会	地域全体で途切れないケアと支え合いの仕組みの整備	基本方針1 介護サービス基盤の計画的な整備	介護保険サービスの展開	
			1-1 居宅サービス	64
			1-2 地域密着型サービス	72
			1-3 施設サービス	76
		基本方針2 地域ケアシステムの更なる深化・推進	地域支援事業の展開	
			2-1 介護予防・日常生活支援総合事業	80
			(1)サービス・活動事業 (2)一般介護予防事業	
			2-2 包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）	85
			(1)総合相談支援業務 (2)権利擁護業務 (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (4)地域ケア会議の推進	
		基本方針3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	2-3 包括的支援事業（社会保障充実分）	88
			(1)在宅医療・介護連携推進事業 (2)生活支援体制整備事業 (3)認知症総合支援事業 (4)地域ケア会議の推進【再掲】	
		基本方針4 認知症の人とその家族を支える認知症施策の推進	2-4 任意事業	91
			(1)家族介護支援事業 (2)その他の事業	
		基本方針5 安定した介護保険制度の運営	2-5 認知症施策	93
			(1)認知症の人に関する理解の増進等 (2)認知症予防 (3)保健医療と介護サービスの連携、介護者への支援 (4)認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援、社会参加支援	
		基本方針6 高齢者の生活支援及び活躍支援	高齢者一般施策と関連事業の展開	
			3-1 保険外サービスによる在宅生活支援の充実	101
			3-2 高齢者福祉施設の整備（介護保険以外のサービス）	104
			3-3 高齢者向け健康づくり事業等	105
			3-4 見守りと高齢者虐待防止対策に係る施策	107
			3-5 高齢者の生きがいと社会参加に係る施策	110
			3-6 高齢者の住まいや移動手段等の確保に係る施策	114
			3-7 災害及び感染症対策に係る施策	117

第6章 施策の展開

第1節 介護保険サービスの展開

介護保険事業で提供されるサービスは、要介護認定者を対象とする介護給付サービスと、要支援認定者を対象とする予防給付サービスに分けられます。また、それぞれについて、地域密着型サービスが位置づけられています。

	介護給付サービス（要介護 1～5 認定者）	予防介護（要支援 1・2 認定者）
1-1 居宅サービス	(1)訪問介護	
	(2)訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
	(3)訪問看護	介護予防訪問看護
	(4)訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
	(5)居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
	(6)通所介護	
	(7)通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
	(8)短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
	(9)短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
	(10)福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
	(11)特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
	(12)住宅改修	介護予防住宅改修
	(13)特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
	(14)居宅介護支援	介護予防支援
1-2 地域密着型サービス	(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	(2)夜間対応型訪問介護	
	(3)地域密着型通所介護	
	(4)認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
	(5)小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
	(6)看護小規模多機能型居宅介護	
	(7)認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護 (要支援 2 のみ)
	(8)地域密着型特定施設入居者生活介護	
	(9)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
1-3 施設サービス	(1)介護老人福祉施設	
	(2)介護老人保健施設	
	(3)介護医療院※	
	(4)介護療養型医療施設	

1-1 居宅サービス

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第10期計画期間		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和8(2026)年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(2) 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、介護福祉士及び看護師等が訪問入浴車で居宅を訪問し、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るためのサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第10期計画期間		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護給付 (要支援1・2)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						
介護給付 (要介護1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和8(2026)年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(3) 訪問看護

訪問看護は、医療機関や訪問看護ステーションの看護師や保健師等が居宅を訪問し、その療養生活を支援することにより、心身の機能の維持回復を図るためのサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和 8 (2026) 年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(4) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るためのサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和 8 (2026) 年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(5) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るためのサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第10期計画期間		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和8(2026)年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(6) 通所介護（デイサービス）

通所介護は、デイサービスセンターなどにおいて、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためのサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第10期計画期間		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和8(2026)年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(7) 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や医療機関などにおいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るためのサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第10期計画期間		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和8(2026)年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(8) 短期入所生活介護

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためのサービスであり、介護者の介護負担の軽減を図るための計画的利用のほか、介護者の急病などで一時的に在宅生活に支障が出たときに利用できます。

今後の見込み

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和 8 (2026) 年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(9) 短期入所療養介護（ショートステイ）

短期入所療養介護は、介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等及び日常生活上の支援を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためのサービスです。

① 介護老人保健施設

今後の見込み

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和 8 (2026) 年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

② 介護医療院

今後の見込み

(10) 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るためのサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和 8 (2026) 年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(11) 特定福祉用具販売（購入費支給）

特定福祉用具購入費の支給は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を購入する際の費用の一部を支給することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るためのサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和 8 (2026) 年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(12) 住宅改修

住宅改修費の支給は、手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修を行う際の費用の一部を支給するサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和 8 (2026) 年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(13) 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護等、機能訓練及び療養上の支援を行うことにより、要介護状態となった場合でも、本サービスの提供を受ける入居者が施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービスです。

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和 8 (2026) 年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援とは、要介護 1 ～ 5 の方が居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、居宅サービス計画を作成し、この計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が施設への入所を要する場合にあっては、施設への紹介その他の便宜の提供を行うサービスです。

介護予防支援とは、要支援 1 ・ 2 の方が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、高齢者相談センター等の職員が、介護予防サービス計画を作成し、この計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行うサービスです。

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和 8 (2026) 年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

1-2 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、必要に応じて訪問看護を行う事業所と連携しつつ、居宅において、介護福祉士・看護師等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護・療養上の支援又は必要な診療の補助を行うサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第10期計画期間		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和8(2026)年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行うサービスです。(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に該当するものを除く。)

今後の見込み

(3) 地域密着型通所介護(小規模デイサービス)

地域密着型通所介護は、要介護者について、利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和 8 (2026) 年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(4) 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護・要支援者について、デイサービスセンター等に
通い、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練
を行うサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和 8 (2026) 年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(5) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、要介護・要支援者について、その者の心身の状況、その置かれ
ている環境等に応じて、その者の選択に基づき、訪問、通い又は短期間の宿泊により、入浴、
排せつ、食事等の介護等及び機能訓練を行うサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和 8 (2026) 年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(6) 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせで一体的に提供するサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和 8 (2026) 年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(7) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護・要支援 2 の者（急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和 8 (2026) 年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(8) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等の施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者等に限られるもののうち、その入居定員が 29 人以下であるものに入居している要介護者について、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行うサービスです。

今後の見込み

(9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(地域密着型徳悦養護老人ホーム)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うサービスです。

今後の見込み

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和 8 (2026) 年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

1-3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行う施設です。

今後の見込み

区分		実績値			第10期計画期間		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和8(2026)年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う施設です。

今後の見込み

区分		実績値			第10期計画期間		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和8(2026)年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

(3) 介護医療院

介護医療院は、長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下のもと介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設です。

今後の見込み

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)						
	人数 (人)						

●令和8(2026)年度は見込値。人数は月当たり平均利用者数。

第2節 地域支援事業の展開

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し、重度化を防ぐとともに、社会の中で役割を担い、生きがいを持って地域社会に参加しながら自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

本事業は、要支援者等を対象とした「総合事業」、地域における包括的・継続的なマネジメント機能としての「包括的支援事業」及び市町村の判断により行われる「任意事業」の3つの柱で構成されています。

第10期計画期間においては、これら地域支援事業の理念を地域全体で実践するため、市民や事業者などへの普及啓発に努めるとともに、市民が主体となって運営する介護予防のための通いの場の充実を促進します。また、包括的支援事業に位置づけられている認知症の人への支援、リハビリテーション等の専門家等との連携、地域ケア会議等を活用した多職種連携による自立支援型ケアプランを目指す取組の推進、さらには高齢者相談センターの機能強化に取り組みます。これらを通じ、介護が必要になっても、高齢者が生きがいを持って自分らしく生活できる地域の実現を目指します。

2-1 介護予防・日常生活支援総合事業

- (1) サービス・活動事業
 - ① 訪問型サービス
 - ② 通所型サービス
 - ③ 介護予防ケアマネジメント
- (2) 一般介護予防事業
 - ① 介護予防把握事業
 - ② 介護予防普及啓発事業
 - ③ 地域介護予防活動支援事業
 - ④ 一般介護予防事業評価事業
 - ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

2-2 包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）

- (1) 総合相談支援業務
- (2) 権利擁護業務
 - ① 成年後見制度の利用促進
 - ② 老人福祉施設等への措置支援
 - ③ 高齢者虐待防止への対応
 - ④ 消費者被害の防止
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (4) 地域ケア会議の推進

2-3 包括的支援事業（社会保障充実分）

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業
 - ① 地域の医療・介護の資源の把握
 - ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
 - ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
 - ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援
 - ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
 - ⑥ 医療・介護関係者の研修
 - ⑦ 市民への普及・啓発
- (2) 生活支援体制整備事業
- (3) 認知症総合支援事業
- (4) 地域ケア会議の推進

2-4 任意事業

- (1) 家族介護支援事業
 - ① 家族介護教室
 - ② 介護慰労金支給事業
- (2) その他の事業
 - ① 介護サービス相談員派遣事業
 - ② 給食サービス事業
 - ③ 見守りライト貸与事業

2-5 認知症施策

- (1) 認知症の人に関する理解の増進等
 - ① 認知症サポーター等養成事業
 - ② オレンジの会（認知症の人とご家族の交流会）
 - ③ 『新しい認知症観』の普及啓発
 - ④ 認知症VR体験講座
- (2) 認知症予防
 - ① 脳いきいき講座
 - ② 介護予防把握事業
 - ③ 介護予防普及啓発事業
 - ④ 地域介護予防活動支援事業
- (3) 保健医療と介護サービスの連携、介護者への支援
 - ① 認知症初期集中支援推進事業
 - ② 認知症地域支援推進員の配置
 - ③ 「認知症ケアパス」の活用
 - ④ 認知症高齢者見守り事業
- (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援、社会参加支援
 - ① チームオレンジの推進
 - ② 集いの場の構築
 - ③ 認知症サポーター養成講座
 - ④ オレンジの会（認知症の人と家族の交流会）
 - ⑤ 『新しい認知症観』の普及啓発
 - ⑥ 認知症地域支援推進員の配置
 - ⑦ 『認知症サポーターのいるお店』登録事業

2-1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) サービス・活動事業

サービス・活動事業は、要支援認定者等を対象とし、以下の事業を実施します。

① 訪問型サービス

「介護予防訪問型サービス」と「基準緩和訪問型サービス（訪問型サービスA）」を実施しています。

介護予防訪問型サービスは、訪問介護員が訪問し、買い物や調理、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行うもので、身体介護・生活援助の区別はありません。

基準緩和訪問型サービス（訪問型サービスA）は、訪問介護員又は市が定める研修修了者が行う生活援助に特化したサービスです。

取 組

高齢者人口や要支援認定者数の増加に伴い、利用件数が増加傾向にあります。引き続き、安定的なサービスの提供に努めていきます。

② 通所型サービス

通所施設において、介護予防を目的とした機能訓練や交流、レクリエーションなどを行うサービスです。

取 組

高齢者人口や要支援認定者数の増加に伴い、利用件数が増加傾向にあります。引き続き、安定的なサービスの提供に努めていきます。

③ 介護予防ケアマネジメント

訪問型サービス又は通所型サービスを利用しようとする要支援者等に対し、利用者の意向や心身の状況等を踏まえた介護予防サービス・支援計画書等（ケアプラン）を作成し、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう専門的な視点から支援を行います。

取 組

高齢者人口や要支援認定者数の増加に伴い、利用件数が増加傾向にあります。引き続き、利用者の自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの提供と質の向上に努めていきます。

区分		実績値			第 10 期計画期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
訪問型 サービス	給付費 (千円)	97,142	103,859				
	件数 (件)	5,061	5,131				
通所型 サービス	給付費 (千円)	314,267	345,457				
	件数 (件)	11,259	12,461				
介護予防 ケアマネ ジメント	給付費 (千円)	44,243	46,656				
	件数 (件)	9,307	9,720				

内容については、
次回 11 月に提示予定

●令和 8 (2026) 年度は見込値。件数は年間延べ利用件数。

(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、高齢者が要介護状態になるのを防ぎ、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるようにすることを目的としています。そのために、市の独自事業や地域の互助、民間サービスと役割を分担しながら、住民主体の通いの場の充実や、リハビリテーション専門職の知見を活かした自立支援、介護状態になっても生きがいを持って暮らせる地域づくりを目指して以下の事業を実施します。

① 介護予防把握事業

介護予防把握事業は、収集した情報等を地域の実情に応じ、効率的かつ効果的に活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動へつなげることを目的とした事業です。

閉じこもりがちな高齢者や、生活機能の低下がうかがえる高齢者に早期に働きかけるため、地域や関係機関からの情報を円滑に集約する体制づくりを進めています。

また、市独自の生活機能セルフチェックの結果と、地区、年齢、性別などから高齢者の傾向を分析し、一般介護予防事業や高齢者相談センターへの相談につなげられるよう支援を行っています。

取 組

引き続き生活機能を調査し、高齢者の機能低下の実態を把握することで、効果的な介護予防・重症化防止策を展開します。また、調査結果を分析することにより、必要な対象者を一般介護予防事業の利用や高齢者相談センターによる専門的アプローチへと円滑につなげていきます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防普及啓発事業は、市が介護予防に資すると判断した内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する事業です。

出前講座やミニデイサービス等での健康講話、介護予防講座や介護予防普及啓発講演会、介護予防フェスタなどを行い、介護予防の知識の普及啓発を行っています。

また、高齢者が主体となり、身近な地域で介護予防・フレイル予防のための活動に取り組めるよう、介護予防サポーター等のボランティアの育成や自主グループの支援を行っています。

取 組

介護予防サポーターやフレイル予防推進リーダー※等のボランティアを育成することによって、住民主体の活動による介護予防・フレイル予防を推進していきます。また、介護予防講座、講演会などを通じて、健康維持や介護予防の普及を図ります。

【介護予防サポーター等の養成数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養成数〔初級〕（人）	21	17	15	15	15	15
養成数〔中級〕（人）	10	11	10	10	10	10
養成数〔上級〕（人）	8	10	10	10	10	10

●令和8(2026)年度は見込値

初級：介護予防の必要性や方法に関心のある、地域の元気な高齢者等

中級：初級研修修了者で介護予防サポーターとして地域で活動することを希望する人

上級：中級研修修了者でボランティアとして活動参加を積み、地域のリーダーとして自主的活動を希望する人

【介護予防講座・出前講座開催数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護予防講座（講座数）	9	16	18	18	18	18
出前講座（回）	5	5	6	5	5	5

●令和8(2026)年度は見込値

③ 地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援するとともに、介護予防に資する多様な地域活動組織の育成を行う事業です。

取 組

ふれあいの居場所の設置数は増加傾向にあり、各種専門職等による講義や運動の指導を行う機会も増えています。引き続き、この活動を通してフレイル予防や認知症予防の取組を実施し、地域からの孤立化を防止することにより、高齢者が地域の支え手として生きがいを持って活躍できる地域づくりを推進します。

【ふれあいの居場所設置数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置数	102	112	120	125	130	135

●令和8(2026)年度は見込値

【高齢者介護支援ボランティア活動人員数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
活動人員(延べ人)	1,510	1,652	1,638	1,600	1,600	1,600

●令和8(2026)年度は見込値

④ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図ることを目的とした事業です。

取組

高齢者相談センターとして実施している事業について、地域づくりの視点から評価を実施します。高齢者が主体的に社会参加できる体制を整え、介護予防を強化するとともに、地域での支えあい活動の促進を図っていきます。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業は、高齢者が自立した日常生活を送ることができるよう、地域において自主的な介護予防の取組を行っている団体に対し、リハビリテーション専門職の関与を促進し、介護予防の取組の機能強化を図ることを目的とした事業です。

取組

地域において自主的な介護予防の取組を行っている団体に対し、リハビリテーション専門職を派遣し、講義や実技等を通じて介護予防の普及啓発を図るため、地域リハビリテーション活動支援事業の周知に努め、地域における介護予防の取組の強化を行います。

【リハビリテーション専門職の派遣回数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
派遣回数(回)	13	26	30	30	30	30

●令和8(2026)年度は見込値

2-2 包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）

平成 28（2016）年度から、9つの日常生活圏域それぞれに高齢者相談センターを設置し、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者相談センターに次に掲げる事業を委託し、市と連携のもとに地域における高齢者の生活を支援します。

（1）総合相談支援業務

総合相談支援業務は、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うものです。

取 組

高齢者等から寄せられる様々な相談を受けとめ、適切な支援を行います。また、総合相談は、全ての業務の入り口となることから、引き続き、相談窓口の周知に努めるとともに、寄せられた相談の集計分析による実態の把握を図り、さらに適切な支援を行います。

（2）権利擁護業務

高齢者の尊厳を守るため、高齢者相談センターが専門的・継続的な観点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行っています。

取 組

高齢者の権利擁護についての理解を広め、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、講座や講演会等で普及啓発を図るとともに、成年後見制度※の利用促進に向け、取り組みます。

① 成年後見制度の利用促進

伊勢崎市成年後見相談センター等の関係機関と連携を図りつつ、成年後見制度に関するパンフレットの配布や講演会を開催し、制度の普及啓発に取り組みます。

② 老人福祉施設等への措置支援

さまざまな理由により現状の生活が困難な高齢者に対し、老人福祉施設等への措置入所までの支援をします。

③ 高齢者虐待防止への対応

虐待の防止と早期発見に向けて、相談窓口である高齢者相談センターを周知するとともに、虐待防止の意識を高められるようパンフレットの配布や講座等において普及啓発に取り組みます。

④ 消費者被害の防止

高齢者を狙った悪質な詐欺犯罪等の被害を防止するために、警察や消費生活センター等関係機関・団体と連携し、被害に合わないための知識の普及啓発や情報共有、注意喚起に努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の心身の状態や生活環境などの変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員※に対する支援等を行うものです。

これまで、高齢者の自立と生活の質の向上を目指し、包括的・継続的ケアマネジメント業務の強化・推進を図るために、介護支援専門員を対象とした研修を実施してきました。

また、ケアプランの確認内容や介護支援専門員への指導・助言等について、高齢者相談センターと情報共有を行い、介護予防ケアマネジメントの質の向上に努めてきました。

取 組

今後も、高齢者の自立と生活の質の向上を目指し、誰もが質の高い適切な支援が受けられるよう、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から介護支援専門員研修を継続して実施していきます。

【介護支援専門員研修の年間実施回数】

区分	実績値			第 10 期計画期間		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施回数(回)	5	5	5	5	5	5

●令和8(2026)年度は見込値。

(4) 地域ケア会議の推進

高齢者が抱える課題の解決が困難な事例などについて、介護支援専門員や高齢者本人及びその家族などの関係者が連携して課題解決を目指し、必要に応じた多職種による地域ケア会議を行っています。

現在、地域ケア個別会議※、自立支援型地域ケア個別会議※、地域包括ケアネットワーク会議※、地域ケア推進会議※の地域ケア会議を設置し、個別ケース及び地域課題の検討を行う中で、高齢者の抱える複合課題の解決手法として地域ケア個別会議の有用性が理解・周知されてきています。

取 組

高齢者が抱える課題の解決が困難な事例等に対し、関係者が連携し課題解決を図ります。また、専門職の幅広い視点から援助方法等の助言を介護支援専門員へ行い、自立した生活に向けたケアプラン作成等につなげます。そして、個別ケースの検討で把握された地域課題を地域づくりや政策形成につなげていくことができるよう地域包括ケアネットワーク会議を定期的開催し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう地域における支援体制の整備を推進します。

【地域ケア個別会議の開催数】

区分	実績値			第 10 期計画期間		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
開催数(回)	17	18	20	30	30	30

●令和 8 (2026) 年度は見込値。

【自立支援型地域ケア個別会議の開催数】

区分	実績値			第 10 期計画期間		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
開催数(回)	10	11	11	11	11	11

●令和 8 (2026) 年度は見込値。

【地域包括ケアネットワーク会議の開催数】

区分	実績値			第 10 期計画期間		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
開催数(回)	9	6	6	9	9	9

●令和 8 (2026) 年度は見込値。

2-3 包括的支援事業（社会保障充実分）

地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、「在宅医療・介護連携の推進」、「生活支援サービスの体制整備」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」などの多角的な観点から高齢者を支援し、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実を図ります。

（１）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、群馬県、一般社団法人伊勢崎佐波医師会、介護事業所等と協力し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携強化を進めています。

取 組

在宅医療・介護連携推進事業は、以下の事業項目で構成されており、引き続き、関係機関との連携のもと、取組を充実していきます。

① 地域の医療・介護の資源の把握

医師会・歯科医師会・薬剤師会等の協力のもと、在宅で療養生活を送るための地域資源※や事業所の変更状況について定期的に情報収集及び更新を行い、それぞれの状態に合う医療や介護サービスを高齢者自身が主体的に選択できるよう、周知を図るとともに、医療・介護関係者間での情報共有を促します。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

在宅医療介護連携推進会議を開催し、学識経験者及び各団体からの代表で構成される委員により、在宅医療と介護の連携についての課題抽出やその対応策等を協議します。

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

関係機関・団体と連携しながら、引き続き、在宅医療と在宅介護が一体的に提供される仕組みづくりに取り組みます。

また、退院患者がスムーズに在宅介護に繋がるよう支援する「退院調整ルール」（平成 29（2017）年度策定）の運用状況について継続的に検証を行います。

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

退院調整ルールメンテナンス会議において、退院調整ルールを円滑に運用できるよう介護支援専門員と病院とで意見交換等を行います。また、医療介護現場のコミュニケーションツールである、MCS（メディカルケアステーション）を通じて、多職種同士の情報共有を促進します。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

高齢者自身の意向や心身の状態、家族の介護力等を踏まえ、一人ひとりの状況に合った適切な医療・介護を提供できるよう、在宅医療介護連携センターいせさき・たまむらにおいて医療職・介護職の相談支援を行います。

⑥ 医療・介護関係者の研修

医療職・介護職が相互の専門性や役割を学ぶ多職種連携研修等の実施を通じ、多職種間で顔の見える関係を築くとともに、今後も増加が予想される認知症への対応力や医療的助言を通じた医療・介護連携の実践スキル、介護職の医療知識の向上を図ります。

在宅医療介護連携センターいせさき・たまむらによる介護支援専門員や薬剤師、訪問看護師等を対象とした多職種合同研修会の開催により、多職種間の連携や医療、介護関係者の医療や介護の知識の向上を図り、在宅医療介護連携のネットワークづくりを継続します。

⑦ 市民への普及・啓発

市民公開講座を開催し、在宅医療・介護への理解の普及啓発を図ります。また、人生の最終段階のあり方を市民自ら選択した上で、安心して在宅での生活を継続できるよう、エンディングノートの周知に取り組みます。

【在宅医療介護連携センターいせさき・たまむら 相談件数】

区分	実績値			第 10 期計画期間		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
相談件数(件)	18	28	29	30	35	40

●令和 8 (2026) 年度は見込値。

(2) 生活支援体制整備事業

高齢夫婦世帯及びひとり暮らし高齢者世帯、認知症の人が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、地域の事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とした事業です。

平成 30 (2018) 年度までに、第 1 層協議体及び市内 11 地区すべてに第 2 層協議体を設置、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は全ての協議体に配置しており、各協議体が地域の実情に応じてさまざまな協議を進めています。

生活支援コーディネーターを中心に各協議体での活発な協議を行うことにより、地域支え合いづくりを推進し地域力の向上を目指します。また、就労的活動支援コーディネーター※の配置について検討します。第2層協議体において各地域独自の課題を精査・検討し、第1層協議体において市全体における支え合いの仕組みづくりを協議しています。引き続き、地域づくりや生活支援等のサービス基盤を強固にするため、さらなる活発な議論を展開し、地域社会の包括的な対応力向上を目指します。

【協議体の開催数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第1層協議体(回)	2	2	2	2	2	2
第2層協議体(回)	165	156	156	156	156	156

●令和8(2026)年度は見込値。

(3) 認知症総合支援事業

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でよい環境のもと自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境の整備を図ります。認知症の人やその疑いのある人に対して、認知症の発症を遅らせる、また、認知症になっても希望をもって生活できるような総合的な支援を行います。

認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援推進員の配置、「認知症ケアパス」の活用、チームオレンジの推進の実施に際して（P93～100 認知症施策）に記載するとおりです。

(4) 地域ケア会議の推進【再掲】

地域ケア会議推進事業の内容については、包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）の実施に際して（P87）に記載するとおりです。

2-4 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護保険事業の安定化を図るとともに、高齢者及び家族を支援するため、次の各種の事業を実施します。

(1) 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、以下の事業を実施します。

① 家族介護教室

介護を行う家族等に対して、必要な知識や技術等を学ぶ機会を提供することにより、家族等の介護力を高めるとともに、精神的な負担の軽減を目的に、家族介護教室を開催しています。

取 組

引き続き、家族介護教室を開催し、家族等の介護力を高めるとともに、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。また、介護に必要な知識や技術の習得とともに、介護者が地域の中で孤立することのない社会を目指した支援を継続していきます。

また、介護を行う家族等に対し交流会を開催し、参加者同士で情報共有、意見交換を行い、精神的な負担の軽減を図ります。

【家族介護教室開催数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
開催数(回)	3	3	3	3	3	3

●令和8(2026)年度は見込値。

② 介護慰労金支給事業

取 組

要介護4・5の人を在宅で通年介護（入院等で在宅を離れた期間が120日以下）している介護者の労をねぎらうとともに、老人福祉の増進を図ることを目的として、引き続き、介護慰労金を支給します。

(2) その他の事業

① 介護サービス相談員派遣事業

市に登録された介護サービス相談員が、介護サービス施設・事業所等に出向いて利用者の疑問や不満、不安を受け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組です。

取 組

これまではコロナ禍により高齢者施設等への訪問活動を十分に行うことができませんでした。令和7年度に改めて相談員を募集し、令和8年度には5名の介護サービス相談員に登録しました。今後は、相談員による訪問活動を再開し、受入れ事業所を段階的に増やしながら、利用者の声を介護サービスの質の向上につなげる取組として事業を継続します。

② 給食サービス事業

見守りが必要な在宅高齢者は今後も増え続ける傾向であり、給食サービス事業の必要性は高まっています。

取 組

引き続き給食サービスの提供により、在宅高齢者の健康維持・疾病予防、配食時における安否の確認及び孤独感の解消に努めます。

【給食サービス受給者数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受給者数(人)	749	750	760	760	770	780

●令和8(2026)年度は見込値。

③ 見守りライト貸与事業【新規】

ひとり暮らし高齢者等と離れて暮らす家族等が安心して生活を送ることができるように努めます。

取 組

引き続き、通信機能付き電球（見守りライト）を貸与することにより、住み慣れた地域で安心して暮らせるように見守りサービスを実施します。

【見守りライト貸与者数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
貸与者数(人)	140	193	220	260	290	320

2-5 認知症施策

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていくことが重要となっており、「新しい認知症観」に立って認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう総合的な支援を行うための事業を実施します。

(1) 認知症の人に関する理解の増進等

誰もがなり得る認知症について、市民一人一人が自分ごととして認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深め、認知症があってもなくても地域の一員として、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域を共に創っていくことが必要です。そのため、自分のできる範囲で認知症の人とその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」の養成等を引き続き促進します。

また、認知症の人やその家族が「本人発信」などができる場としてオレンジの会を開催し、その発信を地域に届け、認知症や認知症の人に関する理解の深化につなげます。

① 認知症サポーター等養成事業

取 組

－認知症サポーター養成講座－

講師役である「キャラバン・メイト※」が、地域や職域団体等を対象に、認知症の正しい知識や接し方についての講義などを行うもので、市内各地区の公民館等を会場とした定期開催と受講希望団体の申し込みによる随時開催を行うなど、受講者数の増加を図っています。

今後も、認知症に関する理解の促進と認知症にやさしい地域づくりを目指し、学童期のサポーターの養成等、幅広い年代と生活関連事業者などを対象とした認知症サポーター養成講座を開催します。また、認知症の人本人からの発信ができる場となるよう支援をしていきます。

【認知症サポーター養成講座受講者数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
受講者数（人）	1,028	786	内容については、次回11月に提示予定			

●令和8（2026）年度は見込値

－認知症キャラバン・メイト連絡会－

認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイト間の情報共有や市との連携を図り、より効果的な講座を開催することを目的とし、「キャラバン・メイト連絡会」を開催します。

今後も、キャラバン・メイト間の情報共有と市との連携を強化し、認知症サポーター養成講座受講者数の増加、また、世代及び職域の拡大を図ります。

② オレンジの会（認知症の人とご家族の交流会）

取 組

認知症の人とその家族の日頃の想いや悩みを話し合う場として、家族同士の交流会を開催します。また、現状では認知症の本人の参加が限られていることから、認知症の本人の参加を促し本人同士の交流会ができるように努め、認知症の人とその家族の不安等の軽減を図るとともに、認知症の人とその家族の声を地域に発信し、認知症の人とその家族が安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。

③ 『新しい認知症観』の普及啓発【新規】

取 組

「新しい認知症観」について、市の広報紙やホームページへの掲載、講演会を開催するなど、普及啓発に努めます。

④ 認知症VR体験講座【新規】

取 組

認知症の人が感じている空間を体験することや、認知症の本人のリアルな声を聞き、認知症の本人にどのように寄り添い、支え合えばよいのかを考えることで、認知症への理解を深め、認知症の人へ具体的な関わりが持てるように支援します。

（２）認知症予防

「認知症にならない」のではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という認知症予防に対する正しい知識を周知し、今後は一次予防となる認知症の発症を遅らせることや発症リスクの軽減に努めるとともに、二次予防となる早期発見や早期対応、三次予防の重症化を防ぐことなどの重要性についても普及啓発します。

① 脳いきいき講座【新規】

取 組

デジタルツールを活用し脳の健康度を測定することで、自分の脳の健康状態に関心を持ち、生活習慣を見直すなどの行動変容の機会を提供します。また、認知機能の低下が疑われる人を早期に把握し、早期受診や適切な支援につなげていきます。

更に、軽度認知障害（以下 MCI という）の理解を深め、MCI が疑われる人への支援も行っていきます。

- ② 介護予防把握事業【再掲】
- ③ 介護予防普及啓発事業【再掲】
- ④ 地域介護予防活動支援事業【再掲】

上記の各事業の内容については、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に際して(P82～84)に記載するとおりです。

(3) 保健医療と介護サービスの連携、介護者への支援

認知症に関する支援が必要な認知症高齢者とその家族に対し、早期に適切な医療や対応に繋がられるように、地域や関係機関などと密に連携を図り支援を行っていきます。

また、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、見守りやサービスの利用などの支援を行っていくとともに、家族の介護負担の軽減が図れるよう支援を行っていきます。

① 認知症初期集中支援推進事業

医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等の専門職がチームとなり、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置しています。認知症が疑われる人やその家族をチーム員が訪問し、適切な対応や早期受診へ向けた支援を集中的に行うなど、自立生活へのサポートを行っています。

取 組

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、関係機関等と支援チーム間で情報共有を図り、医療・介護サービスの利用を本人が希望しない等により社会から孤立している状態にある人への対応も含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなげる取組やチームの質の向上のための支援を強化していきます。

【認知症初期集中支援チームの支援者数・チーム員会議数】

区分	実績値			第 10 期計画期間		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
支援者数（人）	10	7	次回 1 1 月に提示予定			
チーム員会議数（回）	25	23	24	24	24	24

●令和 8（2026）年度は見込値

② 認知症地域支援推進員の配置

取 組

認知症地域支援推進員※（以下「推進員」という）を各圏域の高齢者相談センターに1名配置しています。推進員は、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関と連携を図るための支援や認知症の人とその家族を支援する相談業務等を行います。また、引き続き、認知症に関する相談窓口となる高齢者相談センターの周知も行います。

更に、市内9圏域の推進員同士が情報共有、情報交換などを行い、推進員が行う支援の質の向上を図るために「認知症地域支援推進員ネットワーク会議」を開催します。

【認知症地域支援推進員ネットワーク会議開催数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
会議開催数（回）	3	4	4	4	4	4

●令和8（2026）年度は見込値

③ 「認知症ケアパス」の活用

取 組

認知症の進行状況に合わせ、どのような医療や介護、福祉サービスなどを受けることができるかを示した冊子「認知症ケアパス※」を市広報紙や市ホームページに掲載するとともに広く市民や関係機関・団体に周知し、活用を促進します。（P100 伊勢崎市の認知症ケアパス参照）

更に、認知症ケアパスには、認知症についての病態や予防、相談窓口等も掲載しており、今後の備えについて理解でき、認知症の早期発見、早期対応につながるものであることを周知するとともに、必要に応じて見直しを行います。

④ 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者等の見守り体制を推進するため、認知症に関する広報・啓発活動、認知症高齢者等を早期発見できる仕組みの運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りなどの取組を行う事業です。

これまで認知症高齢者見守り事業として、「認知症高齢者見守りボランティア育成支援」、「認知症高齢者等の行方不明時の対応」、「『認知症サポーターのいるお店』登録事業」を推進してきました。また、令和6（2024）年8月より「認知症高齢者等個人賠償責任保険」のサービスも開始しました。今後は、こうした取組とともに、地域支援事業等のさらなる活用により、認知症の人の社会参加を促進し、地域での見守り体制の強化と家族の負担軽減につなげていくことが必要です。

－認知症高齢者見守りボランティア育成支援－

認知症の人の支援を行う「オレンジSUN※」登録者を対象に、認知症に関する知識や認知症の人への対応スキルの向上のために必要な研修を行うとともに、地域での認知症カフェの開催や見守り活動などの主体的な活動を支援します。

また、オレンジSUNのなかから、地域でチームとなってボランティアを行うチームオレンジメンバーの養成に努めるとともに、地域活動の推進を図ります。

【認知症高齢者見守りボランティア（オレンジSUN）登録者数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録者数（人）	653	706	次回11月に提示予定			

●令和8（2026）年度は見込値

－『認知症サポーターのいるお店』登録事業－

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識や対応ができる従業員がいる店舗等を『認知症サポーターのいるお店』として登録し、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進しています。

今後とも、業種の拡大などを図ることが重要となることから、事業の周知と理解の促進に努めます。

【『認知症サポーターのいるお店』登録店舗数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録店舗数（件）	151	156	159	162	165	168

●令和8（2026）年度は見込値

－認知症高齢者等の行方不明時の対応－

本市と伊勢崎警察署が締結した認知症高齢者等の徘徊及び保護対策に関する協定書に基づき、認知症高齢者等見守りサービス、認知症高齢者等見守り事前登録制度、認知症高齢者等個人賠償責任保険についての周知に努め、更なる登録・活用を促進します。

また、認知症高齢者等の行方不明時の対応として、認知症高齢者等が行方不明になった際に、早期保護につなげる体制の構築や発見時の対応を体験することを目的に実施している「認知症高齢者等見守り保護対策訓練」では、地域住民が行方不明となった認知症高齢者への実際の対応方法を習得しています。今後も警察及び関係団体との連携強化のもと、更なる事業の充実に努めます。

－認知症高齢者等見守りサービス－

GPS 機器を貸与し、高齢者等が行方不明になった場合に電話やインターネットで家族が現在位置を確認できるサービスです。GPS 機器は位置情報を確認できる有効な手段となりますので、引き続き、行方不明の際に早期発見、早期保護につながるよう、サービスの周知に努めます。

【認知症高齢者等見守りサービス登録者数】

区分	実績値			第 10 期計画期間		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
登録者数（人）	30	34		次回 1 1 月に提示予定		

●令和 8（2026）年度は見込値

●登録者数は、当該年度の新規登録者及び前年度からの登録継続者の合計

－認知症高齢者等見守り事前登録制度－

認知症などにより行方不明になるおそれがある場合に、家族などの申請により事前登録を行い、伊勢崎警察署と情報共有することで行方不明になった際に早期に発見、保護する制度です。引き続き、行方不明の際に早期発見、早期保護に有効な手段として、制度の周知に努めます。

【認知症高齢者等見守り事前登録制度登録者数】

区分	実績値			第 10 期計画期間		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
登録者数（人）	117	133		次回 1 1 月に提示予定		

●令和 8（2026）年度は見込値

●登録者数は、当該年度の新規登録者及び前年度からの登録継続者の合計

－認知症高齢者等個人賠償責任保険－

認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したなどによって、認知症の本人やその家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償します。引き続き、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、周知に努めます。

【認知症高齢者等個人賠償責任保険】

区分	実績値			第 10 期計画期間		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
登録者数（人）	62	82		次回 1 1 月に提示予定		

●令和 6（2024）年度は、8 月 1 日からの実績

●令和 8（2026）年度は見込値

(4) 認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援、社会参加支援

認知症の人が安心して暮らすために、地域における生活支援の体制を整備していく必要があります。認知症の本人の視点に立ち、周囲の理解や生活環境の工夫によって、日常生活の中の困りごとを減らしていくことが重要です。

本市では、厚生労働省が進める「チームオレンジ」の取組を認知症の人と共生社会の実現に向けたまちづくりと捉え、地域における「認知症の人の社会参加の場の創出」、日常生活を送るなかで関わることが多い民間企業などの「多様な主体との連携」を構築する仕組みとして展開します。

また、若年性認知症の人への支援として、関係機関などと連携を図り、若年性認知症の人とその家族が早期の段階から孤立せず相談ができるよう、相談体制の整備に努めます。

① チームオレンジの推進

認知症の人が出来る限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症サポーターが中心となってチームを組み、地域で認知症の人とその家族を支援する取組であるチームオレンジを地域ごとに構築し、活動を展開することで、認知症の人が尊厳と希望を持って生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる共生の地域づくりを推進していきます。

取 組

認知症サポーターが中心となってチームを組み、地域で認知症の人とその家族を支援する取組であるチームオレンジを地域ごとに構築し、地域の実情に沿った活動ができるよう支援に努め、認知症の人とその家族に対し早期から生活面等の支援を行っていきます。

② 集いの場の構築

認知症の人とその家族の社会的孤立を防ぐことや、認知症本人の自己有用感の維持、家族の介護負担の軽減に努め、認知症や認知症の人に関して正しい理解につながるように、認知症の人とその家族が気軽に参加できる市民の交流の場を構築します。

- ③ 認知症サポーター養成講座【再掲】
- ④ オレンジの会（認知症の人と家族の交流会）【再掲】
- ⑤ 『新しい認知症観』の普及啓発【再掲】
- ⑥ 認知症地域支援推進員の配置【再掲】
- ⑦ 『認知症サポーターのいるお店』登録事業【再掲】

ー伊勢崎市の認知症ケアパスー

認知症は下表のように進行していきます。その段階ごとに、適切な支援や利用できるサービスがあります。認知症ケアパスを見ると、認知症の進行に応じて「いつ」「どこで」「どのような医療や介護サービス」が受けられるか、といったケアの流れが具体的によく分かります。

認知症の段階	元気	認知症の疑い 軽度認知症（MCI）	認知症（初期）	認知症（中期）	認知症（後期）
	自立		見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活を送るには 支援や介護が必要	常に専門医療や 介護が必要
本人の様子	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりや介護予防に取り組む 地域とのつながりを大事にする 生活習慣病などの改善に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> もの忘れが増えるが自覚もある 計算間違いや漢字のミスなどが増える 	<ul style="list-style-type: none"> 同じことを何度も聞くようになる 物や人の名前が出てこない 置き忘れやしまい忘れが増える 	<ul style="list-style-type: none"> 「物を盗られた」などの発言をする 着替えがうまくできなくなる 道が分からなくなる 読み書きが苦手になる もの忘れの自覚がない 	<ul style="list-style-type: none"> 食事、トイレ、お風呂、移動など助けがないと難しい 車いすやベッドでの生活が長くなる 言葉数少ない 感覚（目・耳・鼻などの機能）は残っている
家族の心得・対応のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 本人と一緒に認知症予防に関する取組を実践 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢のせいにならず、気になり始めたら、早めにかかりつけ医や各種窓口相談 	<ul style="list-style-type: none"> 同じことを聞かれても、きちんと返答 取り上げず、本人ができないことだけをサポート 認知症についての勉強や介護保険サービスの利用を開始 	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな症状が現れてきて疲れる時期。人の助けを借りよう 通所系サービスのみでは困難、訪問系や泊まり系サービスなどの検討を 	<ul style="list-style-type: none"> 本人が安心できる環境づくりを心掛ける 最後の迎え方について家族間で話し合いをしておく
予防	身近な場所で交流できる場に参加する（公民館活動・老人クラブ活動会・ミニデイサービス等）				
相談	認知症や介護のことを相談する（高齢者相談センター）				
医療	診断や治療を受ける（かかりつけ医・認知症サポート医・認知症疾患医療センター）				
	専門職による相談及び支援を受ける（認知症初期集中支援チーム）				
生活支援	見守りサービス（認知症高齢者等見守りサービス、認知症高齢者等見守り事前登録制度、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業）				
権利を守る	日常生活の手続きや金銭管理の支援（日常生活自立支援事業） 日常生活の手続き、財産管理（成年後見制度）				

第3節 高齢者一般施策と関連事業の展開

3-1 保険外サービスによる在宅生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、以下の16の保険外の在宅サービスの効果的かつ効率的な実施に努めます。

(1) 本市独自の保険外サービス

サービス名	内容	実績値		第10期計画期間		
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
ミニデイサービス事業 (実施箇所数)	家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対して、行政区内の公民館等で創作活動や趣味活動、給食サービス等を提供	86箇所	87箇所	88箇所	89箇所	90箇所
日常生活用具給付事業 (マイサポ事業) (支給件数)	在宅生活の応援と自助(マイサポート)の支援を目的として、日常生活の便益を図るシルバーカー、入浴補助用具、電磁調理用具を現物支給	102件	120件	120件	120件	120件
緊急通報装置貸与事業 (貸与者数)	持病の急変などの緊急事態が発生した場合に、緊急通報装置のボタンを押すことにより、警備会社へつながり、速やかに高齢者の安全を確保する緊急通報装置を貸与	335人	320人	300人	290人	280人
紙おむつ等支給事業 (受給者数)	寝たきり等の高齢者でおむつを必要としている人に、紙おむつや尿とりパッドを自宅へ配送	540人	520人	520人	520人	520人
はり・きゅう・マッサージ 施術費助成事業 (受給者数)	はり・きゅう・マッサージ施術を必要とする人に受療券を交付	1,618人	1,650人	1,650人	1,650人	1,650人
訪問理美容サービス事業 (受給者数)	心身の障害又は傷病の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者が、自宅で理美容のサービスを受けるための費用の一部を助成	188人	185人	185人	185人	185人
介護慰労金支給事業 (支給件数)	寝たきり等の高齢者を在宅で1年以上にわたり介護する人に、介護慰労金を支給	253件	260件	270件	280件	290件

サービス名	内容	実績値		第 10 期計画期間		
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
住宅改造費補助事業 (支給件数)	高齢者の在宅生活の継続を目的として、高齢者の居住する家屋内等を改造する場合に補助金を交付。補助対象とする工事は、家屋内等のバリアフリー化工事	0 件	3 件	3 件	3 件	3 件
布団乾燥事業 (受給者数)	高齢者の衛生的で快適な生活のため、使用している布団の乾燥、丸洗いを実施。乾燥は年 10 回、丸洗いは年 2 回	70 人	75 人	75 人	75 人	75 人
介護用車両購入費補助事業 (支給件数)	寝たきり等の要介護高齢者を同乗させて通院等をする場合に使用する車いす仕様車両の購入(又は改造)に対し、経費の一部を補助	3 件	5 件	5 件	5 件	5 件
特殊詐欺対策自動通話録音装置貸与事業 (貸与件数)	電話を用いた特殊詐欺等の被害を未然に防ぐために、自動通話録音装置を貸与	228 件	250 件	270 件	290 件	310 件
特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業 (支給件数)	電話を用いた特殊詐欺等の被害を未然に防ぐために、特殊詐欺対策機能の付いた電話機及び自動通話録音装置の購入に対し、経費の一部を補助	31 件	30 件	30 件	30 件	30 件
エアコン購入費等補助事業 (支給件数)	高齢者の熱中症による健康被害を未然に防ぐため、高齢者世帯のエアコンの購入及び設置に対し、経費の一部を補助	21 件	30 件	30 件	30 件	30 件
家庭ごみ戸別収集事業	家庭ごみを指定収集場所まで持ち出すことが困難な在宅の高齢者に対して、家庭ごみの戸別収集を実施	213 人	250 人	270 人	290 人	310 人
防犯カメラ等購入費等補助事業	高齢者に対する犯罪の発生を抑止し、住み慣れた地域の安全と安心を確保するため、防犯カメラ等の購入及び設置に対し、経費の一部を補助	429 件	220 件	220 件	220 件	220 件
補聴器購入費補助事業	高齢者の聴力の低下を改善し、コミュニケーション手段の確保や認知症の予防を図るため、補聴器の購入に対し、経費の一部を補助	-	50 件	50 件	50 件	50 件

●令和 8（2026）年度は見込値

（２）成年後見制度利用促進事業 【新規】

平成 28（2016）年 5 月に施行された「成年後見制度の利用促進に関する法律」において、本市は「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、成年後見制度利用促進に関する施策について実施します。

① 利用支援

成年後見制度利用の必要性があるにも関わらず、親族がいない又は親族との関係が疎遠である等、親族による審判の申立てが期待できない場合においては、市長申立ての支援を行います。また、被後見人等が経済的に困窮しており、第三者後見人等に報酬を支払うことが困難な場合においては、成年後見制度利用支援事業を通して、申立てに掛かる費用や報酬等の助成を行います。

② 支援体制の構築

地域連携ネットワークの 3 つの役割（１．権利擁護支援が必要な人の発見・支援、２．早期の段階からの相談・対応体制の整備、３．意思決定支援・身上監護）を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を進めます。

③ 伊勢崎市成年後見制度利用促進協議会

地域連携ネットワークの構築を推進していく上で、令和 6（2024）年 4 月より「伊勢崎市成年後見制度利用促進協議会」を設置しました。弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職を構成員とし、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めていきます。

【伊勢崎市成年後見相談センター】

地域連携ネットワークの構築及びコーディネート、専門職による専門的助言等の支援や確保を担う中核的な機関を令和 6（2024）年 10 月より社会福祉協議会に委託し、設置しました（「伊勢崎市成年後見相談センター」）。本市との連携を強化し、制度の広報機能、相談機能等の強化を通じて成年後見制度の利用促進を図るとともに、後見人支援の充実や効果的な不正防止を図り、地域の権利擁護支援体制の構築を進めます。

3-2 高齢者福祉施設の整備（介護保険以外のサービス）

環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設である養護老人ホーム等については、現在、適正な施設数であり、引き続き現状を維持します。

（１）養護老人ホーム

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数（施設）	1	1	1	1	1	1
入所定員（人）	50	50	50	50	50	50

●令和8（2026）年度は見込値

（２）軽費老人ホーム（ケアハウス）

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数（施設）	5	5	5	5	5	5
入所定員（人）	90	90	90	90	90	90

●令和8（2026）年度は見込値

（３）老人福祉センター（入浴施設）

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数（施設）	4	4	4	4	4	4

●令和8（2026）年度は見込値

3-3 高齢者向け健康づくり事業等

壮年期からの生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を促進するとともに、健康寿命の延伸を目指して、高齢期を元気に、生きがいを持って暮らしていけるような健康づくり対策が必要です。

(1) 高齢者の健康づくり事業の推進

① ヘルスチェック機会の充実（各種健診）

取 組

健康教育や健康相談など、あらゆる機会を活用して、特定健診・後期高齢者健診や各種がん検診など健康診査受診の重要性についての啓発に努め、受診勧奨の強化を図ります。

また、高齢者の健康づくりを推進するため、健（検）診結果を活用した生活習慣病関連疾患の予防対策事業に取り組みます。

② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、国保データベース（KDB）システム等による地区診断と、それに応じた保健事業の実施及び保健分野との連携を強化するなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

取 組

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、国保データベース（KDB）システム等を活用した健康課題の分析とそれに応じた保健事業の実施、また介護予防分野と連携しながら、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

具体的な取組は、健診結果から個別支援を必要とする対象者の抽出を行い、生活習慣病等の未治療・治療中断者に対する受診勧奨、運動・口腔・栄養・社会参加などの観点からフレイル状態に着目した疾病予防、健康状態が不明な高齢者に対するアウトリーチ支援等、高齢者一人ひとりの状況に応じた細やかな対応を行います。また、介護予防等の地域支援事業を活用し、通いの場等へ積極的に出向き、健康教育や健康相談を通じた啓発活動も行います。

(2) 若い世代からの健康づくりの推進

若い世代から健康に関心を持ち、健診受診の機会を利用し、自分にあった健康づくりができるよう取り組みます。

取 組

健康づくりの支援として、様々な機会を利用して食育の推進や健康づくりの推進を進めるため、市民への情報発信を行います。積極的に体を動かす習慣を身につけられるよう、はつらつウォーキング教室や動ける体づくり運動教室を実施し、運動による健康づくりを推進します。

【はつらつウォーキング教室の参加者数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
参加者数（人）	1,387	1,490	1,490	1,600	1,600	1,600

●令和8（2026）年度は見込値

3-4 見守りと高齢者虐待防止対策に係る施策

見守りと高齢者虐待の防止対策体制等を強化するため、次の各種事業を実施します。

(1) 民生委員等と連携した見守り体制の構築

「ひとり暮らし高齢者調査」を実施することにより、高齢者の実態把握に努めるとともに、民生委員との連携により、高齢者の見守り活動を推進します。また、緊急通報装置貸与事業、給食サービス事業などのサービスを提供する事業者による見守り活動を行います。

また、群馬県地域見守り支援事業により、ライフライン関係事業者のほか、県域で活動する民間事業者・団体と協定を締結し、見守り活動を行います。

取組

見守りが必要な高齢者の実態を把握し、見守り活動に必要な情報及び今後の高齢者保健福祉対策等の基礎資料を得るため、引き続き民生委員による「ひとり暮らし高齢者調査」を実施するとともに、在宅サービス等を通じた見守り活動を継続します。

【70歳以上のひとり暮らし高齢者数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
高齢者数（人）	5,972	6,017	6,070	6,120	6,170	6,220

●令和8（2026）年度は見込値

(2) 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化

高齢者虐待への対応は、その防止と早期発見に向けて相談窓口である高齢者相談センターが周知され、相談体制の充実が図られています。また、基幹型地域包括支援センター※は高齢者相談センターの後方支援として、関係機関と連携を図りながら高齢者虐待防止への対応を行っています。

① 広報・普及啓発

取組

高齢者虐待の対応窓口となる高齢者相談センターの住民への周知徹底を行うとともに、高齢者相談センター等の関係者への虐待防止に資する研修の実施、虐待防止に関する制度等についての住民への啓発、介護事業者等へ的高齢者虐待防止法についての周知を行います。

② ネットワーク構築

取組

今後とも、早期発見・見守りと、保健・医療・福祉サービスの介入支援、関係機関・団体介入の支援等を図るためのネットワークの構築に努めるとともに、高齢者虐待対応マニュアルの適切な運用に努めます。

③ 庁内連携、行政機関連携

取組

地域ケア推進会議等の場を活用するなど幅広い関係者との間で、介護サービス相談員派遣事業における活動状況等を評価、検証を行い、高齢者虐待防止対策に取り組めます。

虐待事案が発生した場合は、成年後見制度の市長申し立て、警察署長による援助要請等、措置を図るために必要な居室の確保等に関する関係行政機関等との連携・調整等について迅速な対応に努めるとともに、特に居室等の確保について、社会福祉法人の運営する市内養護老人ホームに併設された緊急ショートステイの利用を積極的に活用します。

(3) 養護者による高齢者虐待への対応強化

適切な行政権限行使により、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導、又は助言等を行います。養護者による高齢者虐待の主な発生要因は、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」「虐待者の障害・疾病」となっていることから、主たる介護者である家族の負担や悩みを聞き、助言等を行う相談機能の強化や支援体制の充実に努めるとともに、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に努めます。また、養護者に該当しないものによる虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止に取り組めます。

(4) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化

養介護施設従事者等による施設における高齢者虐待については、群馬県をはじめ関係各所と連携・協働し、高齢者の権利が侵害されている状況をいち早く発見し、事態が深刻にならないうちに早期に対応します。また、調査等で虐待と判断した場合には、施設への適切な指導により再発防止の取組に繋がるよう努めます。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」となっていることから、養介護施設等に対して教育研修や管理者等への適切な事業運営の確保を促し、虐待防止対策を推進していきます。

(5) 地域防犯・防災組織の構築推進

防犯灯と防犯カメラは、要所を選定して計画的に設置しました。今後も、安全な地域社会の実現に向け、効率的な整備を進めます。

取 組

地域防災力の向上を図るため、避難所運営ゲーム（HUG）・災害図上訓練（DIG）についても継続して実施していきます。

【防犯灯設置数・防犯カメラ設置数・避難所運営ゲーム開催数・災害図上訓練開催数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
防犯灯設置数(基)	17,582	17,992	18,456	18,787	19,187	19,587
防犯カメラ設置数(基)	300	325	350	375	400	425
避難所運営ゲーム 開催数(回)	5	5	5	5	5	5
災害図上訓練 開催数(回)	4	5	6	5	5	5

●令和8（2026）年度は見込値

3-5 高齢者の生きがいと社会参加に係る施策

高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、次の各種事業を実施します。

(1) 高齢者の就労支援

元気で就労意欲の高い高齢者に就労支援を行うことで、生きがいを得ながら働ける場の提供、社会参加の促進が求められています。

取 組

シルバー人材センターでは、会員拡充のため、センター事業の内容を広く周知し、制度への理解を深める活動や地域の催しへの参加を行うとともに、高齢者を対象としたIT講習や就業に必要な知識・技能を習得する講習会、そして仲間とのコミュニケーションや生きがいを目的としたクラブ活動などを開催し、高齢者の生きがい支援や就労機会の拡大を図ります。

【シルバー人材センター会員数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
会員数（人）	466	515	490	490	490	490

●令和8（2026）年度は見込値

(2) 老人クラブ活動の支援

地域包括ケアシステムの中で、老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的組織であり、地域を豊かにする社会活動が期待されるなど、重要な役割を担っています。しかし、年々クラブ数、会員数の減少が進んでいる状況があるので、減少に歯止めをかける対策を行っていかねばなりません。

取 組

クラブに活動費を補助する補助金事業を継続し、老人クラブの意義や役割の周知に努め、クラブ数、会員数を維持することにより、高齢者が心豊かな生活を送れるきっかけになれるよう努めます。

【老人クラブ数・会員数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
老人クラブ数（団体）	139	136	128	128	128	128
会員数（人）	7,484	7,255	6,912	6,912	6,912	6,912

●令和8（2026）年度は見込値

(3) 活動の場の提供推進

高齢者が外出や交流の機会をもつことで、閉じこもりの防止効果や社会参加のきっかけとなることが期待できることから、身近な地域で気軽に交流できる活動の場が必要です。

取 組

ふれあいセンター、ふくしプラザ、その他公共施設などにおける居場所づくり活動への支援をします。

また、活動場所となる施設について、高齢者に配慮した設備の整備を進め、施設利用を積極的に促進するとともに、生きがいづくりや閉じこもり予防を推進します。

【主な高齢者施設の利用者数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
ふくしプラザ(人)	36,136	75,892	75,000	75,000	76,000	77,000
ふれあいセンター(人)	43,615	44,535	41,000	44,600	44,700	44,800
はつらつ赤堀(人)	2,545	2,501	2,550	2,600	2,700	2,800
みヤマセンター(人)	36,868	39,488	40,000	40,100	40,200	40,300
高齢者生きがいセンター(人)	3,032	3,389	3,000	3,100	3,200	3,300
境社会福祉センター(人)	18,386	20,969	20,500	20,500	21,000	21,500
境地域福祉センター(人)	10,708	9,977	10,000	10,000	10,200	10,500

●令和8（2026）年度は見込値

(4) 地域活動・生涯学習・趣味活動等に関する情報提供の拡充

より多くの高齢者に、地域での社会参加や健康増進を図るきっかけづくりとなる地域活動、生涯学習、趣味活動・文化・スポーツ活動等の機会について周知できるよう、積極的な情報提供が必要です。市広報紙や市ホームページを活用して、各種学習・趣味活動に関する情報提供を行うとともに、公共施設等への情報コーナーの設置など、情報提供体制の拡充を図ります。また、地域におけるさまざまな活動について、情報提供を行います。

取 組

公民館だよりや市広報紙、市ホームページを中心に学習情報を発信しているほか、各公民館等の施設内に情報提供コーナーを設け、ポスター掲示やチラシの配布による情報提供を行っています。今後も誰もが学びを通じてつながり、支え合うことのできる、持続可能な地域社会づくりを進めるため、学習情報の充実と効果的な発信に取り組めます。

(5) 生涯学習の推進

生涯学習は、学習者自身の技能・経歴の向上のほか、人材育成や地域社会の活性化、社会参加の促進につながるなど、さまざまな効果が期待されます。

取 組

時代の変化や高齢者自身の生活及び価値観の多様化に対応した講座や教室の開催に努めるとともに、高齢者自身がサービスの受け手としてだけでなく、担い手として活躍できるよう、高齢者向けの開催に努めます。また、各公民館で開催のセカンドライフセミナーは、高齢者を対象とした講座で、当該事業の開催を通じて、心の豊かさや生きがいが得られるよう講座内容の充実に取り組みます。

【セカンドライフセミナー開催数・参加者数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
開催数(回)	56	79	80	80	80	80
参加者数(人)	610	893	1,200	1,200	1,200	1,200

●令和8(2026)年度は見込値

(6) 敬老推進

豊富な知識と経験を有し、多年にわたり社会の進展に努めてきた高齢者が敬愛される地域社会を目指す必要があります。

取 組

持続可能な制度となるよう検討するとともに、引き続き、敬老行事委託事業や敬老祝い事業、長寿者慶祝訪問、90歳到達者記念写真作成等の事業を行います。

市民が、高齢者福祉についての関心を高め、理解を深められるよう、さまざまな機会を通じた情報提供や周知に努めるとともに、高齢者自身が自らの心身の健康の保持に努めるとともに、社会への参加意欲を促す環境づくりに努めます。

【敬老推進事業対象者数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
敬老行事(人)	32,415	33,150	33,737	35,000	37,000	39,000
敬老祝い(人)	972	1,037	1,030	1,080	1,080	1,080
長寿者慶祝訪問(人)	29	36	42	45	50	55
90歳記念写真(人)	305	329	300	370	375	380

●令和8(2026)年度は見込値

(7) デジタルトランスフォーメーションの活用

インターネットやパソコン等の情報通信技術の発達により、人々の生活が便利になる一方で、十分に情報機器を扱えなければ、必要な情報が手に入らない可能性もあります。本市においても情報メールや市ホームページ等での情報発信を積極的に取り入れており、情報を手に入れづらい高齢者が多いと考えられます。そこで、デジタル情報に関する知識を習得する機会を提供していきます。

取 組

高齢者の活躍を支援する観点から、必要とする支援の把握に努め、スマホの操作方法や活用方法に関する講座などを開催します。

【スマホ教室開催数・参加者数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
スマホ教室（回数）	10	0	15	15	15	15
スマホ教室（参加人数）	173	0	225	225	225	225

3-6 高齢者の住まいや移動手段等の確保に係る施策

高齢者等が安心して老後を過ごすためには、住まいに係る環境整備が重要であり、住宅や居住に係る施策との連携が重要です。在宅での自立した生活のためには、バリアフリー化など住宅の整備に加え、買い物や通院などの移動手段の確保が必要です。施設入所が必要になった場合は、自宅等で長期間待機することなく速やかに入所できる施設の整備が必要です。

また、所得や資産が少ないことや身寄り等がないことなどにより、地域での生活が困難となっている高齢者等も安心して暮らせる体制の確保が必要です。

(1) 特別養護老人ホーム等の整備

取組

介護度が高い高齢者のニーズに応えるため、特別養護老人ホームの整備とともに、要介護者に併せて要支援者も利用できる特定施設入居者生活介護の施設整備を推進します。また、退院直後の在宅療養生活へのスムーズな移行支援のため、地域における多様な療養支援を行う看護小規模多機能型居宅介護事業所や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定などを検討します。

【目標】

区分		既存整備済 施設	第10期計画期間		
			令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
広域型施設等					
特別養護老人ホーム	施設数				
	創設・転換				
	床数				
特定施設（混合型）	施設数				
	床数				
地域密着型サービス					
特別養護老人ホーム	施設数				
	創設・増床				
	床数				
認知症対応型共同生活介護	施設数				
	定員				
小規模多機能型居宅介護	施設数				
	定員				
看護小規模多機能型居宅介護	施設数				
	定員				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数				

内容については、
群馬県と調整中

●特別養護老人ホームの既存整備済数は、令和8（2026）年度末の見込み数

(2) 多様な住まいの確保

住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者の多様な住まい・施設について、地域の実情に応じて適切な供給と質の確保を促進します。

取 組

住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅への入所が、入所者の自立支援に資する適切なものとなるよう関係機関・団体と連携を図ります。

【住宅型有料老人ホーム】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数（施設）	50	52	54	-	-	-
入所定員（人）	1,354	1,366	1,409	1,455	1,485	1,515

●令和8（2026）年度は見込値

【サービス付き高齢者向け住宅】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数（施設）	16	15	15	15	15	15
入所定員（人）	574	550	550	550	550	550

●令和8（2026）年度は見込値

(3) 養護老人ホーム

養護老人ホームの整備については、高齢者福祉施設の整備（介護保険以外のサービス）(P104)に記載するとおりです。

(4) 高齢者に配慮した市営住宅の供給と民間賃貸住宅への円滑な入居支援に向けた取組

住まいの確保が困難となっている高齢者に対し、バリアフリー等的高齢者に配慮した市営住宅を供給します。また、群馬あんしん賃貸ネット（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅）の情報提供や、住宅セーフティネット法に規定された会議体である伊勢崎市居住支援協議会の活動等により、高齢者の入居を支援します。

取 組

市営住宅の入居者募集においては、高齢者世帯枠を設け、エレベーターが設置された住宅や段差が少ない等のバリアフリーに配慮した住宅を優先的に供給するよう配慮します。

また、伊勢崎市居住支援協議の構成員である居住支援法人等の関係団体と連携して、住宅の確保に配慮を要する高齢者に対して民間賃貸住宅への円滑な入居支援を実施します。

【供給及び支援戸数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
供給及び支援戸数(戸)	15	11	12	25	25	30

●実績値は供給戸数のみ

(5) 高齢者等の移動に配慮したまちづくりの推進

高齢化の進展に伴い、自家用車を利用できなくなった場合も安心して暮らし続けられるまちづくりを推進するため、鉄道や路線バス、コミュニティバス、タクシーなど、それぞれの公共交通の特性を生かしたネットワークを形成し、高齢者等の日常生活に必要な移動手段を確保します。

取 組

伊勢崎駅周辺の土地区画整理事業や都市計画道路の整備においては、総合計画や都市計画マスタープランに基づき、**ウォークアブルの推進**やユニバーサルデザイン※の導入など、人に優しい道路環境の整備による魅力あるまちづくりを推進します。

コミュニティバスについては、利用者の意見を取り入れながら、利便性向上のため路線の見直しやダイヤ改正等を随時行います。また、高齢者タクシー利用料金助成事業を一本化した、タクシー運賃等の一部を助成するタクシー活用事業（くわまるタクシー）の充実により公共交通の利用促進を図ります。これらの取組を通じて、高齢者等の外出機会の創出や社会参加への促進、買物や通院などの日常生活の利便性を向上させ、持続可能で誰もが暮らしやすい交通環境を目指します。

【コミュニティバス利用者数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者数(人)	295,724	298,024	299,000	300,000	310,000	320,000

●令和8（2026）年度は見込値

【くわまるタクシー登録者数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
登録者数 (人)	3,534	6,368	10,000	13,000	14,000	15,000

●令和8（2026）年度は見込値

3-7 災害及び感染症対策に係る施策

近年の頻発する災害において、高齢者が犠牲となるケースも多く、今後、ますます高齢者が増加する中、災害時に高齢者を保護する取組が必要となっています。

(1) 群馬県災害福祉支援ネットワーク

群馬県では、県と県社会福祉協議会の協働により、県内 21 の団体が参画し「施設間相互支援」と「災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣」という2つの仕組みでネットワークが構築されています。広域的な災害が発生した場合にはネットワークを活用し、要配慮者に対して福祉的な側面から支援を行います。

取 組

災害時における高齢者等の支援体制を強化するため、県や関係部署との連携を図り、介護サービス事業所に対する周知に努めます。

(2) 伊勢崎市災害時要援護者支援ネットワーク

本市では、平成 26（2014）年 3 月に、市内の老人福祉施設協議会等に属する 19 の介護老人福祉施設等と「伊勢崎市における災害時要援護者支援ネットワークに関する協定書」を締結し、災害時等における要援護者について、市の要請のもと、各施設に要援護者の一時緊急避難の受入れに関する協力体制を構築しました。

取 組

局地的な災害が発生した場合には本制度を有効に活用し、被災事業所を支援していきます。また、引き続き本制度の普及・啓発に向け取組の強化に向けて、関係部署と連携を図り、制度の持続性の確保にむけた取組を推進します。

(3) 災害時の避難確保計画の策定支援等

平成 29（2017）年 6 月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、「避難確保計画」の作成及び「避難訓練」の実施が義務化されたことを踏まえ、浸水想定区域の要配慮者利用施設に対して、「避難確保計画」の作成と「避難訓練」の実施を支援しています。

取 組

浸水想定区域の要配慮者利用施設にあって、未だ「避難確保計画」の策定を行っていない各施設に対して、引き続き、策定支援を行うとともに、新たに、開設するサービス事業所等に対しては、法改正の周知と「避難確保計画」の策定支援等を実施していきます。

(4) 福祉避難所の整備拡充

地震や風水害等の災害で被災し、自宅で生活できない方が一定期間滞在するために、市があらかじめ公共施設等を指定避難所としておりますが、高齢者や障害のある人など要配慮者の避難について、行政、施設管理者、地域が協力・連携していく取組が求められます。

取 組

一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者や障害のある人などを、事前に受入対象者として特定し、避難生活を送るうえで特別な配慮が受けられるよう指定福祉避難所の整備を進めていきます。

(5) 感染症発生時でも必要な介護サービスが継続的に提供できる体制構築

感染症が発生した場合においても、要介護者等が必要な介護サービスを継続して利用できる体制を確保することが重要です。また、介護サービス事業者には、感染症の発生時における業務継続に向けた計画の策定や、研修・訓練等の実施が求められています。

取 組

感染症発生時においても必要な介護サービスが継続的に提供されるよう、介護サービス事業者に対し、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定・見直しや、計画に基づく研修・訓練等について必要な助言・支援を行います。また、感染症発生時の対応について、関係部署、保健所、医療機関等との連携を図るとともに、介護サービス事業者間の連携など、必要な支援体制の整備を進めます。

第7章 介護保険料

第1節 介護保険料算定の流れ

1－1 介護保険事業の財源

1－2 介護保険料の算出方法

第2節 介護保険サービス量の推計

2-1 介護給付サービス量の推計

2-2 介護予防サービス量の推計

第3節 介護保険サービス費の推計

3-1 介護給付サービス費の推計

3－2 予防給付サービス量の推計

3－3 総給付費の推計

3－4 標準給付費の推計

3－5 地域支援事業費の推計

第4節 介護保険料の算定

4－1 第1号被保険者介護保険料基準額の算定

4－2 第1号被保険者の所得段階別保険料

第8章 介護保険制度の円滑な運営等

第1節 介護給付適正化の推進

1-1 介護給付適正化の取組

介護給付適正化は、任意事業における「介護給付等費用適正化事業」の着実な推進を図ります。

(1) 介護給付等費用適正化事業

介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度とするために、支援や介護の必要性の適切な把握と適正な認定に努め、介護を必要とする人を適正に認定し、真に必要なサービスを必要な人に提供するように、介護給付の適正化を図ることが重要です。

本市では、国の「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、介護給付等適正化主要3事業を推進します。そのため、県や国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）と連携を図りながら、事業者への指導・支援を行い、国保連の適正化システムや介護保険制度の趣旨普及等を通じて、適正化の必要性を関係事業者や専門職、市民等と共有していきます。

① 要介護認定の適正化【主要3事業】

要介護（要支援）の認定は、介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づき行う必要があります。適切に認定審査が行われるよう、一次判定への影響が大きい調査項目に重点を置いた認定調査員研修を実施します。また、認定調査票については全件点検するなどの取組を行います。

区分	第10期計画期間		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
認定調査票点検（件）			

② ケアプランの点検【主要3事業】

ケアプラン点検は、介護支援専門員が作成したケアプランが、利用者・家族の意向や生活環境、身体状況等を考慮し、個々の利用者の状態に応じて真に必要なとされるサービスを確保し、利用者が可能な限り自分らしい生活を営むことを可能にする自立支援につながるプランとなっているかを市が確認することで、適切なサービス提供につなげるものです。

本市では、国のケアプラン点検に関する指針やマニュアル等を活用し、介護支援専門員とともにケアマネジメントのプロセスを確認することで、ケアプランの質の向上を図ります。また、点検を通じて介護支援専門員の気づきを促し、適切なケアマネジメントの実践につなげることで、介護給付の適正化を推進します。

さらに、住宅改修費及び福祉用具購入費について、申請書類を全件書面審査し、利用者の心身の状況や生活環境等を踏まえ、必要性や内容の確認を行うことで、適正な介護給付の確保に努めます。

区分	第 10 期計画期間		
	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ケアプラン点検（件）			

③縦覧点検・医療情報との突合【主要 3 事業】

縦覧点検・医療情報との突合は、介護給付費の請求内容について、複数月の給付状況や医療情報等と照合して確認することにより、請求内容の誤りや重複請求等を発見し、適正な介護給付につなげるものです。

本市では、国保連合会から提供される縦覧点検及び医療情報との突合に関する情報を活用し、介護給付費の請求内容を点検するとともに、必要に応じて介護サービス事業者等への確認を行い、適正な介護給付の確保を図ります。

区分	第 10 期計画期間		
	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
縦覧点検・医療情報との突合（件）			

④給付実績を活用した分析・検証事業

国保連合会から提供される給付実績等を活用して介護給付の状況を分析・検証し、必要に応じて事業者等への確認を行うなど、適正な介護給付の確保に努めます。

1－2 制度の趣旨普及

介護サービスが必要な人を社会全体で支える介護保険の仕組みを広く周知し、制度の趣旨を市民や事業者と共有することにより、介護保険制度への信頼を高めることが必要不可欠です。

介護保険制度について、市広報紙や市ホームページに掲載するとともに、「介護保険利用の手引」や各種リーフレット等を発行し、周知を図ります。また、制度の趣旨普及を図るため、出前講座や事業者向けの制度説明会を開催します。

1－3 指導監督との連携

（１）指導監督との情報共有

県と市が行う指導監督事務において、苦情や告発等の情報に基づき、対象事業者への指導や不正請求等に対する監査を実施し、適正な事業運営と質の高いサービスの確保に努めます。また、県と指導監督体制の連携を図りながら情報を共有します。

（２）苦情・告発・通報情報等の適切な把握及び分析

市、県または国保連に寄せられた、事業者に関する不適切なサービス提供、不正請求等の苦情・告発・通報情報等の適切な把握及び分析を行い、事業者に対する指導監督を実施します。

第2節 介護サービスの質の向上

介護保険制度を円滑に運営するためには、限られた財源を効果的に使い、介護を必要とする人に適切なサービスを提供する必要があります。

本市では、国・県との情報共有や連携により介護サービスの質の向上に努めます。

また、利用者本人や家族からの介護サービス等に関する相談や苦情に対して適切に対応するとともに、苦情処理機関である国保連と連携し、解決に向けた対応に努めます。さらに、介護給付の適正化に向けた取組により、介護サービス利用者が真に必要なサービスの提供と持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

2-1 ケアマネジメントの質の向上

介護支援専門員は、利用者の心身の状況や生活環境、本人及び家族の希望等を踏まえ、適切なケアプランを作成し、必要な介護サービスの提供につなげる重要な役割を担っています。利用者の自立支援や生活の質の向上を図るためには、介護支援専門員が公正・中立な立場から、適切なアセスメントやモニタリング等の基本的なケアマネジメントを実施するとともに、多職種との連携を図りながら、質の高いケアマネジメントを行うことが重要です。

本市では、居宅介護支援事業所に対する運営指導や集団指導、研修等を通じて、適切なケアマネジメント手法の普及・定着を図るとともに、関係機関・団体との連携を進め、介護支援専門員の資質向上を支援します。

2-2 介護人材の確保、資質の向上

介護ニーズの増加が見込まれる一方、生産年齢人口の減少により、介護人材の確保が一層重要となっています。必要な介護サービスを安定的に提供するためには、介護人材の確保・育成に加え、職員が働き続けやすい環境づくりや、介護ロボット・ICT等の活用による業務の効率化を進め、限られた人材を有効に活用することが重要です。

本市では、介護サービス事業者や関係機関・団体等と連携し、介護人材の確保及び資質の向上に向けた取組を進めるとともに、県等が実施する研修、介護人材の確保・育成、外国人介護人材の受入れ等に関する情報を事業者提供します。また、介護職員の処遇改善や職場環境の改善に関する制度の周知を図るほか、介護ロボット・ICTの活用、業務の効率化等に関する情報提供を行い、介護現場の負担軽減とサービスの質の向上を支援します。

さらに、介護の仕事への理解や関心を高め、将来的な介護分野への就業につなげるため、高校生を含む介護未経験者等を対象として、介護の仕事や基礎的な知識・技術を学ぶ機会を提供します。また、介護職員の資格取得を支援することで、介護職員の資質向上と定着を図ります。

(1) 介護に関する入門的研修事業

介護未経験者を対象とした介護に関する基本的な知識や技術を習得するための研修を実施することにより、介護分野への多様な人材の参入を促進します。

また、研修修了者と介護事業所との効果的なマッチング支援について検討します。

(2) 介護職員初任者研修支援事業

介護分野における人材を確保し、安定して就労を続けてもらうために、条件が整った方に対し受講料を補助します。令和9(2027)年度以降も引き続き、介護のすそ野を広げるべく一般の方向けに周知を続けます。

【介護職員初任者研修補助金補助人数】

区分	実績値			第10期計画期間		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
補助人数(人)						

●令和8(2026)年度は見込値

第3節 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進

介護現場における事故を防止し、安全性を確保するためには、事故情報を収集・分析し、その結果を事故の再発防止につなげるリスクマネジメントの取組が重要です。

本市では、介護サービス事業者から事故報告を受け、報告された事故情報を適切に集計・分析することで、事故の発生状況や傾向等を把握するとともに、必要に応じて事業者への指導・助言等を行い、介護現場における事故の再発防止及び安全性の確保を図ります。また、国や県の取組と連携し、介護現場におけるリスクマネジメントの推進に努めます。

第4節 介護サービス情報の公表

4-1 情報提供等

介護保険制度は、利用者が自らの選択に基づき介護サービスを利用する仕組みであることから、利用者やその家族が介護サービスや地域の相談窓口等に関する必要な情報を適切に入手し、自身の状況や希望に応じたサービスを選択できる環境を整えることが重要です。

本市では、国が運営する「介護サービス情報公表システム」について、要介護・要支援認定の結果通知等を通じて周知するとともに、市ホームページや「介護保険利用の手引」等を活用し、介護サービス事業所や地域包括支援センター、生活支援サービス等に関する情報提供を行います。また、介護が必要となった際に、利用者やその家族が必要な情報を適切なタイミングで得られるよう、窓口や電話等での相談対応を含め、分かりやすい情報提供に努めます。

さらに、外国人住民が介護保険制度や介護サービスに関する必要な情報を得られるよう、やさしい日本語や多言語による情報提供を行うとともに、多言語による相談・通訳サービスの周知を図り、適切なサービス利用につなげます。

4-2 苦情・相談受付体制の充実

介護サービスや要支援・要介護認定に関する不満や苦情に対して適切に対応するとともに、苦情の内容に応じて、県や国保連等の関係機関・団体と協議・連携し、迅速な苦情解決に向けた対応に努めます。

第5節 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等

介護サービスを安定的に提供していくためには、介護サービス事業者の経営状況を把握し、地域に必要な介護サービスの確保や介護人材の確保等に向けた施策に活用することが重要です。

本市では、国が整備・運用する介護サービス事業者経営情報データベースについて、制度の趣旨や報告の必要性等を介護サービス事業者に周知するとともに、国や県と連携し、提供される経営情報や分析結果等を活用しながら、地域における介護サービスの安定的な提供に努めます。

第6節 低所得者への配慮

6-1 低所得者への配慮

低所得の場合でも必要なサービスが適切に提供されるよう、適正な審査に基づき、低所得者が介護保険施設等を利用する際の食費・居住費の軽減を図る制度、本市独自の事業である居宅サービスを利用する際の自己負担金の2分の1を助成する制度を継続します。

6-2 介護保険料の減免

本市では災害や収入減少、生活困窮などを事由とする納付猶予・保険料減免の制度を設けています。毎年度の介護保険料額決定通知書を送達する際などに、減免基準等を含め制度の周知を図ります。また、申請を希望する人に対しては、申請書の提出まで丁寧にサポートします。

第9章 計画の推進体制

第1節 連携体制

1-1 市民との連携

本計画の推進にあたって、高齢者とその家族をはじめとするさまざまな関係者に情報を提供し、相互の情報共有を図ることが必要です。また、市民への周知を図るため、市広報紙や市ホームページなど、さまざまな機会を活用します。

1-2 地域で支え合う体制づくりの推進

見守りや安否確認など、日常生活上の支援が必要な高齢者の増加が見込まれる中、豊かな経験、知識、能力を活かして、高齢者が地域における生活支援の担い手として活躍することが期待されています。すべての市民への介護保険制度や本計画の周知に努めるだけでなく、さまざまな人による地域での支え合いの拠点として地域住民が主体的に活動する場の設定や、地域での協働・連携による活動を促進し、高齢者が住み慣れた地域で、支え合って暮らし続けられる体制づくりを推進します。また、地域や個人が抱えるさまざまな課題を「我が事、丸ごと」と捉え、地域住民と行政が協働し、公的な体制による支援とあいまって、解決に向けた取組を進める、地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制を整備します。

1-3 関係団体との連携

地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、介護に関わる事業者、医療機関や医師会、地域で活動するNPOやボランティア、町内会・自治会、民生委員など、多様な関係団体や関係者と協力することが必要であり、さまざまな団体や人をつなぐネットワークの構築に取り組めます。

1-4 庁内組織体制の整備

高齢者保健福祉施策及び介護保険事業は、福祉、保健、医療、居住、まちづくり等広範囲にわたっており、その理念を具体化し、関係施策を効果的かつ計画的に展開するためには、関係各課が緊密に連携して取り組む必要があります。そこで、長寿社会部を中心とし、庁内一丸となって取り組み、連携する体制を整備し、計画を推進します。

1-5 近隣自治体との連携及び国、県との連携

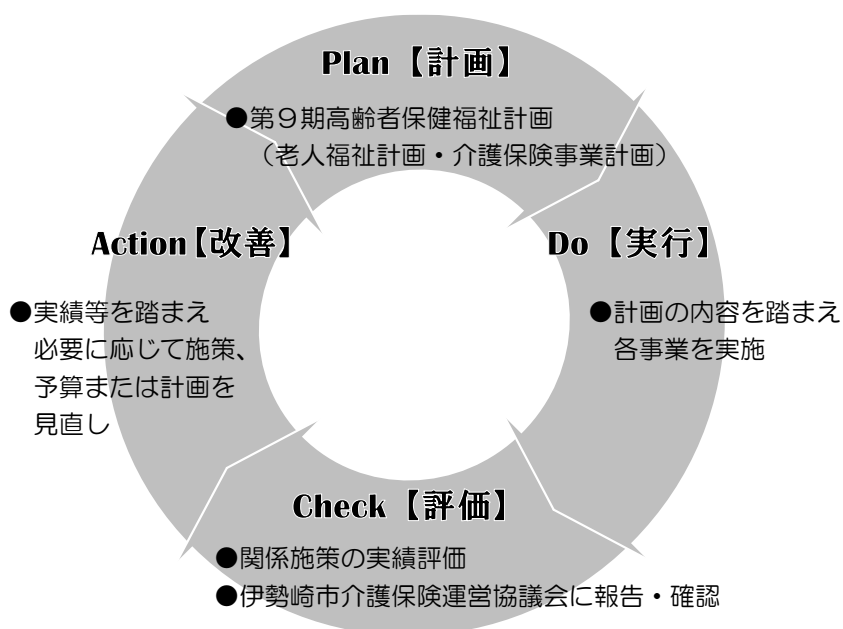
計画の着実な進行のため、近隣自治体や県との連携を図るとともに、財政的な支援や介護保険制度の周知などについて、国や県との連携を図りながら、円滑な運用に取り組めます。

第2節 進行管理

本計画に基づく施策を着実に推進するためには、計画の進行状況を客観的に評価し、点検する体制の確保が必要です。

また、地域それぞれによる高齢化の状況や介護・支援へのニーズに応じた計画の推進が今後さらに必要となることが考えられ、市として目指すべき方向性を明確にするとともに、地域の特性を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進することが求められています。

そのため本市では、行政による進行管理だけでなく、市民、サービス利用者、事業者などからの個々の意見・要望を確認する機会を設けるとともに、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、事業者及び市民代表者等で構成する介護保険運営協議会における意見等を取り入れながら、計画目標の達成状況や施策の推進状況の把握と評価を踏まえ、PDCA サイクルの手法による進行管理を行います。



◇ 計画の進行管理（PDCA サイクルのイメージ）

資料編

- 1 第10期計画における拡充または新規施策・事業
- 2 ストラクチャー指標
- 3 日常生活圏域別データ
- 4 その他のアンケート調査結果概要
- 5 伊勢崎市介護保険運営協議会名簿
- 6 設置要綱等
- 7 計画策定の経過
- 8 用語の解説

第 10 期伊勢崎市高齢者保健福祉計画

【令和 9（2027）～令和 11（2029）年度】

（伊勢崎市老人福祉計画）

（伊勢崎市介護保険事業計画）

（伊勢崎市認知症施策推進計画）

発行年：令和 9（2027）年 3 月

発行：伊勢崎市

〒372-8501

伊勢崎市今泉町 2 丁目 410 番地

TEL：0270-24-5111（代）

FAX：0270-23-9800

URL：<https://www.city.isesaki.lg.jp/>